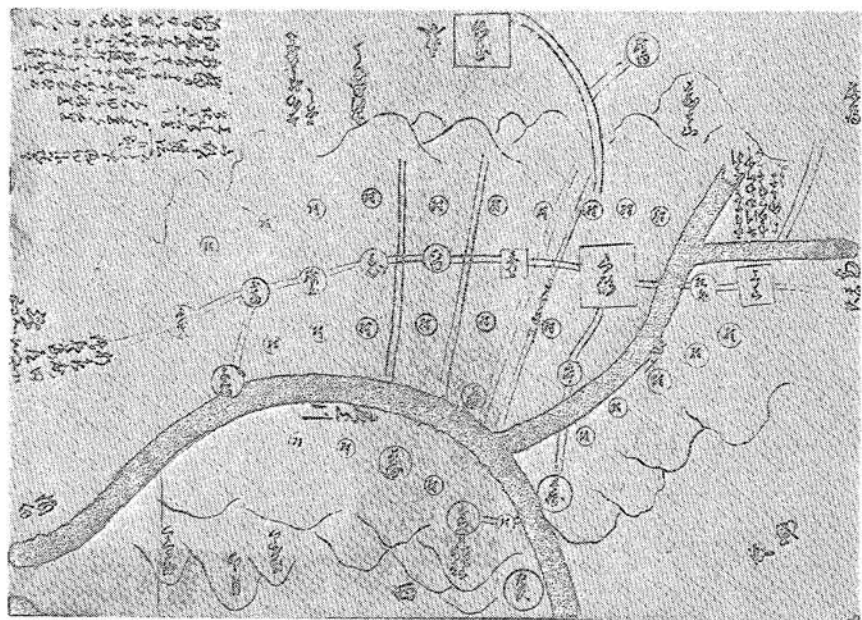


第三章

紅花商人の成立と発展



京都商人直買用生産地々図

第一節 紅花の集荷機構

1 目早とサンベ

村山地方の商品流通機構の最先端にあつて、その機能を握っているのが目早とサンベである。共にこの地方の特殊な称呼名であるが、いわゆる「牙僧」のことである。牙僧という職業は早く中世に見えるが、近世になるに従つて、流通機構が漸く整い、問屋・荷主・仲買という取引組織が体系化して来ると、この牙僧の活動が重要な地位を占めて来たのである。その定義を「日本經濟史辭典」から引用すると、「問屋と小売商人、又は生産者と問屋との中間に在し、概ね自己の名前において大量取引をなすものを仲買と云い、之に対し依頼者の名義を以て契約し、少量取引を仲介するものを『すあい』と称するに至つた。江戸にては之を才取と称すること多く、上方にては鳶とも呼んだ。」とある。

この定義に従えば、目早もサンベも共に牙僧に含まれるが、最上地方で呼ぶ両者は、性格的に多少の相異があつた。即ち、天明年間に出来た「仲真舊記并契約議定書」⁽¹⁾の中の「目早渡世之訳合書上」では、凡そ次のように述べ、両者の区別を立てている。

一、国産之紅花・蠟・漆・油・青苧を始、商人手先ニ相成取次渡世之者百有余人、近在郷江走廻、諸品之高下ヲ

見分、売買口目早(ク)見出し候者五拾人、商人中目早(ク)と名付しより、仲間渡世之者ヲ目早と唱ひ来り候この説明によれば、商人の手先となって生産物の集荷取次ぎを業とする者がサンベで、諸品の相場を見定めて、問屋や買次商人に売買斡旋を行なう者を目早ということになる。天明頃の山形領内には前者が一〇〇人余、後者が五〇人もおつて、各々の性格を別にして、流通機構の一端を担っていたのである。目早の相場立て特権は後述するように近世中期に確立し、後期幕末まで守られて来ているが、次第に荷問屋との結託が強くなって、他国より入り込む商人の自由集荷や素人買を抑圧する傾向さえ生ずるに至つた。嘉永二年(一八四九)以降山形藩主となつた水野家の史料は、目早の権限と弊害について次のように述べて、その性格を明らかにしている。

- 一、山形表御産物廻漕取捌之儀、第一最上紅花と号し、近国迄一圓に仕付売買に相成候得共、於山形は先々より目早と唱候もの凡六拾人程も御座候而、荷主之手先に相成、他国より入込候賣人(買か)或は白人買杯いたし候もの、取引自由之働出来不申、相場之高下悉く此目早之扱に而取引極候事と及承申候
- 一、山形城下至而繁昌御座候間、凡近国之諸品悉く山形へ持出し、夫より他国へ出し、又上方或者江戸其外之諸品に而も、一旦山形へ着荷之上、近国へ売捌相成候御儀御座候間、是等之ために、目早と申者荷主之手先に相成、捌方出来いたし、荷主共相互に荷数捌方之多少知れざる様に相成居候趣に承及申候

紅花に限らず、蠟・漆・油・青苧などの商品生産が発展して来る初期の段階においては、目早も後述のサンベもその性格がはっきりしておらず、殆ど両者を兼ねた業務であつたと見られるが、荷問屋や取次問屋が次第に確立して来

る延宝から元禄期頃になると、上方の紅花商人が山形に下つて来て、問屋と直接取引を行なうような場合が多くなつたので、仲介業者としての目早の独立を促したものであらう。

2 目早仲間の成立と変質

目早の性格が確立し、流通機能の円滑を図る上から必須の存在となるに及んで、享保十六年（一七三一）には藩の公認する所となつた。前記「目早渡世之訳合書上」によると、この年、山形の堀田藩が国産紅花の増産計画を考えたらしく、その基本資料として、領内の紅花商人および目早たち、村山郡内並びに諸国の生産調査を命じ、その報告を徴したことがある。この時の苦勞と功績に酬いるため、特に目早たちに対し、目早としての特権を与えたのである。この公認を得た目早たちは、間もなく「目早仲間」という株仲間を結成し、売買口銭の協定を行なうと共に仲間制度公認の代償として、藩庁に一定の冥加金を上納することによって、組織の整備と強化を図つたのである。

目早^(マヤ)仲真相定御届ケ奉申上候処、売買口銭之儀御尋ニ付、是迄何程之口銭と申定茂無御座候得共、売買向働次第太儀料申請渡世仕候段申上候処、紅花始諸商ひ向口銭無之候而者、目早ニ而渡世も難相成筈ニ付、口銭之儀相定申立候趣被仰付候ニ付、一同難有奉存候、左之通り奉書上候（注一―次表）

この書上によれば、享保期までの目早は全くの自由業で、何等の統制も組織も制度化しておらず、従つて口銭も各人の「売買向働次第」に、「太儀料」名目で申し受けて渡世していたに過ぎなかつた。公認後は藩の要請もあつて、諸品の目早口銭を協定したが、紅花の場合は一駄について、売人・買人の両者から各金一步宛の口銭を、公定料金と

して請け取る権限を規定し、そのための冥加金として、口銭の四分を上納することにしたのである。当時の仲間議定の詳細なものは現存していないが、その後、綿・塩の荷問屋に不正事件が発生、目早もまたそれに連座したらしく、天明年中に至って、仲間間の正常化を図るために、旧来の目早仲間申合事項を改訂して凡そ次のような「定」を議定した。

定

- 一 御公儀様御法度之趣堅相守可申事
- 一 目早渡世之儀者、商人衆中之致仲立、大前之金子等被相任候商賣ニ付、心底相慎ミ、匱忽無之様正直第一ニ可心掛事
- 一 国産之紅花商者六月中々相始候ニ付、其已前ニ惣致寄合、其節万端匱末無之様申合せ可致事
 - 附リ 紅花買子ニ罷出候節ハ、大金受取大事之渡世ニ付、無懈怠出精可致事
- 一 博奕掛之諸勝負ハ、兼而御制禁ニ者候得共、仲真之者右様之場所江決而立寄仲間敷候事
- 一 商取組之手附金並取引金等、一金たり共自由いたし、商人衆ハ断ヲ請候ハ、仲真相除可申事
- 一 商向ニ付故障等出来候ハ、早速仲真寄合、右懸り合之家江罷越、不引取片付可申事
 - 寄合入用ハ其者ハ為差出可申事
- 一 寄合之儀遅刻之者仲真相除キ可申事
 - 附リ 無挨拶合有之出席相成兼候者ハ、世話致方迄急度相届可申事

目早口銭協定額

| 品目 | 单位数量 | 口 銭 | |
|----|------|--------|--------|
| | | 売人より | 買人より |
| 紅花 | 1 駄 | 金 1分 | 金 1分 |
| 渋紙 | 1 両分 | 銭 50文 | |
| 蠟 | 1 貫目 | 銭 20文 | 銭 13文 |
| 水油 | 1 樽 | 銭 100文 | 銭 100文 |
| 青苧 | 1 駄 | (無記入) | |

(山口村阿部家文書による)

- 一 一定宿無之客仕、綿塩売出度段相頼候ハ、買手形預り置売出シ可申事
- 一 賣買之商人衆江乗合商之儀ハ可為法度候間、御触も有之候得共、心得違無之様急度相守可申事
- 一 附リ 取引之節、賣買共ニ客仁江最寄候者於有之、内乗ニ無紛候得者、不及評議仲真相除キ可申事
- 一 敬老、若輩ニ致添心、礼儀糺商引等可致事
- 一 附リ 名前之手形利払損払等ニ而、外客江人手ニ而紛廻候共、消シ印無之内者名前掛リ掛相逢不申ニ付、深ク致穿鑿請取可申事
- 一 綿塩其外諸国共ニ口銭ハ現金ニ貰請可申事
- 一 商取組之節、其家ニ江先ニ參リ候仲真有之者、先ニ之用濟聞立候上、諸相場等咄出し可申事
- 一 仲真寄合之節、用談已前ハ可為禁酒
- 一 附リ 喧嘩口論堅相慎可申事
- 一 株式讓渡之儀ハ、仲真内ニ而不承知之者尙人有之候共、不相成旨申かため候事
- 一 附リ 休株之者悴を渡世ニ差出し度候節ハ、世話方江願出し差図可相任事
- 一 一年ニ世話方江筆墨紙料差出し可申事
- 一 御呼出し之節者不及申、問屋元寄合入用相掛リ候ハ、世話役之分相除キ、残り仲真ハ早速差出可申事
- 一 右之条ニ堅ク相守可申候、万一於相背ハ仲真相除候共、一言之儀申間敷候、其連印致置候、仍而如件

議定は以上十六ヶ条から成立しているが、その内容の主なもの、商人の仲立をして大金を預かる商売であるから、
危忽のないよう、正直第一に心掛けること、商人から預かった手附金や取引金などで不正を行なわないこと、商人衆

へ乗合商いは禁制とすること、口銭は総て現金で請け取ること、商取組に際しては仲間の交渉を乱さないこと、株式譲渡や休株再興に際しては仲間の承認を必要とすること、世話方に年々筆墨料を差出すことなどで、この規則違反者に対しては、除名処分という罰則を設けて団結を固めた。

この仲間議定が行なわれる数年前、「仲真一同問屋附ニ相成、仕来之口銭之内四分御上様江御冥加奉上納渡世致（云々）」⁽⁴⁾ということが認められ、問屋と目早との機能的な結合関係が強化された。「問屋附」という意味については適切な解釈に苦しむが、仲間議定の第二項「目早渡世之儀者商人衆中之致仲立」という内容を示すものと思われる。山形には宝暦頃から上方諸品の仕込問屋の発生が目立って来るが、その仕入れ或は卸しの場合、問屋の側に立って仲介・斡旋の勞をとるといふ職務内容を打ち出したものである。紅花取引の場合は、山形の紅花問屋・荷主と、京都の買人との間の相場の調整、荷量の調達、取引き契約と手金の授受など、流通機能上最も大切な面を掌握することになり、最早、目早なくしては紅花の取引きは不可能な市場になった。

このように、目早仲間の性格が確立して来る天明期の山形は、別項で詳説したように、十日町や七日町の紅花市場が廃れ、従来の仕入宿はサンベを役使して産地から直接集荷せざるを得なかったのみならず、上方から直買いに下って来る紅花商人をも、山形の市場にのみ留めることは出来なかった。これは商業町たる山形としては非常な痛手であった。こういう事情下において、流通過程の中に目早制度を明確に位置づけたことは、発展しつつある山形の問屋中心の商業型態に、大きな時期を画したものと見えよう。

この反面、荷問屋たちが目早の仲介・斡旋に依存しなければ、円滑な取引きが不可能になると、目早の中にはこの特権を悪用して、市場を乱す場合も生じて来た。一例を上げると、悪辣な目早は相場の変動を予知すると、取引きに当たって他人名義を用い、代金決済に際して若し不都合な事態が生ずれば、その責任を名義人に転嫁して、再起不能

の損害を与えるようなことが絶えなかった。また、幹旋料としての口銭や手金を受け取ったまま契約荷量を渡さなかったり、高額の代金を踏み倒したり、多くの問題が発生したのである。

また、農村における花生生産の増大、干花加工の普及に伴って、領内商人の集荷方法に統制が欠け、抜荷が目立つて多くなつて来る。これにつれて、目早仲間の議定運用も次第に緩み、特に仲間加入の規制などは殆ど有名無実の状態となつた。すなわち、仲間以外の商人で目早同様の取引き世話を行ない、公然と口銭を要求するものが出現するに至つた。これらは勿論冥加金を上納しない潜り業者であるにも拘らず、公認目早自体が多くの違反行為を行なつてゐるために、その横行を取締る実権を失つて来た結果による。

もう一つ重要なことは、目早たちの「札商い」的変質である。商業都市としての山形が本格的な發展期を迎えると、仕込問屋・卸問屋の豪商が進出したが、彼等の投機性を狙つたのが「札商い」である。これはいわゆる「相場商い」で、「不束之売物」を取次いだり、或は「代口物も不致所持、端書等ニ而売買」するこの商売が、多くの場合、取引き上に危険を含んでいたことは言うまでもない。山形の有力商人の中に新旧交替が見られる原因の一つは、「札買い」に投資した失敗にあつた。

藩庁では目早業者のこういう不正・弛緩・変質が、領内わけでも山形の社会経済界に及ぼす影響、藩を支えている基盤の弱体化を考えると、目早の性格を本筋に戻すことが重要な課題となつた。そのために、しばしば目早の正常化を図る目的をもって藩令を布達し、町検断にその取締り方を命じている。特に秋元藩ではこの問題を重視し、寛政九年（一七九七）の如きは一月と五月の二回に亘り、次のような札商い禁止令を厳達して彼等の反省を要望し、堅実な取引の立て直しを図つた。

一、近来町方商人共酒田湊を見習、札商いたし候ニ付、去ル^(寛政五)五年停止被申出候之處、近頃相場商杯与名目を替、代口物茂無之品、目早共口錢等之利欲ニ拘り、不束之売物取次候ニ付、限月ニ至リ差引甲乙及出入、度々訴出候ニ付、以来相場商者勿論、代口物も不致所持、端書等ニ而売買いたし候儀者、嚴敷停止被申付候

一、目早共御地領^(地)之もの名前ニ而取次、又者金主なと、取拵、差引相滞候節、御地領掛^(地)リニいたし候儀聞々有之、不埒之至及聞候ニ付、此度目早共不残呼出、嚴敷申渡請印申付候、然上者商人共一統前書之趣急度相守、不束之商等不仕候様被申付候、万一心得違之者茂有之候ハ、急度咎可申付旨申付有之候、此段町内商人共江不洩様可相触候

巳正月廿五日

(前文及一、二項省略)

一、商売物之儀、正品物無之札を以売買いたし候儀者法度ニ候条、先達而相触候通ニ候、緞令正品物有之候とも、品数不揃等ニ而、始終出入も可相成商ひ事ハ、取組為致間敷候、他所引合之商者、猶以品物之有無能々可相糺事

一、紅花時節ニ至、町家店々ニ而干花売買いたし候節、近年者目早渡世不致、外商人も其場江立入、目早同様売買之取持致し、相談整候得者、口錢配分取候ものも有之趣相聞候、以来目早渡世之者之外売買之取持いたし候とも、口錢配分取候儀致間敷候旨、町家一同申付候間、此旨可存事

(一項及後文省略)

巳五月

しかし、このように進行しつつあった目早の動向・変質については、藩権や町役の監視をもってしても、中々阻止することは出来なかつたらしい。その後、目早仲間としての機構や統制をどのように改革したか不明であるが、水野家史料によれば、嘉永頃（一八四八）の山形には有力な目早が六〇人ほどもおつて、それぞれ荷主の手先となり、紅花の売買は勿論、諸品の取引きに欠くべからざる役割を果していたことに変わりはなかつた。勿論、札商いへの変質はいよいよ濃く、そのまま明治期に入つて全くの札商い業者となるのである。

3 小仲買人サンベの性格

通称サンベと呼ばれる小集荷業者は、目早たちのような仲間組織も、売買上の特殊な権限も持っていなかつたし、公的な制限規定や仲間としての拘束もなかつたようである。紅花サンベの場合は、干花加工业者や荷主・荷問屋の手先となり、買子となつて、あらかじめ仕入金の前借りをして、生花生産者の庭先から直接買い集めて来るいわゆる畑前商人である。独立のサンベは自己資本をもって集花し、それを町場の花市場に持ち出し、干花製造を専業とする花仕入宿と取引きを行なうか、或は在郷の花宿に持ち寄つて自由売買をしていたのである。

紅花サンベは紅花の生産増や、干花加工业普及に伴つて発生したが、享保期に出来た「名物紅乃袖」に「山家と申候て、仲買の者在々々生花買出し、市場に持参（云々）」とあるのは、その性格を示す初見のものであり、山形藩秋元家（明和四年
弘化二年）の家臣・山瀬遊園が書記した「山形雜記」に、「半夏一つ咲と申て無間違咲也、夫より二、三日之中に咲揃を見て、サンベと申して、町方々ポテイ籠を昇ぎ、数人買手入込（云々）」とあることは、サンベの業態をよ

く表わしている。しかし、流通機構の未成熟な中期以前には、目早との業務区別は明確でなかったから、在方の称呼慣例としては、後世まで両者を総称してサンベと呼ぶ場合も多かった。

諸商生産物の巡回集荷に従事するサンベには、これを専業としているものが多かったが、紅花のように極く短期間に集荷・処理を必要とするもの場合は、加工業者や大規模集荷業者は、専業者の外に、臨時雇傭としての専属サンベを使用することが多かった。これは、売り人である生産者側に言わせればサンベであるが、雇傭人側では普通「買子」と称し、集花資金の前渡しだけでなく、集花に必要な資材としてボテイ（昇ぎ棒）や箆の類まで貸与する慣習もあった。

紅花サンベを含む一般サンベ稼業に、特別な営業権が附与されていたかどうかは、史料的にはまだ明らかでない。上山・松平藩の町方サンベ業者たちがその営業権を確保する目的をもって、幕末の文久四年（一八六四）『元治元年に、町内のサンベ業者に限り、サンベ鑑札の交付方を藩役に請願した例があるが、それは許可にならなかった。「上山見聞随筆」によれば、この年「町方の仲買さんべ共に於て、サンベ鑑札を願ひ上げ、在方のサンベに鑑札御下渡無之様にと願ひあげたる処、此事御聞届け無し」と見える。その不許可の理由は明記されていないが、恐らくは、専業権を公認することによって、町方のみに仲買人の偏在することは、直接生産地帯における流通の渋滞をきたし、また、生産物取引きの最盛期に、重要な役割を果たす臨時サンベの成立や、買子の活動を制約する結果となると判断したためと思われる。

サンベ仲間としての活動を規制する定めはなかったらしいが、山形の花市場に出荷する場合の心得方については、藩庁および町会所から厳しい指示事項が示された。その内容は何れも最上紅花としての品質を保護し、粗悪化を防止することにあった。この問題については、別に「品質の低下」の項に述べておいたから省略するが、元文三年（一七

三八) 五月に、京都の紅花問屋から最上紅花の品質が著しく粗悪になったことを指摘されて以来、その改善に関する問題が俄かに表面化し、その責任の一端を負うサンベたちに対する上司の取締りが嚴重になって来たのである。

詳細且つ具体的な品質改善策については、十日町・七日町の紅花仕入宿から藩庁に上申した意見を基本にして、町中に触れ出されたが、そのうち、サンベを対象とする項目について見ると、花市場出しは暮過ぎ以後を禁止すること、商品は水花玉に限り、きせ玉・置花等の不良品の販売を禁ずることの二点が中心をなしている。これらの指令はその後もしばしば出されているが、年によっては、さらに新しい事項も附加される。「事林日記」宝曆四年(一七五四)の触書を引用しよう。

覚

(前三項省略)

一、さんべ共、紅花玉ニきせ花いたし候義、且又置花之類一切仕間敷候

一、紅花売買之義、市場定之通十日町・七日町ニ而斗売買可致候、直買之者右市場之外ニて相調申間敷候、且又先年願之通知相究候、水花板にのせ売買候様ニ可申付候、尤紅花玉小振ニ不仕売買候様ニ可致候、布木綿ニ包、ほくかむりのまゝ持出候ハ、買取不申様ニ可申付候

一、さんべ共売買キケ間敷候、一切仕間敷候、或者さんべ共仲真^(マコ)ニて申合、喧嘩、口論等申掛、店を騒し、売買の障ニ罷成候義、決て為致申間敷候、外々来ルさんへ共江宿々より急度可申聞候

永田次郎兵衛

五月廿二日

特にサンベ共の不正売買と風紀の問題は、花市場衰微の重要な因をなすので、上記のような触はその後も継続的に出されている。しかし、流通経済の広域化によって、市場の特権勢力を失いつつあった中で、前項で述べた目早たちの変質も、このサンベ稼業者たちの所業も、遂に取締まることは出来ないで終わった。

4 花買宿の発達

紅花生産のはじまった極く初期の頃は、生花の取引市場が未発達であったから、干花加工の段階まで、生花生産者自体の手で行なわれる場合が多かったのであるが、生産が高まるにつれて、生産と流通の機能分離が起こって来たのは当然である。それは、加工に要する労働力や設備の制約、加工品の品質の不統制、干花集荷の業務的不便などが主なもので、要するに生産機構の合理化の要求が、おのずから分業化・専門化を促したものと見られる。

これらの点について、もう少し具体的に述べて見よう。「名物紅乃袖」は享保期の事情を「近年手前干に紅花をいたし、是を山家^(サンベ)中買し、売買御座候、能花ハ不足ニ而、中々下沢山に候、水花下直ニてうりかね、畑より沢山出、仕廻遅ク罷成、売かね、手干に仕候」と言っているように、生花生産が高まって来た所に、毎日の市況の変動によって、残花が生じた場合には、止むを得ず手干しをしたが、その製品は「中々下沢山」で、商品性は至って低かった。それは、既に発生している加工專業者の技術には及ばなかったことを示している。

加工設備の問題については、特に「紅乃袖」の著者が「惣而入用多候共、小屋餘慶仕度奉存候」と述べているように、小屋その他の乾燥場設備が充分に整っていないなければ、干花加工は容易な業でなかったのである。このことは加工專業者に対しても言われることで、「日照の年ハ早速干上り候得ハ、其節ハついへ之様ニ被存、仕切算用御客様へ如何氣之毒、又ハ外の花屋々も仕切高ニ候得ハ、申訳も難立候、如斯あれは迎、雨之年ハ不自由千万、くさりも出候て

申分無之、難儀ニ奉存候、干場も右之通、日照の年ハ場所も入不申候得共、雨之年ハ大分の紅花一度に出し申故、場所無之候得ハ干場ニあまり、天氣に成候ても取干不申罷在」という危険に陥ることが多かった。

これからみれば先ず干場や収納庫の設備が先決で、それらに対する投資力の不足な零細農民や小商人にとって、大量の干花製造は不可能に近かったと言えよう。それに前述したような技術的な問題、洗い場としての用水の問題、或は労力の問題もあり、享保前後の農村の低い経済力と生産構造からすれば、農民は生花という第一次的生産の段階にとどまり、その生花は仲買サンベの手を通じて、第二次的干花加工業者に移るのが、在郷農村における生産構造の自然な常態であった。

加工業を経営するものは、主として生花仕入宿と称するものであるが、大規模の干花集荷問屋の中には、加工作業を自己の経営の中に組み入れて、地場における生産過程を掌握しているものもあって、一概に専業者として捉えることは出来ない。これらの加工業者は目早の斡旋によって、京都の紅花商人と取引高の契約を結ぶか、或は各人の思惑によって製品量を決定し、それに必要な生花を仕入れることになる。

この生花仕入宿という干花加工業者は、在郷市場にも散在していたが、享保期頃まではその数は僅かで、大部分は上方商人との取引関係の深い山形に集中していた。前記「紅乃袖」の記事によれば、旧来「町中に紅花買申者宿共ニ廿軒斗も御座候」とあるが、紅花の需要が伸びるにつれて、自己資本に乏しい輩まで多くの下人を雇い、多額の融通資本を投じて設備を整え、加工を始めるようになった。そのために、享保末期頃の山形の状況は「近年ハ五十四五軒、六十軒程花屋御座候様ニ相見へ申候」ほどで、花の時期には町中に関係業者がひしめき合うようになったのである。

これらの中でも、十日町の安田・有沢・北条などの花屋は、特に経営規模も大きく、「御客之仕入花ニ不構飯仕

入、掛り物多候得共、小屋乾場惣而のもの迄支度致置、不自由ニ無之様仕候故、紅花も心能出来、その上あつらへも多、廿駄三四拾駄も調被申、代表的な業者であつたという。その他、元文三年（一七三八）の平清水家文書によれば、紅花仕入宿仲間として勢力のあつた各町内の業者は、下表に示した通りで、紅花市場として最も有名な十日町に居住する一六軒を最多とし、七日町・横町・旅籠町に散在するものを合せれば、実に三三軒に達している。外にも各町内に中小業者がおつたから、「紅乃袖」に言っている六〇軒内外という数字は、必ずしも過大なものではない。

「宿」には単に花宿と称するものと、花仕入宿又は花買宿と呼ぶものがある。前者はサンベ宿とも言われ、一定の所属關係を持たないサンベ共が、自由に集荷した生花を持ち寄って売買する場所という性格が強いが、後者の場合は、サンベ衆を通じて生花ないし干花を集荷し、他の荷問屋と取引を結ぶ仲買業的な面が強い。仕入宿はさらに、上方紅花商人との直接取引も行なうので、荷問屋の性格も備えていた。そのために上方の紅花商人たちは絶えず相場連絡を怠らなかつたのみならず、産地に出買いをする場合には、これら仕入宿をもって定宿に指定し、そこを根拠地として自からも必要量の獲得に当たつた。後年の例であるが、京

山形町内紅花仕入宿經營者名（元文3年）

| 町名 | 宿数 | 業者名 |
|-----|-----|---|
| 十日町 | 16軒 | 与次兵衛、弥五兵衛、嘉右衛門、治兵衛、平右衛門、留兵衛、久左衛門、次郎兵衛、左治兵衛、与兵衛、茂左衛門、半左衛門、甚八、伝七、庄右衛門、忠兵衛 |
| 七日町 | 8 | 伝兵衛、勘七、勘蔵、弥次右衛門、十次郎、弥太郎、与三郎、源兵衛 |
| 横町 | 2 | 清右衛門、六左衛門 |
| 八日町 | 3 | 儀左衛門、善太郎、作兵衛 |
| 旅籠町 | 4 | 清次郎、玄瑞、喜左衛門、忠次郎 |
| 計 | 33 | |

（平清水深家蔵文書による）

都の吉文字屋は「例年紅花買宿」⁽⁸⁾として、山形の福島屋治助、楯岡の吉田勘右衛門を、また若山屋は山形の山口屋甚兵衛を指定している。こういう場合の仕入宿は、買次問屋としての性格をも現わしている。

山形のような中心の町場に成立した仕入宿や荷問屋の加工作業は、在郷の地主階層や大商人が加工業に進出し、或は生産農民自体や仲買人が手干しを営むというように、農村の生産機能が拡大して来ると、町場の加工業は次第に侵蝕されて来る。生産地に手干しが普及するのは、大体宝暦期を境としてのこと、この頃から農民層の分解に伴い、一方には経済力に勝れた地主的商人が発生し、在方市場を形成して、町方市場に対抗し得る実力を示すようになる。寛政十年（一七九八）頃の三井文庫所蔵史料の一節に、その変化を次のように述べている。

紅花調方、始者生花百姓方江罷越調申候、盛りニ相成候得ハ多分之事故、百姓城下江持参いたし候ニ付、買宿ニ罷在候而相調申候（云々）、干花ニ相成百姓手方之分、始者買宿へ持参いたし相調申候、町在中買之分者屯人ニ而式三駄も出来いたし事故、其所々江罷越相調申候

しかし、その手干生産量は同史料で「百姓紅花作り方之者共、凡七分通り者其日限りニ生花ニて売払来り申候、凡三分通り暮し方宜敷百姓手干ニいたし相払申候」と指摘しているように、生産地手干し分は寛政頃でも漸く三分通りに過ぎず、七分通りは生花のまま仕入宿や地主的商人層に売り渡されたのである。寛政以後在郷市場もいよいよ整備されて来るが、そうになると、群小の自由発生的な花宿と称するものは次第に縮小されて、在郷地主的商人の経営傘下に吸収されて行くし、そういう地主商人の支配下にあった生花生産農民は、彼等の従属的に手干し作業を行なうようになったから、生花のままの取引きは次第に減少する。山形の花市場が、天明期（一七八〇代）前後から全く衰微し

たという事実は、十日町や七日町にあった多くの仕入宿が、在郷の新興勢力に圧倒されたことを物語っている。

5 荷問屋の発生

享保頃の山形には、紅花仕入宿とは多少性格を異にした、専門の荷問屋に近い業者も発生していた。旅籠町の後藤小平次などにその例を見ることが出来る。この家は、古くから津軽侯の本陣を勤めていた程の旅籠屋で、紅花商いを兼営していた。しかし、本業の関係から、他の紅花仕入宿のように、生花を仕入れて干花加工までの作業が可能であったかは疑問である。恐らくは干花の集荷が中心で、上方の紅花商人との間に存在する買継荷問屋でなかったかと思われる。史料としては若干不完全であるが、享保十五年（一七三〇）戌七月の「指引目録」という仕切書を見ると、そういう性格が窺われる。

指 引 目 録

一金五百両者 但し考分判符印ニ而請取

内

金百八拾三兩考分四匁四分三厘三毛

是者手前仕切表則仕切ニ而わたし

金五拾貳兩貳分八匁七分七厘五毛

是者干紅花三駄五袋之代手前

仕切表ニ而わたし

(注) この後多少切れ

金七拾兩壹分拾貳匁六分七厘

是者草刈六左衛門へ仕切表渡し

金貳拾兩三分〇切れ 〇七厘

是者後藤平三郎へ仕切表渡し

金拾八兩貳分三匁壹分五厘

是者永田二郎兵衛へ仕切表渡し

金四拾七兩三分貳分四厘

是者土屋与次兵衛へ仕切表渡し

金五拾五兩壹分壹匁六分九厘六毛四

是者後藤小左衛門へ仕切表渡し

金廿壹兩貳分四匁壹分

是者鈴木忠右衛門へ仕切表渡し

金九兩貳分四匁四分

是者藤田長左衛門へ仕切表渡し

□^(九カ)口小以メ

金四百七拾九兩三分

銀拾貳匁七分三厘四毛七

指引残り

金廿兩式匁式分六厘五毛三

(注) この後多少切れ

右□紅花□致□受取金銀相□ □

殘金相渡此表無出入相濟候若相違候ハ、重而指引可致候

為後日之仍而如件

享保十五年

戌七月

羽州山形

後藤小平次

松坂屋弥右衛門殿

同 吉兵衛殿

宛名の松坂屋弥右衛門については知る所がないが、恐らくは上方の紅花商人であつたらうと見られる。この松坂屋からの仕切表は五百兩という高額で、当時の紅花相場は新金で三拾兩と四拾兩位であつたから、平均で計算すれば凡そ十五駄分に相当している。この年村山地方は「近年無之花へ水上りにて、おか畠へかれ申候而殊之外不足」という年柄で、山形近郷の干花生産高は凡そ三百駄位であつた。このうち、小平次が松坂屋に發送した分だけで二十分の一という額に上っている。

五百兩のうち式百三拾六兩は小平次分二口合計であるから、七駄ほどは小平次の集荷分で、残余の八駄ほどは共同

出荷が寄託荷である。指引目録に見える寄託人は七人であるが、紅花商人としての素性・性格を明らかにしていない。この史料より八年ほど下る前記元文三年の紅花仕入宿仲間名簿と対照してみても、六左衛門・二郎兵衛・与次兵衛などが、それぞれ草薙・永田・土屋の姓を名乗っていたものとすれば、享保史料に出ているそれらの人々は紅花仕入宿であったことになる。後藤平三郎や同小左衛門は小平次の同族で、仕入宿を経営していたものであろうか。何れにせよ、小平次を買次荷間屋として、他の七人は干花の集荷業者か、或は干花加工業者で、まだ荷間屋としての実質的勢力までには至らなかった商人層であったことが知られる。

以上から見ると、一概に紅花商人と言っても、その経営内容は単一でなく、サンベ宿があり、仕入宿があり、荷間屋があり、それぞれの特色を持ちながらも、中には仕入宿と荷間屋の性格を兼ねるものもあって、多くの商人を一樣に規定し理解することの出来ない複雑さがあつたようである。

- (1) 山口村阿部孝吉家史料「自早渡世之訳合書上」
- (2) 「山形経済志料」第一集
- (3) 前出阿部家史料
- (4) 全 前
- (5) 山形市史料編「事林日記」
- (6) 山形市地福寺蔵 「山形市史編集資料」第三号登載
- (7) 「山形経済志料」第一集
- (8) 高橋武彦編「高忠古文書叢書」第一号
- (9) 山形市地福寺文書

第二節 山形・花市場の変遷

1 花市場の成立

紅花市場は略して花市場と言うが、普通は単に花市と呼ぶ。干花加工業が一般に普及せず、その技術も幼稚な時代は、生花は特定の花市場に搬出されて、専門加工業者と取引するのが慣例であった。そういう取引市場で最も大規模で整備されたのは、山形の花市場である。この市場が成立した年代については明らかにされないが、山形が交易的町場として組織化され、しかも、最上紅花の生産が高まりかけて来た寛永期頃に当てるのが至当であろう。前記「目早渡世之訳合書上」によると、「寛永年中正月十日、地之利を見立石ヲ居、町割繩張被遊」、十日町以下三三カ町を定めた際、十日町に市神を建て、それ以南に正月初市を開いて賑わったという。さらに続けて「其後、御札ノ南者神前ナル故ニ、生花市場ニ被仰付、歳増ニ繁昌ニ相成」と、花市場の成立を伝えているが、その年月を明らかにしていない。最上紅花が移出税対象の商品として記録に出て来るのは、寛永の末年、保科藩領時代からのもので、寛文年間には干花生産量も明瞭になって来る事実から察するに、山形における一般商品の交易市場機構の中に、特設花市場として認められて来るのは、やはり保科藩前後の経済政策によったものと思われる。

発生頭初の花市立場権は、十日町に限り公認されたものかどうか不明であるが、生花生産の著しく伸びて来る元禄頃には、既に十日町と七日町に市場権が固定していた。元禄年間に編述されたという「山形故実録」を見ると、両町

の項に「紅花時は、十日町之内勝手次第出店いたし、紅花買申候」、「紅花時ハ七日町之内下之町ハ、紅花売之出店場」とあるから、十日町は以前は御札場より南に限られていたものが次第に乱れて全面開放的となり、七日町の場合は下之町に限定して出店が許されていたのである。

成立前半の花市場の機構およびその機能は凡そ以上の通りであるが、その後、市場の發展に伴つて、十日町に市場拡張運動が起きた。宝永四年（一七〇七）六月に、従来御札場から南方に限られていた市の立場規程を変更して、正規に横町まで延長を希望する運動であつたが、市場開設の場合は、町および立前衆の持つ権利は、古来独占的なもので、利害を伴うものだけにそれを変更させることは容易なことではなかつた。この拡張運動もまたそういう伝統的仕来りに阻まれて失敗した。しかもこの運動が契機となつて、花市の町場割が整備され、組頭たちによつて規約化されるという特権の強化が打ち出されたのである。この時の覚書を見ると、従来の町場を三ツ割にし、各年順番に市場として使用することにより、町全体の平均的繁昌を図ること、新しく紅花市場を設置することは一切認めないことを町年寄衆から申し渡され、町内組頭一六名の連印をもつて、一札を結ぶに至つた。

花市町場割付之覚

亥年立前

東 長左衛門ノ伊右衛門迄

子 年

同 伊右衛門ノ多兵衛迄

丑ノ年

亥年立前

西 権三郎ノ与兵衛家並屋敷迄

子 年

同 弥兵衛ノ喜兵衛迄

丑ノ年

同 多兵衛ハ弥右衛門迄

同 伝九郎ハ新兵衛迄

右之通年々番前之所ニ而紅花売買花市相立可申候

宝永四年丁亥六月

御札ハ横町ノ方ハ花市場願被申候故、町年寄衆迄申上候ハ共、古来御札ハ南ハ相立候市場ニ候ハハ、新方に願申上候義不罷成候由被仰聞候間、古来之町場ハ南ハ三ヶ所ニ割付、隔年ニ相立候様ニ被仰付候

一札之事

一、此度町内不残にきあいのため、花市場古来定来候町場より三ヶ所割合仕、当年ハ各年ニ相立筈ニ相談之上町場割仕、当年ハ花市場相定売買仕候、向後相定之通無相違各年ニ市場相立可申候、為後日判形仍如件

宝永四年丁亥六月十二日

組頭 六左衛門

(外一五名 省略)

この機構の確立と、後に述べる元文三年(一七三八)の市場機能の改革とによって、山形の花市場は、一応の整備を遂げることになったのである。

それ迄の花市場の構造は、前記のように「勝手次第」の出店であったというから、特殊市として、両町の立前衆による店割り制限もなく、開設の期間や時間等も一定していなかったらしい。しかし、山形周辺のやや温暖地帯の開花期は、播種期の関係から「半夏(七月二日頃)一つ咲き」、天童以北および河西地方は「土用(七月二十日頃)一つ咲き」であったから、摘花作業は太陽暦で七月五日頃から大凡七月末、八月初め頃に亘る。従って花市の開設期間はその摘花期間とほぼ一致していたものであろう。しかし、この市場の利用圏は確実に捕捉することの不可能な事情もあ

り、必ずしも一ヶ月の長期に亘る開設とは断定出来ない。

享保頃の地方別出荷量は、上山在から概ね二、三分通り、天童在から七、八分通りで、その外にも寒河江方面から若干の売り人が出ていたようである。南郷、即ち上山藩内は、蔵王山系と白鷹山系に依って囲まれた盆地で、その中央を須川が貫流しており、紅花の生産地としては最適で、その量こそ余り多くはないが、良質のものが生産され、山形市場では南郷ものとして歓迎された。市場開設中の賑わいについては諸書に紹介されているが、「名物紅乃袖」は享保頃の模様を次のように述べている。

紅花市場、七日町十日町両所へ、勝手くんに罷出相調申候、先十日町の辺、花屋ニ而沙汰仕候は、南郷の花ハ、上野山へ掛り紅花結構之由、昔之格ニ而かたしめの花出候得ハ、北方ハ花見事之様ニ申候得共左にあらず、南郷ハ狭ク北郷ハ廣シ、十之物七分八分ハ北在より出候、三式分ハ南郷より出申候ゆへ、惣而十日町へ北在ハ山家買出し持参仕候、中々北在より十日町へ花持参不致候ハ、市場も淋しく立兼可申様ニ被存候、然ば、花のよき悪鋪不及論、時節の運かと被存候

仲買・サンベたちは、在方生産地から集荷した生花を市場に持参し、「水ニひたし、木綿のきれ三尺斗成物かねのてにぬい、是にて丸クしぼり、水のたらく出候を、しとみ又ハ板・板戸にならべ、五ツ六ツ十廿持出」して売り競うのであるが、「紅乃袖」の筆者はその光景を「遠国と云ながら、買人売人の有様丸はだか、肌着斗、或ハ笠ミのを着し、物々鋪出たち、只狂人のことく、余国より来り見物せしハ、うたてき事なり」と、その取引きの熱気を描写している。山形案内記に「風流松の木枕」というものがある。前書同様、後藤小平治の書いたもので、明和年間に来

た。その中の七日町の項にも花市を紹介して、「この杭より七日町と云、軒数九十七軒、此町紅花時分の最中は市場を立、京都の紅華中買の旅人下りて売買仕る、他国の衆はしらぬ、其時分は男も女も狂人のごとく姿を崩し、いつ櫛の齒入たる儘やら、赤裸に成、何か一ヶ月の儲か一年中の暮しとなりぬこと故、前後を争ひ、親兄弟の見境へもあらばこそ、我劣じと買ふこととなり、昼夜の境なく賑ひ申なり」と、そのすさまじさを精叙して余す処がない。但しこの描写は明和年間のものではなくして、前者同様、享保頃の七日町の市場風景を描いたものであろう。実は、次項に述べるように七日町の花市場の繁昌は、明和頃には既に衰微していたのである。

花市開設の時刻にも、はっきりした制限規定はなかったが、「松の木枕」の最後に言っている「昼夜の境なく賑ひ申なり」ということは、必ずしも当を得た表現ではない。仮りに事実であっても、夜間までの賑わいは、最上紅花にとっては、決してよろこばしいことではない。

紅花取引きの夜間に及ぶことは、元文三年（一七八三）の平清水家文書に「近年花市場ニおいて花相調候宿共、見世出遅く、七ツ時（午後四時）或ハ暮ニ掛り買出し、夜ニ入四ツ時（午後十時）九ツ時（午後十二時）迄も買入申候」とあるように、享保頃からの慣習であったと見られるが、この夜間取引きは、生花の処理に甚だしく悪影響をあたえ、引いては干花の品質低下を来たす重要な因をなしたことは言うまでもない。仕入宿主たちがこの弊風を矯正するため、元文三年六月に藩庁に対して、市場開設の時間を正午から暮時に限るよう、その取締り方を要望した。しかしこの規制は後年まで守られなかった。その原因の一つは、京都に紅花問屋仲間成立以来、生産地における買い急ぎが多弱まったために、農民の摘み方が緩漫となり、市場出しがおのずから遅れ勝ちになったこと、もう一つは、買値を下げる目的をもって、仕入宿自体が計画的に見世出しを遅らしたことにあった。このような訳で、花市場の開設時間を制限するということは遂に出来なかつたようである。

2 紅花市場の機能の低下

花市場の繁昌は、商業都市山形の一つの象徴的なものとなっていたが、その最盛期は元禄から享保期にある。寛保三年（一七四三）の史料に、「十日町・七日町・旅籠町紅花市場、住古々相立売買仕来、他町三而直買之紅花一切相調不申、両町市場ニ限相調来候」と言っている様に、花市場公認の時点において、両町にのみ売買の独占権が附与され、町規としてその特権保護に当たって来たことに繁昌の原因がある。しかし、享保期を過ぎる頃から、その盛況も漸く衰退の兆を示して来る。

それを誘発したものに、享保二十年（一七三五）京都に公認紅花問屋仲間の成立がある。その目的は、自由競争買いによる紅花相場の変動を防止することにあった。その上、遠隔地間の流通機構としては、迅速且つ安全を期する上に、重要な役割りを果す筈の制度であった。しかるに、この独占権は間もなく幾多の弊害をもたらし、山形の花市にも悪影響を及ぼすに至った。

公認問屋の性格は、もともと京都における荷受けの業務を果たすものであったが、成立して間もなく仕込問屋に變質の傾向を示し、生産地に買人を遣わして直買いを行なうようになった。それにつれて、山形の仕入宿や加工業者の中の買次ぎ商人は、委託量確保のために、専属の買子やサンベたちを、生産地で直接的に大量の集荷に当たらせるものが生じて来た。また、農村における作付地の拡大と生産量の増加、干花加工の普及は、農村市場の成立を促がし、京都の間屋と直結するようになったので、山形の花市場出店が漸減の傾向を現わして来たのである。

十日町・七日町の花市関係者は、こういう傾向の見えはじめて来た元文三年（一七三八）に、堀田藩庁と連絡の上、「買人共生花ニて相調不申様」と出買いを禁じたが、効果を収めることが出来なかったので、寛保三年（一七四三）

閏四月に再び花市衰微の状況とその原因について詳述し、「先格之通、紅花仕入直買之もの共両町市場へ罷出、水花或ハ生花ニ而も勝手次第売買仕候様被為仰付度(云々)」と、藩庁に願書⁽³⁾を提出した。この頃は紅花買人たちの産地進出は益々激しくなり、花市場の不振は紅花仕入問屋やサンベ・花買宿まで、強くその影響を受けるようになったのである。

乍恐以書付奉願候御事

一、紅花之儀御國産物之第一御座候得ハ、紅花上産を以御百姓様ニ罷成、御町中之者共渡世相統仕(中略)十日町。七日町。旅籠町紅花市場往古々相立賣買仕来、他町ニ而直買之紅花一切相調不申、両町市場ニ限相調来候町規ニ御座候、然ル處近年古来之格相失ひ、紅花直買之者共、他町或ハ遠在迄罷越相調候者共数多在之、近年両町市場見世粗減少仕、他領并遠在之口入込者すくなく、花市場賑ひ薄御座候得ハ、両町之もの共迷惑至極ニ仕り、別而一兩年以來見世粗不足ニ御座候故、紅花買人共おのつから見合ニ罷成、屋之内見世出来兼、平日同然之儀御座候得ハ、紅花賣買之儀夜ニ入或ハ夜更候得ハ買出申候故、市場之相賑ひ不罷成、直買紅花仕入問屋・さんべ并宿等迄難儀至極ニ奉存候、畢竟直買之者共、他町或ハ遠在迄罷越相調申候間、見世粗減少仕、自然と夜更至商賣仕候故と奉存候、依之當夏々向後紅花直買之もの共両町市場ニ罷出、生花にても水花ニ而成共、相對勝手次第第二賣買仕候様被為仰付被下度奉願上候(以下省略)

寛保三癸亥閏四月

十日町願主

久右衛門(外六六名略)

七日町願主

伊右衛門（外四九名略）

十日町組頭

嘉右衛門（外一四名略）

願書を受けた堀田藩庁では、時宜を失せず五月七日（六、二八陽曆）付をもつて、願意に対応する注意書⁽⁶⁾を公布し、商売人は勿論生産農民に至るまで、その徹底方を申し渡した。内容は前文を加えて八ヶ条から成り、生産上の心得から、サンベ共の集荷・販売の在り方、市場開設の改善等に及ぶものであるが、その主要な点は次の二項にしぼられる。

- 一、古来より十日町・七日日両町紅花賣買之市場相定、買人共ハ市場ニ而買求候處、近年他町又ハ在々迄罷越相調之様罷成候ニ付、惣而及難儀候趣相聞へ候儀ヲ、今年よりさんへ共ハ格別、直買之もの市場外ニ而相調候義令停止候、右両町市場（外脱か）へ罷出調候もの有之者、市場之者共致吟味、其旨申出候様ニ申付置候事
- 一、さんべ共ハ随分處々にて買出し、市場へ持出可致商売候、市場之外ハ売買之義堅無用ニ可仕候事

紅花市場の特権回復を願ひ出た人々は「十日町・七日町之儀（中略）、往古より紅花市場被為仰付相立来候町規御座候」と述べ、また藩庁でも「古来より十日町・七日町両町紅花売買之市場相定、買人共ハ市場ニ而買求候」と、その町規を認め、互に市場機能の確認を図っているのであるが、思うほど簡単に解決はつかなかつたようである。町規と言ひ、藩則と言つても、それは飽くまでも堀田藩領内のみに通用することで、他藩や公領には何等の拘束力を持つものではなかつた。当時の堀田藩領は山形各町の外に古館組・平清水組・上野組・谷柏組・松原組・落合組・植木組・要

害組・蔵増組など、旧南村山郡の一部と東村山郡の大半、約一〇万石に亘ったが、必ずしも紅花の主産地を抑えていたとは言いがたい。高嶺・天童以北、長崎地方、最上川以西の寒河江・谷地など、重要産地は殆ど管知外にあったから、山形の新興商人に従属するサンベや集荷人たちの、領外における取引活動を規制監督することは事実上不可能なことであった。

宝曆期を迎えると、在方に成長しつつあった新興市場はいよいよ勢力を増大し、町方市場に対抗して来る。これにつれて、山形の花市立前衆の焦り方は深刻で、藩庁および町役を通じて、例年のように出買いを禁じ、花市の復興を策するが、宝曆十四年（一七六四）六月に触れ出した次のような通達を最後に、その後しばらくは情勢を静観するようになった。

覚

一、紅花売買之時方ニ候間、御自他之者共大勢入込可申候間、火の元用心別て入念、諸事昼夜致油断間鋪候、勿論喧嘩口論無之様ニ相慎可申候

一、紅花摘様之儀、朝露之内熟花成を摘取候様ニ可心掛候、ほうし白根者勿論、未熟成花決而摘入申間敷候

一、買人共見せ出し候儀、遅く無之屋時々始、日々相応之売買可致候、下直ニ可致心掛候而、見せ出シ遅ク、或ハ買人共申合、見せ置不申様我か儘仕方致間敷候、少しニ而茂怪儀相聞候ハ、御当地商人共勿論、他所商人者其宿々御詮儀之上、急度可被仰付候

一、さんへ共紅花ニさせ花致候義、且亦生花之類一切仕間敷候

一、紅花市場之儀、定之通十日町・七日町ニ而斗売買可致候、直買之儀ハ右市場之外ニ而相調申間敷候、且亦先年願之通如相究り候、水花切ニ參由（たゞ）売買可致候、尤紅花玉小ふりニ不仕売買候様ニ可致候、ほふかむり之儘

持出候者買取申間敷候

一、さんへ共売買抜ケ間敷儀一切仕間敷候、或へさんへ共仲真ニ而申合、喧嘩口論等申掛、店を騒、売買之障ニ罷成候様成義、決而致申間敷候、外々来りさんへ共へ者其宿々々急度可被申聞候、右之趣前々相触候通急度相守様ニ、從御役所被仰出候間、早々町内へ不洩様可被申聞候 已上

右之通申承候間為念申入候 已上

申六月十日

江口茂右衛門

水口久右衛門

明和期に入ると、流通制度の大改革があつて、特定の花市場の機能はいよいよ弱められ、その存続の意味を喪失するに至つた。即ち、明和二年（一七六五）に幕府は従来の花市場屋仲間制による専売権を廃止し、京都における紅花商人の自由取引を認めた結果、生産地における売買機構にも大きな変化を生じ、これまでもしばしば述べたように、在郷の仲買と花買人、或は新興商人と京都の紅花商人との直接取引が顕著になつて来た結果によるのである。これ以来、十日町や七日町の市は單なる三齋市として、一般交易市場化し、山形としての異色ある風景を漸次喪失する結果を招くようになった。

3 紅花市場の衰亡

山形藩のとつて来た花市場の保護政策は、商業都市としての經濟發展のため、いわゆる「町内不残にきあい（賑わい）のため」であり、さらに、花市場以外の出買禁止は、幕藩の財政々策の章で触れたように、領内における出荷

役の増収を企図したものであった。こういう重要な意味をもつ花市場の衰微は、町場にとっても藩庁としても、拱手すべき問題ではなかった。

在方商人の勢力の伸張、京都紅花商人の在方市場への直接進出と商業資本の投下、町方紅花荷問屋と在方商人との経営提携など、紅花流通の上からも、或は、商業都市としての立場からも、その影響は軽視出来なかつたので、七日町では、天明元年（一七八一）五月に藩庁に対して、生産者の庭先売買の禁止と、花市場の特権回復のことを請願した。言うまでもなく、藩庁では直ちにこの願を承認して、その趣旨を領内に申渡した。その内容の第一は市場売買の勵行と庭先取引の禁止であり、第二はサンベ以外の者の在方出買いの禁止である。

先年於七日町紅花市有之候処、近年等閑ニ相成紅花市相止候、此度相願候ニ付、先年之通申付候、依之追付紅花売買之時節相成、自他領之者共大勢入込事ニ候得者、火之元盜賊之用心昼夜入念油断仕間敷候、紅花売買之儀、右市場江持出し致売買、自分宅ニ而者売買仕間敷候、尤在方江さん遍（ハ）之外直買罷越候儀可為無用候、右之趣領分町々江相触候間、此段地中門前之者江も申付候 以上

壬五月十七日

追而領分ニ被罷在候同宗并配下へも通達可有之候

新井甚五左衛門

樋山十蔵

法祥寺 瀧門寺 光禪寺 長源寺

しかし、既に生産および取引の形態に大きな変化をきたしていることを無視して、単なる藩令をもって、旧來の

花市を復興させることは不可能に近いことである。果たせるかな、在町の新興商人たちやサンベたち小前のものども、在郷の生産者たちから、取引きの自由を統制して、花市場の独占権を擁護復活しようとする、藩庁の時代錯誤的な政策に対して、激しい反撃が起きた。この在町挙つての反対勢力に驚いた藩庁では、僅か二十日後に、先の花市復興のための出買ひ禁止令を、撤回せざるを得ない醜態をさらすに至つた。⁹⁾「万端只今迄之通(云々)」ということは、妙な表現であるが、藩は元文期以降衰退を続けて来た花市の再興を思い止まり、自由取引きを公然と認めたことになる。

先達而於七日町紅花市之儀相願候ニ付、前例之通申付候処、在町小前之者共難儀之趣粗相聞候間、各紅花市相止、万端只今迄之通申付候、此段地中門前共江(茂)可被申付候 以上

六月一日

○印

(以下前に同じ)

花市復興計画の失敗は、表面的には前記の諸点に原因を求めることが出来るが、もっと深い内在的な問題があった。即ち、七日町や十日町の紅花商人たちが、市場という流通機構の復活によつて、紅花の集荷権・専売権を再び把握しようとした策謀に対する反感が強かつたことである。近世中期の後半頃から成長しつゝあつた在郷の干花加工业者、或は干花集荷商人たちは、一方においては高利金融資本家として、一方においては土地集積者として、地域の生産と流通の二面を掌握し、おのずから都市商人と性格の異なるものに發展していたので、商業資本ないしは金融資本にのみ支えられていた都市商人よりも、或る意味ではより安定的な存在であつたと見られる。在方にこういう勢力を占めたものは、旧来の上層農民や支配階層に多かつた関係から、地域的な親近感や村落成立機構などからいよいよその勢力を扶殖することが出来、流石の藩権も山形商人の強引な掛け引きも遂に及ばなかつたものと思われる。

前記、天明元年の市場復興願は、残存の史料から見れば、七日町単独の請願であつて、十日町もまたこれに同調したものが明らかでない。しかし、述べ来たつたように、生産・流通事情の変質が花市場の衰亡を招いたものとすれば、仮りに十日町の請願がなかったとしても、七日町と同じような運命に立っていたことは言うまでもない。

花市の開設は、大場たる山形に限つたことではなく、売買の便宜から、生産地の中心的な郷市場にも季節的に特設された。寒河江から落裳部落にかけての最上川沿岸の畑地帯に、「花買場」という地名がある。伝えるように、摘んだ生花をサンベ衆に畑前渡しをした場所とすれば、それは古い時代における自然発生的な一つの花市場であつたろう。元禄二年（一六八九）の「楯北村（寒河江市）差出明細帳」¹⁰によると、寒河江の新町には毎月九日・十九日・廿九日、同じく七日町には七日・十七日・廿七日と、各三齋市が開設されていたが、安永六年（一七七七）の同村差出帳¹¹によると、この市日の外に「六月九日・十五日迄、紅花市毎年新町へ市立申候」と、紅花市の特設が加わつてゐる。この紅花市日を新たに規定した年月は不明であるが、元禄以後の生花生産の増加によつて、従来の無統制な花買場とは別に、紅花市場を特設整備したものであろう。また、宝暦十年（一七六〇）の「天童宿村々差出明細帳」¹²に、「紅花市場五日町ニ前々々立来り、在々々売ニ参り申候」とあり、天童にも既に宝暦以前から開設されていたことが明らかである。在郷町たる谷地や楯岡・長崎などは、定期の交易市場が立っていたが、史料的に紅花市の存在は確認出来ない。寛保二年（一七四二）「長崎村差出大概」¹³に「六月廿八日・晦日迄三ヶ日市相立申候、此節ハ他所他国者入込申候」とあり、一見花市場を思わせるが、これは帷子市で花市ではない。こういう特定市の開設されない場所は、定期市を利用するか、商人所属の手先買子やサンベたちの自由集花にまかせておいたものであろう。

このように、生産地域毎に市場が出来たことが、前記のように、山形の花市を苦境に追い込んだ一因でもあるが、生産地における自由集花活動が激しくなるにつれ、在地の支配者的有力商人を中心とする小集荷人・サンベ・生産者

の集团的結合が出来て、生花取引機構としての在方花市場をも、おのずから不要なものとしたので、山形の花市場に
ついで自然消滅するに至ったものと見られる。

- (1) 「山形経済志料」第四集
- (2) 「山形市史編集資料」第一三号
- (3) 「山形経済志料」第二集
- (4) 「山形市史編集資料」第一三号
- (5) 同 前
- (6) 同 前
- (7) 山形市史 資料編「事林日記」
- (8) 〃(9) 「山形市史編集資料」第二号「龍門寺書留帳」
- (10) 〃(11) 寒河江市史編集資料叢書
- (12) 〃(13) 明治大学刑事事博物館蔵「柏倉家文書」

第三節 江州・伊勢商人の市場開拓

1 日野商人の山形進出

山形という町は、南北朝期の延文元年(一三五六)に、斯波兼頼によって始めて城下町として形成された所であるが、

その後裔たる最上義光は、むしろ商工業の町として経営したのである。その結果、近世初頭頃から町方商人の抬頭とその活躍が顕著になって来るが、その経済的基礎を固めたものに、江州商人の一団があったことは見逃せない。いまそれら商人の進出や発展の経過を詳述する余裕を持たないが、近江商人と呼ばれる人々の系譜から見れば、凡そ日野商人と八幡商人の二系統に大別され、山形地方への進出、或は定着の年代からすれば、日野商人の方が八幡商人よりも若干早いものと見られる。

その代表的商人に山形の村居家(旧村井)と浜村家がある。伊豆田忠悦氏の研究⁽¹⁾によれば、「井筒屋浜村家と村居清七家は、江州薩摩村出身の兄弟を先祖」とし、その後、共に日野に出て商人化したものと言う。近世の初期には早くも行商人として、羽州方面に進出したが、山形に定着して経済の基礎を固め、村居家は元禄頃には十日町に豪壯な店舗を構え、文化年間には三軒分の抱屋敷を有し、秋元家の用達を勤める程の富を蓄えるに至った。

その間、日野商人は行商の形をもって、山形に進出する者が著しくなったが、享保頃から彼等の掛け売り商法の弊害が長ずるに及んで、その進出禁止令が発せられた。即ち山形藩主堀田氏は享保六年(一七二一)に領内に対し、「日野商人方より、古手買掛致候族有之候様相聞候、畢竟宿致候者有之故之義ニ候、向後一夜之宿、暫之腰ヲモ掛申間敷候」と、一般領民の日野行商人に対する便宜の貸与を禁じたのであるが、このことは、間接的には日野行商人の進出を締め出したことになった。日野商人の掛け売り商法は、寛文・延宝頃から向上して来た商品作物の換金期を、代金の仕払期としたいわゆる貸し売りなので、特に紅花の生産地には頗る調法されたことは言うまでもない。特に元禄以降に入ると、上方物資に対する農民の購買欲が高まり、旧七月の上半期分の仕払い額が高み、農村経済を圧迫しただけでなく、藩にとっては、このために滞納者が増加し、藩財政に影響することが大きくなったのである。

行商掛け売り禁止の表面的・直接的理由はたしかにこの点にあった。しかし、もう一歩さぐれば、その目的はもっ

と重要な所にあつたものと見られる。元禄頃からの商業界を見ると、近世初期に山形に定着した近江商人の一部や、最上家臣の末裔で商人層に転向した資本家、或は旧來の地元商人などの中には、既に小売り商人に商品を卸す商人売り、いわゆる問屋に發展しているもの、手広の雜貨を商っている店先売り、いわゆる小売り商人などが成立し、山形町場の商業活動はいよいよ繁昌の時代を迎えていた。藩の經濟的基盤はそういう商業資本に支えられていたのであるから、そこに進出して来る行商人の勢力によって、町場の安定勢力を破られることは、商業經濟の保護政策上黙認を許さない問題であつた。

この禁止令の發動によって、山形という行商市場を失つた日野商人は、やがてあらたな活路を在郷農村に求めるようになる。このような情勢下にあつて、同じ日野商人の流れを汲んでおりながら、既に山形の商權を掌握し、荷問屋としての基礎を固めていた村居家の如きは、蓄積された資本力をもって、次第に藩の財政に結びつき、特權商人として優遇されていた。堀田藩の日野行商人排斥政策の如きは、或はこういう既成勢力の自衛手段として、藩庁に働きかけた策謀があつたのではあるまいかという疑問の節も感じられる。

地方における商業の發達は、近世中期頃から漸く顯著になつて来るが、それは狭小な領域經濟から広域流通經濟への進展に伴うものであることは言うまでもない。それは、商品性の高い生産物資の増産と、売却による余剩利潤の取得向上を基盤とする所の、一般社會經濟の拡大と消費生活の生長の上に成立する。近江商人の山形進出は、正に村山地方における商品作物の發展期をねらつたもので、取り扱つた商品の内容は、古手・木綿・繰綿・蚊張など、上方の文化的日用品が主なものになつており、その返えり荷として、紅花や青苧を仕入れている。寛文八年（一六六八）の記録によれば、「從羽州山形、上方へ商買人毎年指登候」荷物の量は、「年間紅花四百五拾駄、青苧四百三四拾駄、真綿拾六七駄、蠟五拾貳三駄、漆五六駄」ほどに達している。これら大量の登せ荷が、總て近江商人の手を経た返え

り荷と見なすことは早計であらうが、それにしても、上方市場と直接関係の深かった村居家や、その他の近江商人の商業資本の動きは大きかったものと思われる。

2 日野系・村居家と浜村家

村居家の独立資本が確立して来るのは近世中期頃からであらうが、もともと、有力な上方商人との経済関係を持たなかったと見られる同家が、商業をもってその地位を固めて行くためには、地元商人と提携することによって、その資本に頼る以外にはなかったと思われる。後に述べるように、早くから稲村家の経営に参加している事実は例証の一つである。古い資料は至って不足であるが、京都の松任屋徳兵衛から稲村家に出した寛延三年（一七五〇）の紅花勘定仕切^{（一）}を見ると、△印の紅花一駄六袋の銘柄がすべて「今天」となっているのが注目されよう。この△は村居家の屋号であるから、村居家は当時に稲村家と提携し、その資本をもって紅花の集荷を行なっていたことが知られる。

その後、両家は縁戚関係を結ぶことによって、天明頃からの協力態勢はいよいよ緊密さを加え、村居家の実力と手腕は、稲村家の経営に積極的に立ち入るようになり、多額の稲村資本を運用し得る実力を占めるに至った。寛政年間の例を見ると、四年（一七九二）には一、四〇〇両、八年には一、五四〇両、一〇年には二、八三〇両、十一年には三、五〇〇両という大金を動かして両者の利潤を上げている。そして文化年間には万福丸・万代丸という五百石積みの商船を所有する、山形有数の荷問屋に成長し、遂に秋元・水野両山形藩の御用商人という地位を獲得するに至った。これは全く近江商人の典型的な存在と言えるであらう。

紅花商人としての村居家の史料は、現在殆ど散逸してしまっただが、稲村家文書に若干見ることが出来る。その一つに寛政六年（一七九四）の「最上仙台紅花仲間^{（二）}」という帳簿がある。これは村居清七から稲村七郎左衛門に紅花買方

を報告したものであるが、これによれば、村山地方の集荷業者数名をもって「仲間買」という組織を作り、その集荷圏を村山地方から仙台方面にまで拡大していったことがわかる。天保頃になると、山形の長谷川家などは盛んに仙台方面に進出するが、村居たちのこの進出が先鞭をつけたものと言えよう。報告書から仙台花買口を示せば次の通りである。

覚

(最上花省略)

ノ八百四拾七袋

金六百八兩三分ト四匁八分八

仙台花買口

②仙花

宮 村田

(省略)

ノ五百九拾袋

酒田着

代金五百三拾兩三分ト永三匁壹分

内

八ッ割三金百九拾九兩ト永四匁式分八七

横町勘右衛門叁分

引残而金仲間分

八ツ割五金三百三拾壹兩式分ト永廿三匁八分一

最上
仙台 紅花仲間

メ金九百四拾兩式分ト四匁壹分七

「最上仙台紅花仲間」の機能を見る史料には乏しいが、主要生産地に仲買集荷人を配し、村居が荷受人、荷問屋としての実質的な機能を握り、この仲間の資本的実権を持っていたのは稲村であった。報告書の後半にはさらに青苧集荷状況を記録し「右之通指引表ニ而出入無之相済申候」と言っていることから見れば、紅花の仲間買いに対しても運用金は稲村から前渡しになっていたことが窺われる。

この仲間組織は、稲村の屋号を冠して「金仲間」と称するが、村居の実に巧妙な商法と言えよう。組織の運用金が総て稲村からの出資金であるとすれば、村居にとっては最も安全確実な経営であったことは言うまでもない。仲間の一人に楯岡の森谷弥五兵衛が加わっている。彼の場合は青苧の集荷に重点があったが、最上盆地北部地帯の紅花も買集めた有力仲間であった。前記紅花買付け報告に山形横町の勘右衛門の名が見える。仙台買いについて総代金の八分の三という大口を出資しているが、このものは正規の仲間というよりも、むしろ一時的に共同出資者として参加したのである。

村居家は近江商人の出自だけに、その商業経営に遺憾なく手腕を発揮し、自己資本をもって繰綿など上方物資の卸問屋となった外、水野藩時代には藩米の入札地払いなどを受けて、山形町内屈指の豪商、藩経済を支える特権商人に成長したのである。

山形七日町の浜村家の経歴も、その詳細を伝えていないが、前記のように、近世初期から日野商人の系流として村居家と共に山形に繁栄し、中期頃からは雜貨商人としていよいよ手広な業者に成長した。商品としては、自家醸造の味噌が主要なものであったから、その原料大豆の仕入れが大きかったが、さらに地方物産としての紅花や蠟などの買付けも目立っている。その外、遠隔地物資として上方物の塩をはじめ、砂糖・練綿・藍玉・干鰯などの外に、北海道の五十集物類などを取引品目とする卸し問屋でもあった。その利益金は商業拡大資本に再投入した外、他の豪商の常法でもあるように、金融資本に投下しており、特に明和期頃から質貸しや無尽貸しが急激に増加の傾向を示して来る。

同家の紅花問屋としての現存史料は至って乏しいが、宝曆六年（一七五六）以降、文化期に至る店卸帳と見られる「覚書帳」によれば、明和二年（一七六五）度分から紅花が記帳されて来ており、安永三年（一七七四）の如きは、前年度の未払分として、京都に五駄三丸四〇袋が滞貨している。この量から察すると、年間の集荷高は恐らく二、三〇駄に達していたものであろう。

特に注目されることは、庄内紅花の買い付けを行なっていることである。安永七年正月の店卸結果を見ると、「庄内花八拾三両 一駄四袋上方有」とあり、翌年度分には「鴉渡川紅花五拾八両式分拾弍上方ニ有リ」と記録されている。庄内紅花は品質が一般に劣っていたから、ややもすると売れ残りが生じ易かったものらしい。その外に仙台紅花の集荷も行なっているが、これら地元以外の紅花の買い付けが如何に行なわれたか、上方との取引き関係がどのようなであったかは、残存の史料面から窺い知ることとは出来ない。

紅花商人としての浜村家の活動は、以上の史料から推測するに明和・安永期頃からであるが、この時代は既に山形の紅花市の衰退期に入っており、紅花商人の生産地直買いが激しくなっていたのである。この集荷機構の変化は町方・在方に多くの新興荷主や問屋の発生を促したが、これまで雜貨荒物商として広く地盤を築いて来た浜村家も、また

その経営の中に紅花の集荷業を取り入れたものと見られる。それだけに活動的で、旧特権問屋や既成商人の独占を抑え、先記のように庄内花や仙台花にまで、その集荷圏を広めたのである。

3 山形・八幡商人の系譜

山形における日野系商人は、この村居・浜村の両家によって代表されるのに対し、八幡系商人の数は遙かに多いが、それは八幡町出身の西谷一族と、倉橋村出身の中村一家をもって代表される。しかも、西谷家も中村家も苗字は異なっている。出身の系譜からすれば元は西谷系の同族団で、何れも日野商人よりやや後れて近世中期に山形に店を張ったが、近江に本店を有する出店の形をとった特殊な存在であった。即ち、西谷伊兵衛は西谷善太郎を本店として、貞享三年（一六八六）に十日町に出店、続いて善太郎の弟に当たる善九郎を本店とする西谷清兵衛が同じく十日町に出店した。また、西谷惣右衛門は前記西谷善太郎一家の出であり、西谷金兵衛は同権右衛門を本店としている。中村林兵衛・喜兵衛の一家は、山形で西谷伊兵衛店に仕えた番頭格のものが、後年独立して中村姓を名乗ったのである。その外にも、八幡町の西川久左衛門の出店たる西川孫七なるものが十日町におったことが知られている。

八幡系の商人は、山形のみならず仙台・福島地方にも多くの出店を設け、相互連絡を計りながら商圏の拡大強化に努めたが、八幡にある本店同志もまた「仙台最上福島仲間」、或は単に「最上仲間」と称して組織的な団結を図っている。この仲間は宝暦十四年（明和元年一七六四）に規約を結んで「恵比須講」と称した。参加人員は一〇名であるが、その中には、山形に出店を持つ西谷善太郎・同善九郎・同権右衛門・西川久左衛門と、後述する天童・内池家の本店内池宗十郎の五名が参加している。規約によれば、年三回ずつ会合し、商売上の諸連絡・打合せを行なうと共に、京都・大阪の間屋筋に対して共同の行動を取るなど、八幡商人の勢力扶植を目的としたものであった。

山形の出店は、地方市況に対する独自の判断と、本店の京阪市況の思惑による指揮によって經營されるが、移入商品の主なものは古手類・練綿・畳表・薬品・生蠟・砂糖・蚊張などで、その見返り物資は言うまでもなく紅花や青苧で、いわゆる「のこぎり商法」を開拓した。本店に送られたこれら粗原料は、それぞれの加工業者によって製品化され、本店を通じて山形方面に逆移出の経過を辿るので、本店としては二重三重の利潤を獲得することが出来たのである。

山形における八幡商人の活動は、前記のように上方商品の卸販売を目的とする荷問屋經營が主で、その傍ら、店舗販売を行っていたが、紅花や青苧の原料収荷量は、地元の荷問屋に比較すれば、必ずしも多いものではなかった。しかし、本店と地元商人との直接取引關係においては、相当の大量に及んでいたらしく、例えば、宝沢（山形市）の会田六郎右衛門と西川久左衛門の間の残存仕切（しきり）を見ただけでも、宝曆十一年（一七六一）五月分が凡そ二〇駄片馬金一〇〇六兩二歩と銀一五匁余、翌十二年五月分が三駄余、金一五四兩三歩と銀二匁程、明和元年（一七六四）八月分が最上紅花と仙台紅花を合して、大量四三駄に及んでいる。西川はこれらの紅花を京都の山形屋八郎右衛門や松任屋徳兵衛に売り渡しているが、西川久左衛門が荷受け人となるについては、山形の出店たる西川店が事務的な処理に当たったものである。

享保頃、西谷系統の出であると思われるものに、近江屋作右衛門という商人がいた。別章で詳説したように、享保十四年（一七二九）に紅花二駄を上方に発送した際、その費用目録（めき）を作ったが、これは、最上紅花売買定法の基準を知る上に、後世までの参考史料となった。しかし、この作右衛門の系統が、その後山形の紅花商人としてどのような活躍をしたものか、現存史料から捉えることは出来難い。

4 天童・日野屋の変遷

山形の近郊市場としての天童もまた江州商人の発展した郷町である。「八幡町史」によれば、近江八幡出の商人岡田伝右衛門が、早くも元和・寛永頃に天童に支店を設け、さらにこれと前後して、八幡の米屋・内池家もまた同地に進出、出店を持ったことを報じている。この二軒がどういふ経済事情に着目して天童に進出したかは全く不明であるが、天童は古い城下町で、近世には宿場として日市なども立っていたから、山形市場に対抗する一つの拠点として選んだものであろうか。しかし、当時の天童およびその周辺はまだ商品生産が低く、一般の経済生活もまだ低調な在郷であったから、消費力を基盤とする商業の発展は期待出来ず、やがて出店を閉じるに至った。

その後、新たに進出して来たのが、日野の植村長右衛門家である。年代が明らかでないが、この出店を日野屋と称し、一家の伝三郎なるものに支配させた。月布村（大江町）の大泉家の「元禄九年貸金帳」を見ると、「天童日野屋清兵衛七百両」とあるのは、この日野屋と思われる。融資の目的は不明であるが、経営の資本金調達というよりも、むしろ日野屋が地元民に対する金融資金に利用したものであろう。しかし、この日野屋も文化頃に至ると経営に失敗し、やがて、日野町の中井家にその権利を譲渡してしまう。

植村が経営した天童日野屋の取引きは、言うまでもなく本店を中心として行われなが、早くからこの中井家との関係を結び、享和頃には、中井家の京都支店との間に紅花・漆・大豆などの地方特産商品と、古手・繰綿などの上方物資の相互移出入をもって、両者の取引き関係を深めていた。その後、天童日野屋の業務が次第に不振に陥るが、中井家は日野屋の勢力挽回に力を貸し、資金の融通を行なったり、或は家財の整理などに協力したが、遂に日野屋・植村家の復興はならなかった。

そこで、中井家二代の光昌なる者が、日野屋の経営機構を全面的に変更し、中井家の仲間店として、その実権を握ったのであるが、文化三年（一八〇六）頃には一切の権利を買収して、新たに、中井家の出店としての天童日野屋を経営するに至ったのである。商品内容は従来と殆ど変わりはなかったが、別に油絞業と金融質屋業を手広く兼営した。しかし、経営責任者の放漫商法、幕府の緊縮政策に反する菜種油の増産による欠損、農村の経済的疲弊に伴う質屋営業の資金回轉の停滞などによって、文久元年（一八六一）には閉店の止むなきに至った。¹⁰⁾

以上のように、天童における日野系商人は二百数十年に亘ってつづいて来たが、紅花に関する取引資料は殆ど残っていない。天童近在は山形の北郷として中期頃から紅花の勝れた生産地に発展するが、その七〇八割は山形商人の集荷する処で、残りの二〇三割が天童商人によって購入されたに過ぎない。そのみならず、天童には石沢豊治・伊藤仁八・中野半四郎・工藤六兵衛・青柳清兵衛など、近世後期の紅花商人の続出を見ているので、一商人の集荷分は限られたものであった。このような在郷町としての諸条件は、商人としての規模の大きさに比して、中井家の紅花の取引き量は余り目立った存在とはなり得なかつた様である。

5 伊勢商人の活躍

山形や天童を、近江の日野商人や八幡商人の一大拠点として、最上紅花の荷問屋を経営したものが多く、川西の紅花生産地帯を掌握したものに、伊勢出身者たる寒河江の中村家のあったことは注目すべきである。この中村家は、元来は伊勢松坂に本店を有する茶商人で、元禄頃から最上地方に茶の行商に来たが、その七兵衛なるものが故あって寒河江に定住し、支店を開いて茶を販売する傍ら、享保頃からは、紅花と青苧の集荷業をも開始し、京都方面との取引商人となった。茶の販売については、年度毎に本店にその決算報告を行なっているが、紅花と青苧に限って何等の

報告をしていないことから察するに、全くの自己資本をもって独立営業したものと思われる。

五章で詳説するように、享保二十年（一七三五）四月に、京都における紅花問屋制度が公認となり、それに伴って「向後本人者勿論之儀、手代ニ而も紅花出所之国々江罷下り、直買致間敷候」と、生産地における京都商人の直買いが禁止になったので、商利に目覚めものは、これを機として産地の紅花商人に転身した。この年の「大町念仏講帳」に「諸人難儀ニ存候所、存知之外最上商人之内ニ而買手多く、値段引上ケ（云々）」と、案外の好況を喜んでいるが、中村家が逸早く紅花に着目して、その取引を開始したのも、そういう情勢を捉えたものに外ならない。

享保二十年の中村家の紅花の集荷状況を見ると、次に示す史料で明らかのように、集荷範囲は地元寒河江を中心として谷地・山形方面にまで及んでおり、寒河江では主として生花を集め、干花製造は六郎兵衛という熟練者に委託している。また山形方面で集荷した生花は、その産地で委託加工しているらしいが、谷地の場合は干花で集荷したものと見られる。出荷した干花総量は八駄片馬と廿五袋、御役金・雑費・運賃などを加えて、買代合金二二五兩と銀一三匁七分の支出になっている。

（享保二十年）

卯之紅花覚

一金百拾七兩三分式百廿八文

生花式千廿メ八百目代

ならし廿八文七分上り 両かへ四メ九百廿文

一同三拾兩三分壹貫百四十三文

諸事かゝり物 酒田迄運賃共ニ

壹駄ニ付金五兩壹分程宛

二口メ金百四拾八兩三分百四拾壹文

壹駄ニ付金貳拾五兩壹分 酒田着也

但五駄片馬廿五袋ニ作り也

右寒河江かい 六郎兵衛殿方ニ造ル

金老兩壹分五匁過(後書)
一金五拾兩貳分九百七拾文

谷地作り 腹松印 式駄

壹駄ニ付貳拾五兩壹分四百八拾五文

酒田着也

金四兩貳分過(後書)
一腹竹印壹駄

山形作り

代金拾九兩ト三匁六分五厘

但水花三匁七分貳厘貳毛上

兩かへ四貫九百六拾文

右之かり物
一金四兩ト三匁七分五厘

右ハ御役金御用諸事入用也

メ金貳拾三兩七匁四分 大石田着也

壹太ニ付壹分四匁貳分

酒田ハ大津迄

メ廿三兩七分十一匁六分

三口合金式百式拾貳兩貳分ト五百匁也

外二

一金壹兩壹分拾貳匁貳分 酒田ノ敦賀迄入用

一金壹兩壹分拾匁五分 敦賀ノ大津迄入用

合金式百式拾五兩拾三匁七分

しかし、中村家は前述の通り伊勢松坂の中村店の寒河江支店であったから、自己資本による紅花商を兼営しても、その資金の一部は他から融資していたらしく、元文元年（一七三六）の決算書によると、利息払いだけでも十兩貳分と十匁四分三厘を支払っている。しかも、京都における公認紅花問屋の不正取引によって、むしろ損害を受けることが多かった。次表は享保二十年から寛保元年に至る七年間（元文三年明）の収支決算表であるが、凡そ七〇兩に及ぶ欠損を見ている。もっともこの欠損分は青苧の利潤で埋めているようであるが、紅花に対する投資は次第に引き締めて、延享元年（一七四四）の紅花仕入れの実体は別表の通りになっている。こういう地方紅花商人の経済を苦境に陥れたことが、やがて公認問屋制度の廃止運動を誘発する主因となったもので、元文五年（一七四〇）頃からこの運動に参加した寒河江商人代表の六郎兵衛は、恐らくはこの中村家の有力生花集荷人（荷人）で、一方では干花製造業者でもあった前記六郎兵衛で、中村七兵衛の代理人格で活躍したのである。

中村家が取引していたのは京都の紅花仲買問屋近江屋九郎兵衛であるが、同じ仲買問屋の仲間に伊勢屋利右衛門（12）という有力者がいる。享保十六年（一七三一）に書かれた谷地・荒町の皇太神宮に関する「伊勢講序文」という記録

第三章 紅花商人の成立と発展

を見ると、寛文の末年に、伊勢の人で福田四郎左衛門なる者が谷地に來たつて定住し、商売をなして家産を興すに及び、荒町（谷地町内）に皇太神宮を勧請して村の鎮守神とした。その子章山は京都に登つてさらに家業を盛んにし、父の遺志を繼いでこの社地を広め、田畑の寄進を行なつた。

章山には子が無かつたらしく、その養嗣子となつたのが竹岡理右衛門で、享

中村家延享元年度紅花買入高及雜費

| 月 日 | 買場所 | 買生花 | 代 金 | 仕上千花 | |
|---------|-----|---------|----------|--------|----------|
| 6 月 8 日 | 長 崎 | 200 | 20.0 兩分 | 420 文 | 32.900 匁 |
| 9 | 〃 | 90 | 5.1 | 9,400 | 14.200 |
| 10 | 〃 | 63 | 5.1 | 5,700 | 15.400 |
| 11 | 〃 | 123 | 12.1 | 800 | 28.100 |
| 14 | 〃 | 136 | 17.0 | | } 29.000 |
| 〃 | 谷 地 | 48 | 6.0 | 210 | |
| 16 | 長 崎 | 49.600 | 6.0 | 1,670 | } 15.600 |
| 17 | 〃 | 32 | 4.0 | 220 | |
| 計 | | 741.600 | 80.0 | 570 | 135.200 |
| 外ニ | 諸入用 | | 15.0 | 502 | |
| 計 | 二口計 | | 95.0 | 1,072 | |
| 外ニ | 口 錢 | | 3.0 | 庄兵衛へ | |
| | | | 1 | 庄兵衛内儀へ | |
| | | | 1 | 六郎兵衛へ | |
| | | | 1 | 七郎兵衛へ | |
| | 雜 費 | | 3分695文 | 袋紙22帖代 | |
| | | | 2,000 | 4駄作り賃、 | |
| | | | | 繩、麩、其他 | |
| 總 計 | | | 100.1667 | | |

(中村家紅花青学帳による)

中村家紅花売買損益表

| 年 度 | | 元 値 | 払 値 | 利 金 | 損 金 |
|-------|-------|-------------|------------|-------|-------------|
| 享保20年 | 13駄 | 324兩2分11匁7分 | 301兩8匁2分6厘 | | 23兩2分3匁4分4厘 |
| 元文元 | | | | | |
| 〃 3 | | | | 25兩2分 | |
| 〃 4 | 4駄 5袋 | 285兩22分251文 | 200兩3分10匁 | | 84兩2分500文 |
| 〃 5 | 1駄25袋 | 46兩475文 | 60兩 | 13兩3分 | |
| 寛保元 | 3駄小荷1 | 103兩 | 91兩3分 | | 11兩1分 |

(中村家紅花青学帳による)

保十六年に商用で谷地を訪れた際、同地の有志と語らって伊勢講を結び、拜殿の造立に尽力した。このように、福田家が再三に亘って谷地々方と往来した商用の内容は、史料的には明らかでないが、伝える所によれば、京都の紅花商人としてその集荷に来谷したもので、享保二十年に紅花問屋十四軒が公認された際、京都の仲買問屋の一人として認められた伊勢屋理右衛門である。理右衛門は利右衛門とも書き、書類によって必ずしも一定していない。但し、享保頃の問屋関係文書では利右衛門としているものが多い。

この伊勢屋は、その後一時経営が不振に陥り、元文四年（一七三九）の末頃に、「潰れ」を申し立てて、最上紅花商人に多大の損失をかけた。即ち、第五章で述べる元文五年からの紅花問屋制度反対運動が勃発した時の訴状の一節に「去冬拾四軒の内いせ屋利右衛門潰レ被申候様ニ最上表へ申参候ニ付、年々問屋潰、大分損銀相懸リ候故、商人も可仕様無之仕合と申、右理右衛門潰と申参候而も、去十二月当月迄ニ相談（云々）」と見えるように、村山地方の取引地帯の紅花商人に大きな経済的混乱を与えた。寒河江の中村家が元文四年に莫大な損金を来たしたのは、恐らくは伊勢屋破産の打撃であつたろうと思われる。

伊勢屋はその後復興して有力な仲買問屋になり、京都に数軒の伊勢屋を名乗る紅花商人を成立させ、幕末まで最上紅花の取引き問屋として存続するが、明治期に至って紅花の需要が減ずるに及んで、再び苦境を迎えたのである。伊勢屋理右衛門がまだ盛りの頃、京都加茂祭の当日、店頭を飾ったという「紅花製法之図屏風」⁽¹⁴⁾一双は、明治四年四月に山形の佐藤利兵衛家に譲られた。この屏風は横山峯山が伊勢屋の需めによって、前双は文政六年に武州地方の、後双は同八年に奥州大河原金ヶ瀬附近の紅花生産の状況を達筆に描写したもので、譲渡一札には「竹岡理右衛門」と署名している。この氏名が享保の「伊勢講序文」に現われる竹岡理右衛門と符号していることは、いわゆる伊勢屋理右衛門の祖が享保以前に谷地に來たつて、既に紅花商人としての基礎を築き、さらに京都に登つてからの紅花取引きの

一つの有力基地を作ったことを明らかにしている。

「上山見聞隨筆五」を見ると、「紅花の事に就てハ、昔し高橋庄三郎氏に於て、蠟及紅花等商業の事聞及ふ、同家にて年々紅花を京都に送り（云々）」とあるが、この高橋家の遠祖は、貞享頃（一六八四〜）伊勢国松坂から来藩した、所謂伊勢商人で、藩領内の紅花の集荷に当たった。三木屋（鈴木）清三郎家も大きな紅花商人であったが、その出所、系譜は明かでない。

- | | | | |
|-------|-------------------------|---------|------------------|
| (1) | 日本産業史大系 伊豆田忠悦氏「青芋と最上紅花」 | (9) | 江頭恒治氏「中井家の研究」 |
| (2) | 齋藤保吉氏「陸羽の文化発達と近江商人」 | (10〜11) | 寒河江市史編纂委員会蔵中村家文書 |
| (3) | 山形県史（新）「雞助篇」 | (12) | 福田家蔵文書 |
| (4〜5) | 山形大学博物館蔵「稲村家文書」 | (13) | 榎吉右衛門家蔵史料 |
| (6) | 浜村家蔵文書 | (14) | 山形美術博物館所蔵 |
| (7) | 著者蔵史料 | (15) | 平佐藤利兵衛家文書 |
| (8) | 山形県史（旧）卷二 | | |

第四節 近世中・後期の山形紅花商人

1 発展の概説

紅花の集荷・販売を商業部門に組み入れた在郷商人が、早くも近世中期に現われ、山形商人に対抗出来る実力を持

つ者もおつたが、その数はまだ至って少なく、大蔵の稲村、寒河江の中村、河北地帯の柴田・逸見、尾花沢の鈴木などをその代表として上げ得るに過ぎない。それが、明和二年（一七六五）の紅花問屋仲間制度廃止後の自由取引き制になると、その数は急速に且つ著しく伸びて来るが、一般的には実力の程度はまだ割合に低く、保有する流通資本とその運用、抱えている生産者および取引者層の厚みからすると、地方商業の中心都市として発展して来た山形の商人には遙かに適わなかつた。

山形には前記のように、近世初期から近江の日野系や八幡系の商人が定着して、独特の経営方式と手腕とをもって勢力を張っていたし、西谷・中村一族のように、近江にある本店との間に彼我の特産物資の「のこぎり式商法」を行なう流通機構の上に立って、商業的権勢を張っていたので、その勢力の及ばない特殊地帯に成立していた稲村家などを除けば、在郷商人としての実力は、山形商人に対抗出来る余地はなかつた。のみならず、明和以後の在郷市場の情勢は、自由取引きの発展、干花加工業の普及によって、それまで大商人に従属していた有力集荷人に独立化の傾向が強くなつた結果、在郷商人の経営勢力は分散的弱体化を示すに至つた。

これに反し、山形藩の中には一時日野行商人に圧迫を加えた例もあるが、一般的には城下町としての商業政策を重視して、商人を保護すると共に、資本力の豊かな豪商には或る種の特権を附与することによって、その経済力と結びつくことに意を注いだ。山形藩は幕府の村山地方統治政策によって、転封毎に小藩となつたのみならず、特に財政の危機に立たされている弱体藩主の入口を見るようになったので、その貧困財政をもって藩政を執って行くためには、領内の財政基盤を強めて徴税の強化を図るか、商人の経済力に依存するか、その方法はなかつたのである。その結果として、商人の特権的成長をますます強めたことと言うまでもない。

山形における近世中期、元禄・享保頃の紅花商人については、前節でもしばしば述べたように、その大方は仕入宿

が中心であつて、自己資本によるいわゆる荷問屋の機能を持つてゐる地元商人としては、十日町の安田・有沢・北条旅籠町の後藤屋などに過ぎず、多くは近江商人の定着者によつて掌握されてゐた。しかし、近世中期の後半頃から、地元在来商人層の伸張が著しくなり、山形の商業界の一方を掌握するようになる。そういう新興勢力の発展の基盤をなしたものは紅花であつた。

この傾向は特に寛政期頃から顕著になり、文化・文政から天保期にかけて最高潮に達する。先ず次の表を一覧しよう。但し、依拠した史料に制約があつて、網羅してゐないことは言うまでもないが、中でも、天保・嘉永・明治期のものは、附言しているように、京都の荷問屋たる最上屋との取引商人に限定されてゐるので、若し他の問屋との関係商人を拾えば、その数はまだ増大するであろう。表示した紅花商人の中で、最も長期に亘つて栄えた者としては長谷川吉郎次・村居清七・福島屋治助・佐藤利兵衛・紅屋久太郎（佐藤長右衛門）・三浦屋権四郎・市村屋五郎兵衛・長谷川吉内・高橋伊之助・佐藤利右衛門などを以て代表される。

山形商人の発展の基礎的条件が紅花にあつたことは前述の通りであるが、その後期の経営内容を見れば、必ずしも紅花取引のみによつて蓄財したものとは言えない。商業の年間的主態をなしているのは、上方物資たる繰綿・木綿・太物・古着などの衣料品や、砂糖・塩・小間物・北海道の五十集物など、食料品や雑貨類の豊富な卸売り、即ち卸問屋業であつた。資本の豊かな者は、地元生産品で換金性の高い紅花や青芋を現金買ひにして加工業地帯に出荷し、その代金をもつて上方物資を直買ひして山形に移入するという経営の仕方を行なつたから、その利潤は二重に加算されるのである。在方の商人も同じ方法であつたが、山形商人の場合は、山形という大消費都市と、広汎な近郊村落とを抱えていたので、在方商人よりも遙かに高度の需給関係を占めることが出来た。

山形商人の取扱つた前記商品の仕入れ先は殆ど大阪であつて、三浦家が弘化三年（一八四五）に記録した「大阪諸

花商人

| 嘉永4年 | 嘉永7年 | 安政2年 | 文久年間 | 明治6~7年 |
|---|--|--|--|---|
| 長谷川吉郎次 村居清七助 福嶋屋治助 | 長谷川吉郎次 村井清七助 福嶋屋治助 | 村居清七助 福嶋屋治助 | 長谷川吉郎次 村居清七助 福嶋屋治助 | 長谷川吉郎次 村居清七助 福嶋屋治助 |
| | | 藤屋伝吉 | 藤屋伝吉 | |
| 佐藤利兵衛 | 佐藤利兵衛 | 佐藤利兵衛 高嶋藤右衛門 | 佐藤利兵衛 | 佐藤利兵衛 |
| | | | 吉野屋吉兵衛 | 紅屋久太郎 |
| 三浦屋権四郎 市村屋五郎兵衛 鈴木彦兵衛 長谷川吉内 山口甚兵衛 油屋佐吉 岩瀬屋太惣治 高橋伊之助 伊藤茂右衛門 小林七右衛門 佐藤利右衛門 井筒屋伊惣次 | 市村屋五郎兵衛 長谷川吉内 佐藤利右衛門 西谷清兵衛 米沢屋勤兵衛 市村屋清右衛門 眞壁忠助 | 三浦屋権四郎 市村屋五郎兵衛 長谷川吉内 西谷伊兵衛 有川四郎治 | 三浦屋権四郎 市村屋五郎兵衛 鈴木彦兵衛 長谷川吉内 岩瀬屋太惣治 高橋伊兵衛 伊藤茂右衛門 佐藤利右衛門 笹川長六 西谷金兵衛 柴崎喜兵衛 木綿屋嘉兵衛 | 三浦屋権四郎 市村五郎兵衛 長谷川吉内 高橋伊之助 佐藤利右衛門 笹川長六 中村喜兵衛 |

天保前後 明大刑博蔵史料, 天保4~9年 山大博物館蔵最上屋文書(仕切帳), 内帳), 嘉永7年 諸問屋再興調四, 安政2年 浜村貞質氏蔵史料(大室志), 文久年間 山大博物館蔵最上屋文書(紅花仕切下書帳)

第三章 紅花商人の成立と発展

取引名寄寛⁽²⁾には、九人の大阪商人を載せている。やや下って嘉永三年（一八五〇）に、三浦権四郎と吉野屋・渡辺吉兵衛が、通船安全のために西所宮に寄進した狛犬台座には、賛同寄附人として大阪商人三〇名、江州・加州・越中商人各一名、京都及び播州商人が各三名ずつ刻されており、その殆どが上方における山形商人の雑貨仕入先であった。また、文久二年（一八六二）佐藤利兵衛・同利右衛門・同卯兵衛の三兄弟が世話人となって、大阪の住吉神社に奉納したいわゆる「永寿講燈籠」に、関西商人名が刻されている。この商人もまた山形商人との取引関係の深い人で、川崎浩良の調査によれば、その取扱商品の主なものは凡そ別表のようであった。

| | | | | | | | | | | |
|----|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 山形 | 文化 | 文政 | 期 | 天保 | 保元 | 後 | か | 山 | 形 | 紅 |
| | 長谷川村福 大西倉岩 | 吉井屋清太 | 郎七助兵衛 | 次七郎兵衛 | 天長谷村福 | 保元居屋 | 後川吉清治 | か次七助 | 山形 | 紅 |
| | 後藤利兵衛 | 小平治兵衛 | 吉野屋兵衛 | 新源兵衛 | | 藤牧後土佐 | 屋谷藤屋 | | | |
| | 佐藤利兵衛 | | | | | | 吉野屋兵衛 | 吉野屋兵衛 | 吉野屋兵衛 | 吉野屋兵衛 |

(注) 文化文政期 諸問屋復興調四、其他在方史料
嘉永4年 山大博物館蔵 最上屋文書（諸国案
間 長谷川吉内家蔵 紅花屏風、明治6年～7

天保頃に村

居新六郎が書

記した「微量

可笑記」(別

名微量骨算)

には、大阪仕

入物として蠟

蠟・綿・砂糖

の他に、各野

菜の砂糖漬類

佐藤家の上方取引商人と仕入商品名

| 場 | 所 | 商人名 | 取扱商品 |
|---------|-------|---------|-------|
| 大 | 阪 | 細井屋徳兵衛 | 砂糖 紅花 |
| | | 桜井屋基三郎 | 〃 〃 |
| | | 島屋清兵衛 | 〃 〃 |
| | | 扇屋与兵衛 | 綿 古着 |
| | | 桜井屋庄三郎 | 〃 |
| | | 淀屋太兵衛 | 〃 |
| | | 日高屋半兵衛 | 荷問屋 |
| | | 木屋市郎兵衛 | 〃 |
| | | 松坂屋新三郎 | 〃 |
| | | 桜井屋正十郎 | 〃 |
| | | 細井屋庄兵衛 | 木綿 |
| | | 帯屋権兵衛 | 〃 |
| | | 平野屋源七 | 砂糖 |
| | | 山坂屋吉兵衛 | 〃 |
| | | 小山屋新兵衛 | 〃 |
| | | 今宮屋伊兵衛 | 古着 |
| | | 大和屋又三郎 | 〃 |
| | | 榎並屋平右衛門 | 〃 |
| | | 和泉屋太良兵衛 | 〃 |
| | | 京 | 都 |
| 銭屋小八 | 〃 | | |
| 油屋新助 | 木綿 | | |
| 柏屋太郎兵衛 | 蠟 | | |
| 和泉屋半兵衛 | 旅人宿 | | |
| 亀甲屋半七 | 紅花問屋 | | |
| 日野屋徳右衛門 | 〃 | | |
| 伊藤準蔵 | 〃 | | |
| 美濃屋勤七 | 木綿 | | |
| 大沢文助 | 〃 | | |
| 名古屋 | 美濃竹ノ鼻 | | |

(川崎浩良著「山形の歴史」による)

・金物類・各種衣類・夜具類などから、真田紐・傘・提燈など「何によらず仕入可被成、尤夫に目のつかぬものハ世間うとく、商下手なり」とか、「都而京坂ハ色々調物氣を付申と、利徳之物有り、是ハ其身の器量次第」と教えている。山形の商人は何れも利に聡かったから、紅花の収入は殆ど大阪物の仕入れに注ぎ込んで、莫大な利潤を収める。その他、山形商人の気風はいわゆる投機的面に対する関心も非常に高く、米や大小豆・小麦・煙草などの買いつけ、特に米・綿・砂糖・塩・生糸などの先物売買、即ち「札商い」を行なって利殖を計り、増大した貨幣的富は、一方では長谷川家や村居家の如く、土地投資による商人地主として農業生産をも支配し、一方では佐藤家・福嶋家・三浦家の如く、高利金融業を兼営して資産の利殖に努めた。これらの豪商は、当時既に窮乏化の進行しつつあった領主財政を支えるものとして、秋元藩・水野藩の御用商人を命ぜられ、一種の特権を与えられたが、その反面では、常に藩

第三章 紅花商人の成立と発展

水野藩御用商人の家業

| 格付 | 氏名 | 屋号 | 紅花関係 | 主家業 | 住所 | 明治7年 立附米 | |
|------------------|----------|--------|-------|---------|----------|-------------|-----|
| 御用達 士御用 格達 | 長谷川吉郎次 | ㊦ | 荷問屋 | 練綿、太物卸 | 十日町 | 1,099俵 | |
| | 長谷川吉内 | ㊦ | 〃 | 呉服太物店 | 十日町 | | |
| | 村居清七 | ㊦ | 〃 | 練綿太物卸 | 十日町 | 1,358 | |
| | 佐藤利兵衛 | ㊦ 大屋 | 〃 | 練綿太物卸 | 十日町 | 115 | |
| | 福島治助 | ㊦ 福島屋 | 〃 | 綿砂糖古手蠟 | 三日町 | 320 | |
| | 新御用 達 | 佐藤久太郎 | ㊦ 紅屋 | 〃 | 紅紛製造 | 三日町 | 200 |
| | | 佐藤利右衛門 | ㊦ 大屋 | 〃 | 呉服太物古着卸 | 十日町 | |
| | | 三浦権四郎 | ㊦ 三浦屋 | 〃 | 太物小間物店 | 四日町 | |
| | | 鈴木彦四郎 | ㊦ | 〃 | 五十集物、砂糖卸 | 五日町 | 145 |
| | 臨時御用達 | 中村林兵衛 | ㊦ 近江屋 | 〃 | 呉服太物御袈裟 | 十日町 | |
| 渡辺吉兵衛 | | ㊦ 吉野屋 | 〃 | 薬種、砂糖 | 四日町 | | |
| 佐藤清兵衛 | | ㊦ 足利屋 | 〃 | 呉服太物店 | 十日町 | | |
| 渡辺安兵衛 | | ㊦ 若松屋 | 〃 | 金物店 | | | |
| 豊田仁兵衛 | | ㊦ 松坂屋 | 〃 | 種薬 | 八日町 | 359 | |
| 市村五郎兵衛 | | ㊦ 市村屋 | 〃 | 小間物太物書籍 | 六日町 | 194 | |
| 新関善八 | | | 〃 | 醤油 | 北着町 | 213 | |
| 丸屋喜七 | | ㊦ 丸屋 | 〃 | 呉服太物店 | 八日町 | 144 | |
| 山口利七 | | | 〃 | | 上町 | 204 | |
| 以下30名省 | | | | | | | |

(注) 主家業は安政二年版行の「東講商人鑑」による。

の御用金調達を受けなければならなかつた。

2 佐藤一族の発展

山形の紅花商人として特異な存在であった佐藤利兵衛とその同族団の活躍を見よう。同家の祖は九良右衛門貴当と言いい元は最上家の家臣で、長谷堂戦にも出陣したが、後に帰商して十日町に屋敷を賜わり、綿を商ったと伝える。同家の過去帳によれば寛永七年(一六三〇)に歿し、常念寺に葬られた。その後における商家としての史料は絶えるが、享和三年(一八〇三)に歿した七代目の利兵衛によってその基礎が固められ、八代目の利兵衛貴象たかきみから十代目の利兵衛貴保の間たかきみに、山形屈指の豪商に発展したのである。

しかし、そこまでに至るにはおのずからの段階がある。文化八年（一八一一）の「十日町宗門帳」によれば、当時は既に十日町の一角に屋敷四軒分を所有する富豪であったが、家族構成を見ると、まだ三〇才代の利兵衛夫婦と子女三人、それに下男下女を加えて漸く七人家族であったから、手広な商業経営の状態にあつたとは思われない。その頃、江州八幡から進出していた本西屋伊兵衛と余西屋清兵衛が佐藤家の屋敷を店借りして、豪勢な店舗を張って上方との物資交流を行なっていたことから察するに、佐藤家の資本も或はこれに投じられていたのかも知れない。佐藤家の屋号は大屋号であるが、この今印の発想は、両西屋家の屋号の一部を組み合わせたものとも、或は両西屋家が佐藤家の屋号を分解して、その一部ずつを譲り受けたものとも伝える。その何れにせよ、佐藤家と西屋家の深い関係が窺われる説話であろう。

この間、佐藤家は両西屋家から近江商人のたくましい商魂と商法を学びとって、商人としての成長を続けるのである。そして、やがて紅花荷主として産を為すのであるが、その時期は明らかでない。同家の商業関係資料として初見のものは、後にも述べる宝曆から明和にかけての佐藤長右衛門家に関する「金銀請払帳」であろう。これによれば、佐藤利兵衛が宝曆十二年（一七六二）の八月から長右衛門の商用で京都に上り、紅花や青芋の取引業務に当たっているから、当時は長右衛門家の有力な差配権を握っていたことが知られるが、この頃から近世後期の商人として名を為す素地を築いたものであろうか。

佐藤利兵衛家には紅花に関する仕切や預り手形、或は荷為替に関する書類が凡そ数十通保存されている。この多数の資料を整理してみると、その上限は文政五年（一八二二）で、船町の船問屋阿部三吉から出された紅花六六袋の預り手形である。これ以後、明治初年に至るまでの史料が連続的に見えることから推測すれば、商人としての基盤は宝曆以前に出来たとしても、紅花荷主としての地位を確立したのは、前記のように天保八年（一八三七）に歿した八代

利兵衛あたりと見るのが至当であろう。

紅花荷主とし最盛期に入った頃の同家の取引状況を見る恰好の史料として、嘉永七年（一八五四）『安政元年十月から翌年三月まで、京都の紅花問屋との間に行なわれた「紅花仕切帳」がある。年代からすれば、十代利兵衛の活躍期に相当するもので、その頃は、別家して間もない弟の宇兵衛なるものが、本家利兵衛家の商業関係を差配していたらしい。この仕切帳に記載された紅花商い分を整理してみると凡そ別表の通りで、発送袋数は一二問屋分合計凡そ七千袋、駄数に換算すれば一一〇駄、当時の最上紅花生産駄数一千数百駄の実に一〇分の一に近い数量となる。代金の決済に際しては兩者間の諸差引き関係もあるから、仕切表が必ずしも紅花代金総額を示していないことを考慮しても、凡そ金五、六〇〇兩ほどの高額である。

出荷先は京都及び大阪の著名な紅花問屋を対象としているが、この年度の実績を見る限りでは、伊勢屋源助・綿屋勇蔵関係が最も多くて一千兩代、続いて伊勢屋利右衛門と大阪の嶋屋清兵衛が八百兩代の取引きである。ただ嶋屋の場合は、凡そ二二駄分に対する仕切表が非常に少なく、八八四兩程に止まったことは、伊勢屋仕切に「諸差引残金」と但書のある場合と同じく、嶋屋からの大阪表雜貨買付け代との差引精算が行なわれた結果によるものである。即ち、大阪は山形商人によっては燼・晒蠟・砂糖・繰綿・古手類などを始めとする日用雜貨品の仕入場で、嶋屋もまた砂糖を主とする諸品の下し問屋であったと同時に、最上紅花の仕入問屋を經營していたので、佐藤家は紅花代金の一部をもって、嶋屋からそういう諸品を買い込んでいたものと見られる。

大阪からの日用雜貨仕入れの実態を見る史料は乏しいが、一例として某申年から酉年に亘る一ケ年間の「御注文古手仕切帳」を見ると、二戸部家を通して今宮屋伊兵衛・扇屋与兵衛・榎並屋平右衛門・大和屋又三郎の各店から、実に一、〇五七兩二歩余の古着類を仕入れているが、これらもまた主として紅花代金をもって払われたものと思われ

嘉永7.10~2.3 佐藤家紅花仕切状況

| 上方荷問屋 | 仕切月 | 袋数 | 計 | 価額 | 計 |
|----------------|--------|----------|---------|---------------|-----------------------------|
| 伊勢屋源助 | 9~10月 | 220 | } 1,172 | 234.2.0 1.84 | } 1083.3.2 銀45匁.86 |
| | 11 | 491 | | 553.2.2 22.48 | |
| | 3 | 70 | | 66.2.2 5.62 | |
| | 〃 | 391 (古花) | | 229.0.2 15.92 | |
| 伊勢屋利右衛門 | (不明) | 555 | } 1,045 | 504.2.2 18.71 | } 諸差引残金 846.0.1 31.65 |
| | 12 | 160 | | 71.1.2 2.17 | |
| | 3 | 330 | | 270.0.1 10.77 | |
| 綿屋勇藏 | 10 | 67 | } 1,155 | 71.0.2 3.75 | } 1049.0.3 50.12 |
| | 11 | 705 | | 687.1.2 27.63 | |
| | 12 | 159 | | 107.2.2 8.43 | |
| | 3 | 235 | | 183.0.1 10.31 | |
| 最上屋喜八 | 10 | 84 | } 435 | 40.2.2 3.75 | } 320.0.0 12.18 |
| | 11 | 186 | | 145.3.0 7.50 | |
| | 12 | 165 | | 133.2.2 0.93 | |
| 岐阜屋八郎兵衛 | 11 | 349 | } 668 | 299.0.0 2.81 | } 594.1.0 16.86 |
| | 12 | 319 | | 295.1.0 14.05 | |
| 吉文字屋彦市 | 9 | 85 | } 242 | 53.0.2 — | } 184.2.2 6.56 |
| | 10 | 74 | | 64.0.2 2.81 | |
| | 12 | 83 | | 67.1.2 3.75 | |
| 西村清九郎 | 11 | 160 | 160 | 133.0.2 — | 133.0.2 |
| 近江屋治右衛門 | 12 | 164 | 164 | 148.1.0 5.62 | 148.1.0 5.62 |
| 若松屋喜十郎 | (不明) | 70 | 70 | 57.3.2 5.62 | 57.3.2 5.62 |
| 嶋屋清兵衛 (大阪) | 9月 節句切 | 295 | } 1,396 | 137.0.2 9.37 | } 諸差引残金 883.3.2 38.40 |
| | 9 | 224 | | 123.3.0 12.17 | |
| | 10 | 149 | | 78.1.2 0.93 | |
| | 9晦切 | 154 | | 68.2.2 6.56 | |
| | 10 | 187 | | 169.2.0 2.81 | |
| | 11 | 273 | | 215.3.0 6.56 | |
| 河内屋藤兵衛 (大阪) | (不明) | 86 | } 228 | 47.0.0 1.87 | } 154.2.0 7.49 |
| | 10 | 142 | | 107.2.0 5.62 | |
| 総屋久三郎 | (不明) | 155 | 155 | 139.0.1 — | 139.0.1 |

(佐藤家蔵「紅花仕切帳」による)

る。近世後期になると上方の古着類の需要が一般に著しく伸びて来たので、山形のみならず在郷の卸問屋まで、この仕入れを行っており、その利潤は予想以上に大きかったのである。

同家の商業経営を見ると、後項でも改めて述べるように、同族团的結合が非常に強かったらしい。嘉永頃に出荷したものの中には、分家に当たる④佐藤利右衛門の紅花荷を始め、古くから關係の深かった⑤金紅屋久太郎、或は北部方面の集荷業者として有名な楯岡の⑥吉田勘右衛門の荷が目立っているのみならず、その他の集荷人に対する融資、為替業務を中心とした金融面などで、それぞれの活動を支えている。

佐藤家は荷問屋として發展したのみならず、他の業者たちの紅花発送に際しての為替取引業務の大きかったことは見逃がせない。同家には天保元年（一八三〇）からの荷為替証書が若干残っているが、それを船荷為替と岡荷為替に分類して表示すると凡そ別掲の通りである。そのうち、岡荷となったものは大体において江戸出荷であったから、その数量も僅少であるが、京都・大阪出荷の場合は殆ど船荷となり、荷為替を組むことが多く、中でも楯岡の吉田勘右衛門、山形の市村屋久太郎・竹原屋祐太郎などの金額が大きい。為替は代金決済に便宜があったのみならず、為替主としては資金運用の面でも大いに助かったことは言うまでもない。

三日町の佐藤長右衛門は紅屋久太郎で、その通称を金紅久と言った。「最上名産千歳紅」の製造元として有名であるが、近世中期頃から紅花・青苧の荷問屋としても上方に知られた業者であった。この家の史料に宝曆十二年（一七六二）から明和二年（一七六五）にかけての前記「金銀受払帳」がある。紅花専売制による京都問屋の横暴が目立ち、それに反抗する最上商人の運動が奏効して、明和二年九月に紅花問屋名目廃止令が出るが、その直前の取引き資料として注目されるものであろう。その凡その内容をまとめたのが次表である。

宝曆十三年に出荷した総量は一三駄片馬で、長右衛門の差配格たる佐藤利兵衛が京都に登り、五軒の問屋に売り付

佐藤利兵衛家紅花荷船為替

| 年月日 | 船荷為替主 | 引当 | 為替金 | 荷受人 | 備考 | |
|--------|---------------|-------------|-------|----------------|-------------|-------------|
| 天保元.8 | 吉田勘右衛門(楯岡) | 4丸 | 49兩 | 近江屋 佐 助 (京都) | 福島屋宛 佐藤利 | |
| 2.8 | 青柳屋 勇 藏(宮崎) | 8 | 80 | 伊勢屋 源 助 (〃) | | |
| 3.9.5 | 木 口 市 之 助(山形) | 4 | 30 | 綿 屋 勇 藏 (〃) | | |
| 7.8 | 市村屋久兵衛(山形) | 18 | 210 | 吉文字屋彦市(〃) | | |
| | | 20 | 190 | 伊勢屋 源 助 (〃) | | |
| 7.9 | 市村屋久太郎(〃) | 12 | 245 | 若山屋喜兵衛(〃) | | |
| | | 4 | | 吉文字屋彦市(〃) | | |
| | | 8 | | 〃 (〃) | | |
| 7.8.5 | (無記入) | 8 | 75 | 伊勢屋 源 助 (〃) | | 福島屋宛 |
| 〃 | 油屋兵左衛門(落合) | 4 | 40 | (無記入) | | |
| 12.9 | 紅 屋 久 太 郎(山形) | 8 | (無記入) | 井筒屋善右衛門(〃) | | 佐藤利宛 二藤部 |
| 安政 3.8 | 竹原屋祐太郎(〃) | 8 | 205 | 伊勢屋 源 助 (〃) | | |
| | | 5 | | 伊勢屋理右衛門(〃) | | |
| | | 3 | | 岐阜屋八右衛門(〃) | | |
| | | 3 | | 河内屋藤兵衛(大阪) | | |
| 安政 6.9 | 吉田勘右衛門(楯岡) | 50 | 320 | (無記入) | | |
| | | 60 | 1004余 | | | |
| | | 南部, 奥仙, 奥福産 | 259余 | | | |
| 元治元.9. | 吉田勘右衛門(〃) | 5 | 800 | 近江屋 佐 助 (京都) | | |
| | | 12 | | 河内屋藤兵衛(大阪) | | |
| | | 8 | | 近江屋佐右衛門 | | |
| | | 14 | | 嶋 屋 清 兵 衛 (大阪) | | |
| | | 5 | | 吉文字屋彦市(京都) | | |
| | | 5 | | 伊勢屋 源 助 (〃) | | |
| | | 15 | | 西村屋清九郎(〃) | | |
| | | 36 | | 伊勢屋理右衛門(〃) | | |
| | | 8 | | 最上屋 喜 八 (〃) | | |
| | | 4 | | 伊勢屋 源 助 (〃) | | |
| 慶応 3.9 | 吉田勘右衛門(楯岡) | 6 | 100 | 羽州屋久右衛門(大阪) | 別口 | |
| | | 9 | 100 | 近江屋太右衛門(〃) | | |
| | | 10 | 100 | 西村屋清九郎(京都) | | |
| | | 10 | 100 | 近江屋源右衛門(〃) | | |
| | | 5 | 100 | 伊勢屋理右衛門(〃) | | |
| | | 4 | (不明) | 吉文字 彦 市 (〃) | | |
| | | 4 | (不明) | 油 屋 喜 助 (〃) | | |
| | | 12 | (不明) | 最上屋 喜 八 (〃) | | |
| | | 5 | (不明) | 伊勢屋 源 助 (〃) | | |
| | | 4 | (不明) | 近江屋 佐 助 (〃) | | |
| | | 4 | (不明) | 伊勢屋理右衛門(〃) | | |
| | | 4 | (不明) | 羽州屋久右衛門(大阪) | | |
| | | 7 | (不明) | 河内屋藤兵衛(〃) | | |
| | | 8 | (不明) | 伊勢屋理右衛門(京都) | | |
| | | 4 | (不明) | 吉文字屋彦市(〃) | | |

(佐藤利兵衛家史料による)

佐藤利兵衛家紅花荷岡為替

| 年月日 | 岡荷為替主 | 引当 | 為替金 | 荷受人 | 備考 |
|----------|-------------|----|------|-----------|----|
| 天保8.3.16 | 小嶋屋十右衛門(山形) | 5丸 | 35兩 | 近江屋源七(江戸) | |
| 弘化2.7. | 有川屋 弥 藏(山形) | 20 | (不明) | 〃 | |
| 安政元.3.17 | 玉井平右衛門(山形) | 8 | 50 | (不明) | |
| 〃 4.10 | (不明) | 6 | 40 | 近江屋源七(江戸) | |

(佐藤利兵衛家史料による)

第三章 紅花商人の成立と発展

けた。その売り代総額は四一五兩一分であったが、「紅花青亭元直附」によって商標別原価を総計すると、四四三兩一分余となるから、差引き二六兩二分五〇〇文程の欠損であった。この年の最上紅花は「雨統ニ而大方雨くさり黒く罷成申候、依之四拾五兩位迄上り候所、沓駄ニ拾五兩まで当所ニ而高事売買いたし候」という作柄で、「京都売付拾兩づつも利分相見え申候」との風評であった。この予想外の騰貴は全く品不足に原因する。それにもかかわらず、紅久は何故に欠損を招いたのであろうか。その理由は明らかでないが、紅久の出荷が終えたのは、当時の手板によれば七月中で、京都における売り付けは、十月から翌年の三月までかかっているから、その間の相場の変動によると思われる。それにしても些か疑問の残ることは、京都の荷問屋側に何等かの動きがなかったかという点である。一応の邪推をめぐらせば、異常な暴騰を抑止する方法として、雨腐りなどを理由に、最上紅花に対する不買の傾向を誘発する策謀がなかったかという点である。紅久の場合、買付け元値が近來稀な高値であるのに比し、秋以降の売値が極端に下落していることは、想像するような事情を暗示しているかのようと思われる。

紅久店宝曆十三年紅花出荷精算

| 京 都 問 屋 | 荷 送 量 | 売 り 値 | 元 値 | 差 引 |
|----------|--------|----------|----------------|-----------------|
| 山形屋八郎右衛門 | 清紅 1駄 | 30 兩0分 | 34. 兩0分 | △ 4 兩0分 |
| 伊勢屋 源 助 | 光紅 1 | 73. 0 | 31. 2 | 0 |
| | 谷紅 1 | | 41. 2 | |
| 若山屋喜右衛門 | 金紅 1 | 203. 0 | 38. 0 | △ 13. 3 |
| | 稀紅 2 | | 59. 2 | |
| | 雨紅 1 | | 36. 3 | |
| | 〃 1 | | 27. 2 | |
| | 大紅 1 | | 28. 1 | |
| 松任屋 徳兵衛 | 里紅 1 | 34. 0 | 26. 3 | △ 8. 3 |
| | 天飛 1 | | 42. 3 | |
| | 皆紅 3箇 | | 18. 2 | |
| | 丸紅(古)1 | | 6. 1 181文 | |
| 伊勢屋利右衛門 | 乗下 2 | 51. 0 | 13. 1 | △ 1. 0 250文 |
| | 仙善 1駄 | | 250 38. 3 | |
| 計 | 13駄2ヶ | 415. 兩3分 | 443兩1分 431文 | △ 27兩2分 431文 |

(筆者蔵「紅久金銀受払帳」による)

紅久は天保頃に一時経営不振に陥った時期があったらしく、佐藤利兵衛から資本の援助を受けたこともある。嘉永頃の佐藤家仕切を見ると、紅久自体が荷主となつてゐるよりも、むしろ佐藤家に委託してゐる場合が多く、嘉永七年（一八五四）—安政元年頃には佐藤利兵衛・同利右衛門と共に「三人仲間」を組織して、共同出荷をしてゐたこともあり、或は福島治助を支配人として経営に当たらせたことも見える。しかしその後はよく勢力を挽回し、幕末には水野藩の御用格の一人として特權商人の地位を獲得するに至つた。以上の如く、紅久は近世中期から紅花商一筋に連綿として伝つた山形の代表的商人と言つてよい。

三日町の福島屋治助は、寛保二年（一七四二）に山形の西郊沼木村から出て来た人の裔と伝えられる。先祖は山形商人の勤勉力行型の人で、福島方面に行商に出て次第に蓄財し、後に三日町に店舗を設けて繰綿・古手類を取り扱つた。これが屋号福島屋を称した理由であるという。経営に紅花商いを取り入れたのは恐らく化政頃からであろうが、最初は京都の吉文字屋彦市の紅花買宿としてその基礎を築いた。やがて、佐藤利兵衛家と養子縁組が成立して親戚關係に入ると、両家の共同出荷の傾向が強くなるが、天保期を境として、全く独立した荷問屋の形をとるようになる。

紅花荷問屋としての福島屋の実力は、最上紅花の衰退期に入るとも衰えなかつた。京都の最上屋喜七との取引を見ただけでも、明治六年花の仕切額が三、一六〇両、翌七年花の仕切は二、二三五両に及んでおり、この外に紅屋久太郎分の依託關係が七年に一、八二二両もある。¹²⁾この額は佐藤家や長谷川家と比較しても、はるかに巨額で、山形の紅花商人中最高の実績を収めている。このことは、明治期に入つてからの山形商人の姿質を物語るもので、紅花生産の衰微期にあつて、独り福島屋のみが最後まで紅花商人として踏み留どまつてゐたことが知られる。

3 長谷川一家の活躍

第三章 紅花商人の成立と発展

谷長川家は土着のもので、前記文化八年の「十日町宗門帳」によれば、その頃はまだ家主儀兵衛方の借家人であった。材木町が本籍地で吉郎治と称し、後に大富商になって長谷川を作り上げた。その二男和五郎が分家して長谷川となり、三男吉内は長谷川の祖となり、共に商人として栄え、山形の財閥団を形成した。長谷川が紅花荷問屋として開始した年代は明かでないが、最上屋関係の仕切を整理してみると、天保四年（一八三三）には金一八四両三分と銀二四匁余であったものが、安政三年（一八五六）には金五五九七匁二分二朱と銀一三七匁四一七に伸びている。これは、二二年間に三倍以上の伸長を示したことになる。最上屋以外の紅花荷問屋とも取引関係があったので、それらを加えたら実に莫大な額に上るであろう。

長谷川家の集花投資は、最上地方よりもむしろ仙南地方に行なわれたことが特色で、村田（岩手県）（柴田郡）の有力集荷問屋たる大沼屋正七が手先ぎとなっていることは注目される。天保年間の例をあげれば次表の如くで、最上屋仕切の宛名は長谷川吉郎治及びその代理又は支配人の肩書を有する大沼屋正七となっており、銘柄が仙金・仙旭・仙通・仙司・仙辻・仙田・仙登・仙岩・仙佳・仙徳・仙輝などと、総て「仙」を冠していることから、明らかに大沼屋の集荷した仙台物であることが知られる。大沼屋が集荷したこれらの紅花は殆ど江戸に廻して大阪に廻漕したらしいことは別の資料で窺われる。

長谷川吉郎治家の最上屋喜八に対する出荷仕切高

| 天保4年 | 仕切総額 | 安政3年 | 仕切総額 |
|--------|----------------|-------|-------------------|
| | 兩分朱匁 | | 兩分朱匁分 |
| 5月30日 | 54.2.2 一 | 9月30日 | 1050.1.2 61. 2.37 |
| 6. 30 | 96.2.0 一 | 10月30 | 794.1.0 23.42 |
| 7. 30 | 113.0.0 1.87 | 11月晦日 | 1646.3.2 4.200 |
| 9. 30 | 109.0.2 4.60 | 12月晦日 | 2097.0.2 48.56 |
| 10. 30 | 230.0.0 6.52 | | |
| 11. 30 | 410.1.0 10.30 | | |
| (不明) | 109.0.2(-4.50) | | |
| (〃) | 724.0.2 5.62 | | |
| 計 | 1846.3.0 24.41 | 計 | 5597.2.2 137.417 |

註 天保5年 山形大学博物館蔵「最上屋仕切帳」
安政3年 京都府立総合資料館蔵「最上屋仕切下書帳」

買付け高の詳細は不明であるが、奥仙台から南部地方の産地も或る程度の掌握をしていたらしく、奥仙の山ノ目駅の鈴木屋庄左衛門、仙台・水沢大町の小沢屋平治、一関大町造出しの千葉新助などの商人は、何れも⑧長谷川家の紅花買宿を勤めていたことは注目すべきことである。紅花荷問屋としての同家の勢力は、実に最上地方から奥州の生産地全域に及んだのである。

⑧長谷川家の分家に当たる⑨長谷川吉内家は、「山形商店史」(山形商業学校編)によれば「弘化年間呉服反物業を創始」とあるが、紅花商人としては、天保の初期には既に開始されている。しかし頭初の経営方式は、独立荷主としての性格が薄く、集荷したものは殆ど本家長谷川の手を通じて出荷されていた。その集荷舞台は本家同様仙南地方で大沼屋正七が集荷責任者となっており、次頁下表のように發送荷問屋は長谷川吉郎次名義であった。

かくの如く、分家当時は本家の経営に依存する所が大きかったが、自己資本の拡大化に伴ない。嘉永頃からは独立経営に移行したらしく、最上屋との取引を見ただけでも、自己名義の出荷量が増大して来る。次表は安政三年(一八五六)の秋から同五年七月までの最上屋仕切額で、その成長過程が明らかに認められよう。安政三年度分だけの比較で見ると、本家長谷川の分が凡そ六、〇〇〇両の仕切であった(前表)のに対し、分家吉内分は凡そ三、一一〇両内外で、本家の半ば以上の荷量を動かし得るだけの大荷主に発展している。

一両長谷川家は、共に仙台紅花の集荷に重点を置いたが、その理由を考えると仙南地方には大河原の高橋忠助と

長谷川家の大沼屋に対する投資

| 仕切年月 | 大最上屋仕切 | 沼屋仕切 | 対切 |
|----------|--------|------|-------|
| | 兩 | 分 | 朱 |
| 天保 5年 1月 | 400 | — | — |
| “ “ “ | 335.3 | 0.0 | 20.60 |
| “ “ “ | 548.1 | 1.2 | 11.24 |
| “ “ “ | 148.2 | 0.0 | — |
| 8. 5 | 586.2 | 2.2 | 9.37 |
| “ “ “ | 461.3 | 3.2 | 12.18 |
| “ “ “ | 360.3 | 3.2 | 5.60 |
| 9. 4 | 536.1 | 1.2 | 23.42 |
| “ “ “ | 265.0 | 0.0 | 9.36 |
| “ “ “ | 1221.0 | 0.3 | 30.42 |
| “ “ “ | 580.0 | 0.0 | 25.25 |
| “ “ “ | 1052.0 | 2.2 | 48.68 |
| “ “ “ | 187.1 | 1.0 | 10.77 |

(山形大学蔵「最上屋仕切帳」による)

第三章 紅花商人の成立と發展

いう大荷主を除くと、巨大資本を有する商人が割合に少なかったから、投資に都合がよかったこと、両家の資本を利用した村田宿の大集荷人・大沼屋正七などの協力があったこと、山形及び村山地方には既成の勢力が、強く集花園を掌握していたために、活躍舞台を他に求めざるを得なかったこと等が上げられよう。また、仙台で集荷したものの輸送路は、殆ど江戸廻りの方法によっているが、これは大量であったために、笹谷越えして山形に送る不便を避けたこと、さらに、嘉永から安政にかけてのいわゆる「紅花荷江戸打越一件」の解決以後は、「渡海中海上難事有之候得者、荷主并廻船問屋立合、一船積合荷主同様、船法相守可申候」という約定が成立し、海上輸送の安全性が高められたことなどによるのであるう。

4 永寿講と長明燈

山形商人の中に、最も早く同族团的意識をもって結合し、組織化されたのは近江

長谷川吉内家の最上屋出荷仕切額

| 年 度 | 仕 切 額 |
|---------|----------------------|
| 安政3年秋 | 兩分朱匁 57.1.0. 1.87 |
| 11月晦 | 1465.0.2.42.64 |
| 12. // | 1585.3.0.44.96 |
| 同4年3月節句 | 325.1.2. 5.62 |
| 閏5.晦 | 462.2.2.18.74 |
| 9~10 | 591.0.2.15.92 |
| 11.晦 | 601.1.0.12.17 |
| 12. // | 1281.0.2. 4.66 |
| 同5年3月限 | 394.2.0.17.80 |
| 5月節句 | 332.2.0. 8.90 |
| 5 晦 | 547.1.2.16.86 |
| 7盆前 | 823.1.2.18.72 |

(京都府立総合資料館文書による)

長谷川吉内家仙台紅花買付最上屋出荷高

| 年 度 | 荷 問 屋 | 商 標 | 数 量 | 仕 切 金 |
|--------|----------|---------|------|------------------|
| 天保5年正月 | 長谷川吉郎次 | 仙金, 仙旭 | 144袋 | 兩分朱匁 144.2.0. |
| 6. 6 | 〃 | 仙口 | | 540.2.0.3.75 |
| 8. 一 | 〃 | 仙桂, 仙天等 | 363 | 400.0.1.6.56 |
| 9. 一 | 〃 | 仙金 | 237 | 265.2.2.9.37 |
| 〃 | 大沼正七(村田) | | 266 | 213.2.0.7.96 |

(山形大学博物館蔵「最上屋仕切帳」による)

商人系の西谷一家であろう。宝曆十四年(明和元年 一七六四年)に本店主たちによって組織された「恵比須講」がそれで、別に「仙台最上福島仲間」と称して、それぞれの地方に持つ出店・支店の統制を図ったので、山形の西谷一家はその仲間として相互間の協力態勢を固めた。旧来の在地商人に伍して、彼我の物資流通面に勢力を張るためには、こういう組織が重要な役割を果たしたことは言うまでもない。近江商人の進取的・発展的な性格を表わしたもので、近江商人が遠隔地に進出して各地に成功した原因である。宝曆末年は京都の紅花問屋廃止運動の最盛期で、やがて明和二年にはその効を奏し自由売買制になったことはしばしば触れて来たが、近江商人はその直前に素早くこれを察知して、自由市場に対応出来る姿勢を確立し、地方に散在する出店の協力体勢を整えたものと見られる。

山形の商人たちは、近江商人のこういう気風や目敏しさや、或はその経営の方針などについて、絶えず刺激を受けて来た所で、古来排他的と評された山形商人の間にも、同族団結合の傾向が見えて来る。それは仮令計画的に組織化されるまでには至らなくても、天明三年(一七八三)七月に、市村茂助と同一郎治が世話人となって、宮町の両所宮山門前に奉納した石燈籠には、一族商人一六名が名を連らね、中には酒田店・仙台店・京都店を経営していたものも見える。言うまでもなく、献燈の目的は、「海上安全・商売繁昌」を祈願したものである。また嘉永三年(一八五〇)五月に、三浦権四郎・渡辺吉兵衛が同宮に狛犬を寄進しているが、元を糺せばこの両家は祖を同じくする一族であったと言われる。

商売上の実質的な協業化の例としては、先に佐藤家や長谷川家の場合に述べたが、特に幕末期に宗家佐藤利兵衛を主軸として結成された「永寿講」の如きは、その最も整った組織で、規模も大きかったようである。これが出来たのは文久二年(一八六二)の春であるが、それ以前から、一族親戚の三都仕入商人に対しては、一定の定法をもって多額の融資を行ない、相互の経営の拡大強化を図って来たことは、次の文書(註)によって窺われる。

當年相改定法書寬

- 一 昨年貸分者当亥五月晦日迄元利共ニ無間違返済可致事
- 一 返済方も毎月の朔日より五日迄無間違返済可致事
- 一 当年三都仕入分者当亥二月朔日貸渡可申事
- 一 貸方も相定金高丈ヶ月の朔日より五日迄内貸渡可申事
- 一 当年貸分来子五月迄之内ニ元利共無間違返済可致事
- 一 利足等之儀者は迄相定之通卷月ニ付金卅兩へ考歩割
- 一 近年定商売歳増致候而も難破船並貸たをれ損毛有之候而も決而願ケ間敷事致間敷事
- 一 近年者各方ニ而定商売の外色々売買致族も有之候ニ付縱何程損毛貸たをれ並難破船等有之候而も決而願ケ間敷事致間敷事

一 当亥年より三都仕入分用達貸渡金子高左ニ

一金千三百兩也

山口惣藏方へ

一金千三百兩也

高田為治郎方へ

一金千三百兩也

高田金兵衛方へ

一金三千兩也

佐藤利右衛門方へ

メ金六千九百兩也

右之通当年々相改定法之通堅ク相守可申事、尤近年者御地頭様并漆山陣屋へ両方御用等歳増承付、尤御扶持等迄も頂戴致居ニ付、難相断ニ付相動申候、近年各方定商売歳増出情致歳増用達頼ニ付、難有仕合ニ奉存候得共、近

年操合等至而不宜付、手前定商売仕入物等歳増致不申ニ付、当年々相改定法之通堅ク相守被成下、尤返済方も聊無間違返済可致様堅く相守被成下度、右御承知有之候ハ印判被成下度、仍而定法如件

亥正月

佐藤理兵衛

山口惣藏殿

高田為次郎殿

高田金兵衛殿

佐藤理右衛門殿

定商売という点から見れば、金主の佐藤家は繰綿太物卸店で、分家の利右衛門は呉服太物古着卸店、親戚の高田為次郎は小間物卸店、同金兵衛は和漢薬種所、山口惣藏は小間物商であったが、いわゆる三都仕入れ商売の傍、何れも手広く紅花商を行っていたものである。

さて、永寿講はこれら一族の商売繁昌を目的として組織されたものであるが、その規約や活動の内容を精しく見ることの出来る史料は残っていない。ただ、その講員を知り得るものに、大阪の住吉神社に奉納した一对の「長明燈」があって、当時の隆盛さを誇っている。文久二年（一八六二）三月の建立で、高さ二尺四寸五分の舞台上に、高さ二〇尺五寸に及ぶ壮大な花崗岩作りの燈籠が立っている。竿柱正面に縦書に「長明燈」、台座正面に横書で「永寿講」と刻されている勇渾な大文字は、当代有数の書家たる京都の貫名苞敬（松翁）が書いた。

これを奉獻するに就いては、竿柱刻銘に明らかなように、住吉神社の神官田中和佐太夫が執事となり、世話人には佐藤利兵衛・同利右衛門・同卯兵衛が当たり、地元の永寿講員および上方商人の莫大な出資と寄附金が寄せられた。

第三章 紅花商人の成立と発展

永壽譚員と長明燈寄進者名

| 長明燈寄附人名 | 屋号 | 全との関係 | 寄附金額 | 刻名場所 |
|--|--|--|---|-----------|
| 佐藤利兵衛 佐藤利右衛門 佐藤卯兵衛 | 山形 全 " ㊦ " 田 | 本家 10代 分家 初代 " " | 16貫100匁 3,900 | 竿石 世話人 |
| 福島治助 近江屋林兵衛 寒河江佐右衛門 白田弥治右衛門 山口甚兵衛 佐治吉左衛門 仲野半四郎 | " 羽 " 余 米沢 ㊦ 大谷 ㊦ 山形 ㊦ " ㊦ 天童 | 全より養子 余の本家 ㊦の2代目出 ㊦に嫁 ㊦初代妻 全から養子 (取引出入) | 25匁 1貫500匁 " " " " " | 右側台石上段 |
| 高田為次郎 大和屋惣右衛門 紅屋久太郎 渡辺八右衛門 小松治郎兵衛 近江屋喜兵衛 高田金兵衛 吉田勘右衛門 大和屋惣助 大島屋彦吉 相沢兵助 八文字屋太右衛門 | 山形 " " 余 秋田 山形 " ㊦ " ㊦ 山形 " ㊦ 山形 " ㊦ 天童 山形 | 全10代の妻 (取引出入) (") (") 全の縁戚 全から養子 高田為次郎1族 (取引出入) (") (") (") (") (") (") | 10匁 " " " 5匁 10 5 " " 10 5 5 | 右側台石下段 |
| 上方商人 21軒 亀甲屋 半七 美濃屋 勘七 大沢文助 | 大坂、京都 京都 名古屋 美濃 | | 31貫500匁 1,500 1,500 1,500 | 左側台石上下段 |
| 計(銀に直して) | | | 73,970 | |
| 献燈式皆諸入用 | | | 40,928.5 | |
| 差引残銀 | | | 33,041.5 | |

(佐藤家蔵「永壽譚」誌其他による)
(縁戚その他の関係は全家祖母談話)

これらの人名は台座の左右に刻されているが、文久三年二月に整理された「永寿講」誌⁽⁷⁾によれば、各人の醸出金額は前表のようで、そのうち、台座右側に刻名されているのが講員であろう。関係別に見ると、縁戚が一三名、取引き出入商人が九名、計二三名からなる組織であったと思われる。上方商人分を加えた醸出総額は銀で凡そ七四貫、そのうち献燈に凡そ四一貫を要し、残額凡そ三三貫で別に河内国道明寺と大阪天満宮に、それぞれ金燈籠一基ずつを奉納した。

台座刻名の商人数は、寄附台帳面よりも多くて五二名になっているが、とにかく、佐藤家の経営に密接なつながりをもって、山形商業の一面を掌握していたことは驚くべきことであろう。大阪商人の中には細井戸屋徳兵衛・桜井屋甚三郎・島屋清兵衛・錢屋伝兵衛・同小八のように、最上紅花の取引き関係をもっていたものが多かったが、その他に線綿商・木綿商・古手商・砂糖商・蠟商などもおった。しかし、何れも商品の単一的専門商人ではなく、広い意味の雑貨問屋であった。永寿講員もまたそういう性格の商人ではあったが、紅花の荷主を兼営していた点では同一であり、その代金は殆ど上方物資の仕入に充当していた。そして、講員たちの商業経営の堅実な発展のために協力し合い、拡充に必要な資金面の融通には今佐藤家が当たっていたのである。

住吉神社境内の燈籠の中に、もう一対の着目すべき「紅花燈籠」がある。天保七年に諸国の紅花荷主中および京都の紅花屋連中が奉献したものであるが、この燈籠については後に述べる。

5 その他の山形紅花商人

山形の紅花商人群は、二、三の旧家を除けば、概説の項で述べたように、近世中末期から急速に勃興し、特に寛政頃から著しく成長して来た。中でも豪商級の人々は、上方物資や北海物の卸問屋として、村山地方全体に及ぶ商圏を

第三章 紅花商人の成立と発展

握って、商業都市山形の面目を發揮した。これらの豪商たちは蓄積資本の運用について、一面では高利金融業者としての機能を高めたが、それと同時に村居家や長谷川家の如く、土地集積に投資したものもある。明治八年の地主調査によれば、村居清七の立附は一、三六〇俵、長谷川吉郎次分は一、一〇〇になっている。

さて、前記以外の大商人層についても、紅花荷問屋としての内容と、その發展過程を述べるべきであるが、現在では史料的に不可能であるから、「井上喜八家紅花仕切下書帳」という特に制約された史料に基づいて、既に紅花生産の衰微期を迎えようとしている明治六年の、最上屋に対する山形商人の出荷状況を見ると、概ね次表のようになる。これを見ると、福島治助の合計三、一六〇兩を最高に、二、〇〇〇兩代が長谷川(吉)・佐藤・高橋、一、〇〇〇兩代に佐藤(利)・市村・紅屋と続いている。それ以下の長谷川(吉)・村居・三浦・笹川・近江屋などは、早くも新産業に転向の気配を現わしているのである。

この年の最上屋との取引き商人には、表に掲げた山形商人の外に、在方商人として、楯岡の青沼好藏、前田沢(朝日町)の今井五郎八、大石田の渡辺喜助などが見えるが、この頃は恰も政府および県の新殖産政策が指示強化されて来た時代で、農村の紅花生産地帯は、桑園または茶園などに転換されつつあったので、在方旧来の紅花商人は、その專業としては最早成り立たず、早くも生糸荷主に転向したり、或は地主化するに至った。サンベタ

最上屋に対する山形商人の紅花出荷状況(明治6)

| 商人名 | 出荷数量 | 仕切代金 | |
|--------|--------|----------|-------|
| | | 兩 | 分朱匁 |
| 長谷川吉郎次 | 1963 袋 | 2882.1.1 | 29.56 |
| 長谷川吉内 | 103 | 126.2.1 | — |
| 佐藤利兵衛 | 1663 | 2857.3.0 | 21.40 |
| 佐藤利右衛門 | 1252 | 1983.1.0 | 11.47 |
| 村居清七 | 320 | 543.0.0 | 5.61 |
| 福島治助 | 922 | 1029.0.0 | 3.74 |
| 〃 | (不明) | 2130.2.1 | 6.73 |
| 市村五郎兵衛 | 938 | 1649.2.1 | 9.15 |
| 〃 | (不明) | 861.1.0 | 0.79 |
| 高橋伊之助 | 1492 | 2532.3.0 | 14.36 |
| 三浦権四郎 | 288 | 401.3.0 | 4.31 |
| 紅屋久太郎 | 1088 | 1822.0.2 | 8.98 |
| 笹川長六 | 349 | 568.0.3 | 5.18 |
| 近江屋喜兵衛 | 161 | 285.2.2 | 1.87 |

(山大博物館蔵「井上喜八家紅花仕切下書帳」)

ちの任務も同様で、養蚕業の発展に伴う「桑サンベ」「糸買い」などに活動の新舞台を見つけて行った。それに比して山形に割合に多く紅花荷主の存続したのは、継続し得る経済的能力があったこと、旧来の上方紅花商人との取引き関係の深さがあること、在方紅花荷主の廃業に伴う干花加工業者との新たな取引きが成立したことなどによるものである。

- (1) セツ松・地福寺蔵「紅乃袖」
- (2) 山大博物館蔵「三浦文庫」
- (3) 川崎浩良著「山形の歴史」
- (4) 著者探訪史料
- (5) 川崎浩良著「山形の歴史」、後藤嘉一著「山形商業史話」
- (6) 同 前
- (7) 著者蔵史料
- (8) 佐藤利兵衛家蔵文書
- (9) 山形大学博物館蔵史料
- (10) 大町念仏講帳
- (11) 著者蔵史料
- (12) 山形大学博物館蔵「最上屋文書」
- (13) 後藤嘉一著「山形商業史話」
- (14) 山形市史編集集資料第一三集
- (15) 佐藤利兵衛家文書
- (16) 「東講商人鑑」
- (17) 佐藤利兵衛家蔵史料

第五節 在方紅花商人の勃興

1 商品物資の生産と在方商人の発生

山形と上方の商品流通は、近世初期から近江商人の進出によって開拓されたが、貨幣経済の浸透と消費生活の向上に伴って、商業都市としての山形は急速な膨張を続ける。この傾向はやがて地元民の商人化を招くことになる。殊に、中世以来の土豪或は支配階級の有力者、最上家没落によって武士の帰農・帰商したもので、資本蓄積のある一部の人々は次第に商人化して、土着の上方商人と互角の取引き関係を結び、上方からの移入物資については卸問屋と店前売りを兼営し、地元物産については集荷問屋を営むに至った。

これらの大商人は、山形という町場に集結していたことは、物資の集散事情から当然であるが、在方に散在する大生産地には、町方商人の発展と前後して、集荷業者や荷主の成立したことも、また充分に想定されることであるが、早期在郷商人の実態については、史料的な制約があつて、殆ど明らかにされていないので、側面から若干の考察を加えておこう。

寛永十年（一六三三）に、領主酒井忠重の苛斂誅求に対して発生した、白岩郷（現栗河江市西栗川町）の百姓一揆の目安状を見ると、同地方の農業生産物の中に綿花・麻・漆・山蠟など、商品性の高い作物が誅求の対象となつて注目

される。これらは、藩主や藩士たちの消費原料になったものもあるが、むしろ商品化されて、その収益を藩財政の一部に入れられた部分が遙かに多かったものと思われる。とすれば、白岩という地方城下町には、藩が放出するこれらの物資を請け負って、山形の大商人に取り次ぐか、或は自力をもって需要地商人に出荷する買継的商人層が存在していたことが考えられよう。

紅花が村山地方の特産となる以前には、青苧がその首位を占めていたことは周知の通りである。その主産地は左沢山内（大江町）と五百川郷（朝日町）で、古くから「七軒苧」という銘柄をもって、奈良・江州・北越方面の麻布製産地に出荷されていたから、生産地帯には集荷業者や荷主に類する商人が活躍していた。世上に流布されている物語本に「羽州太郎村継母志やけん沙汰古実今物語」というものがある。その発端の部分に、太郎村（朝日町）の青苧商人、能登屋九郎左衛門が登場する。

その太郎村は村高僅か四四〇石程度の小さな山村に過ぎないが、古来、五百川郷西部山麓の青苧生産地帯の有力な集散地で、能登屋はその中に成立した青苧荷主であった。物語りの内容は題名が示す通りで、その大筋は実話に近いものと言われ、寛文頃の能登屋の繁昌について「爰ニ寛文拾三五ノ年、左沢御領分ニ於て太郎村と申所有、此村ニて能登屋九郎左衛門といふ、近国ニ名高き分限有けるハ、京都迄青苧荷物百駄余リツ、差登せ、又ハ庄内・仙台へも夫の向品々の商物を、数多手代共へ為持廻しける」と紹介している。

継母邪匿の事実審理に際して行なった能登屋九郎左衛門の口述を別本⁽²⁾によって見ると、「我儀、京都へ青苧・紅花差登せ置き候ニ付私弟の巳之助ト申者支配人ニ為登置候所、右巳之助病氣ニ付、私登り候様ニ早飛脚參候故、私飛脚同道ニ而三月五日京都へ罷登り（云々）」という一節があり、青苧のみならず、平野部の紅花にも手を伸ばしていたことがうかがわれる。しかもその経営は単なる買次ぎ荷主ではなくして、自己資金による出荷問屋で、京都には支配

人を遣わして取引きに当たらせていたという。これは、近世中期頃から明らかになる山形商人の流通機構と殆ど同じ形態である。

この能登屋の存在を単なる物語的偽作の人物と否定出来ない理由は、次に述べる青苧荷主たちの驚くべき活躍にある。それは直接能登屋と無関係であるが、同地方には能登屋と同時代に多くの青苧商人が実在していたことを見れば、太郎村に能登屋のような大商人がおっても、少しもおかしくない。

五百川郷は最上川を挟んで東西両郷に分かれるが、能登屋をもって西五百川郷の代表的商人とすれば、東五百川郷には鈴木与右衛門・同八兵衛、その隣村・大谷村には白田六郎右衛門など、実に注目すべき青苧商人がいた。何れも地方豪族の系譜に属するもので、近世初期には早くも商人化し、奈良の青苧市場を取引き舞台として成長した人々である。有名な「奈良晒」は慶長頃から発達したと言われるが、その原料としては品質の最も優れた村山産の最上苧や置賜産の米沢苧を多く使用したので、主産地帯にはおのずからその取引き商人の発生を促したことになる。

鈴木・柴田・白田等の初期的商人記録は残っていないが、奈良における財力的活躍の側面を裏づける貴重な史料がある。即ち、近年奈良国立文化財研究所の発表⁽³⁾や、山形県立図書館の三春伊佐夫氏の現地調査報告⁽⁴⁾などによると、延宝年間に行なわれた奈良西大寺の弥勒菩薩座像の修理に際し、これらの商人たちが、並々ならぬ尽力をしている事実が明らかにされた。いまは、その内容を詳説することを省略するが、僅かその一端に触れて、五百川郷青苧商人の存在だけを明らかにしておこう。先づ延宝四年（一六七六）の修理当時、胎内各所に墨書された記事の中から五百川商人名を拾ってみると、次の通りである。

弥勒菩薩奉再興施主

羽州最上五百川鈴木与右衛門

台座施主同国大谷白田六郎右門

南都奈良秋田屋助左衛門

休心 清心 宗清 清祐

有縁無縁
十方衆生

惣法界為成仏再興者也

延宝四年丙辰八月吉日 敬白

(以上 頭部納入物支え板)

出羽国村山郡五百河住

柴田八兵衛

(以上 膝前内部)

これらの胎内墨書の外に、修理当時の胎内納入物がある。一つは柴田八兵衛の、一つは山形の佐藤三良兵衛のもので、何れも桐箱入で、尊像頭部に納入されている。そのうち、前者の箱書には次のように墨書され、中に「南無弥勒菩薩名号帳」一冊が入っている。

延宝四年

奉納弥勒内心三千三百三拾三昧所

丙辰八月吉日

東五百河
柴田 八兵衛

名号帳によれば、柴田八兵衛の最初の發願は「弥勒内心三千三百三拾三躰也、一躰ニ一字礼拜ニ而欲奉納」ということであつたが、「俄ニ犯起病、過半以板行」これに替へたと述べている。さらに、この名号帳の奉納并に白田六良右衛門の台座寄進について

右之意趣者最上之住人 南都者東向中之町ニ商道有テ数年居住ス 其比其於藏中菩薩之中興ニ縁有テ如斯并ニ台座之施主 羽州最上之大谷 白田六郎右衛門

雖為遠心我心ニ望達而致建立者也 施主者不及申ニ 願ハ此功德ニ仍而 弥勒菩薩之御出世ニ為相シ也

延宝四年丙辰八月吉日

と書記している。ここで特に注目したいことは、柴田八兵衛は「南都者東向中之町」に、「商道有テ数年居住」していたという点である。この柴田八兵衛家は同七郎兵衛家の分家に当たる家柄で、或はその支配人格で奈良に長期滞在し、奈良の青苧問屋と見られる秋田屋助左衛門と、密接な取引き關係を結んでいたであろうということである。

なお、この修理奉納については多数の結縁者のいることは見逃がせない。白田一族の外記・弥十郎・甚四郎・惣十郎、柴田一族の庄右衛門・権兵衛、海野一族の藤左衛門・善左衛門、長岡一族の仁兵衛・藤左衛門・外右衛門、大谷一族の五郎兵衛・重兵衛、その外に今井伝十郎など、東五百川郷および大谷方面の有力者が名を連らねている。これらは相互間に縁戚關係が多く、柴田・鈴木・白田などを中心とする集荷仲買の性格で結びついていたらしいが、中・後期になるに従つて、独立商人に成長して来るものが多い。以上の史料によって、延宝頃の在方青苧商人の流通機構

の一端がうかがわれるであらう。

もう一つ重要な納入箱がある。箱蓋の中央に「奉納弥勒内心御念仏老万遍」、右に「延宝四年丙辰八月吉」、左に「最上山形佐藤三郎兵衛」とあり、さらに「弥勒名号書秋田屋助左衛門」と添書がある。その中に次の三点が納入されている。

延宝三稔八月八日附

奉書写御念仏

佐藤三郎兵衛

延宝四年辰六月十三日 奉書写御念仏

出羽之國最上山形之住者

佐藤三郎兵衛

南無阿弥陀仏 今月今日敬白

佐藤三郎兵衛

このうち「南無阿弥陀仏」の名号一葉は特に着目すべきもので、各地の関係商人と思われる者およびその家族・用人など、実に百名以上が結縁者として名を連らね、中には敦賀の清水、海津の石田、太口（駄口）の村田、大津の川口など、近世を通じて羽州と上方との間に交易される諸物資の荷揚げ問屋や、敦賀・海津間の陸送を担当したと思われる馬さし等の見えることは、運送史上からも貴重である。但し、佐藤三郎兵衛の素性は明らかでない。恐らくは地方の小集荷業者を相手とする町方荷主であったらう。

これらの結縁者たちは、尊像修理に使用した金箔の奉納も行なっている外、修理完了後の延宝七年には、出羽国最上・下原（山辺町）住の佐藤市兵衛なるものが、同寺の金堂に仏画の絵馬を奉掲している。下原地方は青芋の重要な

産地であったから、この人もまた在郷に成立した有力な青苧商人で、奈良方面との取引き関係の深い者であったと見られる。

2 在方紅花商人の成立期

前項において、寛文・延宝期に成立した最上青苧商人と奈良の青苧市場との結びつき、さらに奈良における財力的活躍を述べた目的は、農村の商品生産の発展に伴なう、在方商人の早期成立を裏付けたいたために外ならない。村山地方の紅花生産の起源は明らかでないが、寛永十三年（一六三六）に山形に入部した保科正之が、その年のうちに、領内の特産物たる青苧・紅花・綿・漆・胡麻油・荏などに対して出荷課税制度を強化している事実から見れば、青苧商人が近世初期に発生しているように、紅花の場合もまた、その生産地には集荷商人や荷主問屋の性格をもつ有力商人が案外早期に成立していたのではないかと思われる。

若し、遠隔生産地にそういう在郷商人の成立が後れていたとすれば、山形のような町場に定着している若干の上方商人や、在来の町方商人の力だけで、在方に散在的に生産される紅花を、上方との流通市場に乗せることは困難であったに違いない。前項で触れた山形の青苧商人・佐藤三郎兵衛の名号一紙には、山形をはじめ村山郡内のいわゆる最上商人と推定される幾人かの人名が見えるが、それらの人々は単に青苧商人であったばかりでなく、紅花をも含めた荷問屋ではなかつたろうか。

慶安から寛文にかけての山形藩主・松平下総守忠弘は、山形町内とその近傍および漆山・天童・東根分を合わせ、一五万石を領していたが、その領内役物としての特産品に、紅花四百五、六拾駄、青苧四百三、四拾駄(5)があり、何れも領内の商人を通じて上方に出荷していた。これだけの生産・出荷量には、荷役錢課税の関係から、他の公私領

管内の生産分は含まれていないことは当然である。従つて、山形藩領外の寒河江・谷地・山野辺・長崎・蔵増・楯岡方面に生産された紅花は、その地方の別な集散機能を持つ商人たちによつて集荷・売買されていたものと思われる。問題は管轄の相異ばかりではない。生花は長時間の貯蔵に堪えず、その日のうちに処理をしないと、品質を低下する恐れがあったから、中心市場たる山形から遠距離にある生産地帯では、どうしても集荷商人や或る程度の加工業者をすら必要としたのである。

しかし、経営能力に長じておれば、誰でも商人になり得た時代ではない。そこには先ず第一に資本という条件があり、第二には生産農民を掌握出来る支配者としての信用も欠かせない条件であつた。農山村の片隅には、中世末期からの土豪・地侍の系譜を引くものや、戦国争乱の世を遁れて来て、帰農している武士の流れを汲むものが多かつた。彼等は社会の変化に乗じて、密かに財力を蓄え、時機の到来を待っていたが、商品生産農業の発達につれて次第に商人化し、自ら流通機構の中に参加し、或は商業資本家としての金融業者に転身するものが現われて来た。

二、三の例を上げてみよう。月布村（大江町）の大泉家は、寒河江・大江家の勘定奉行の裔であると伝えられ、月布川流域の青苧商人となつた一方、村山地方切つての大金融業者として活躍したことは周知の事実である。大蔵村（山辺町）の稲村家は飽海の鳥海山麓から出て来た豪士で、村山地方随一の青苧・紅花商人になつたことは、随所に述べたことである。下原（山辺町）の佐藤家は最上家の家臣で、帰農後は醸造業を営み、傍ら青苧その他の物資を扱う商人となつた。天童の青柳家は天童氏歿落後帰農、蟹沢（東根市）の阿部氏は中世の野川館主の孫と伝えられ、何れも青苧・紅花・煙草など、地方物産の集荷販売業者となつた成立の古い商人たちであつたと言われる。

村山地方における在郷商人の発生順序からすれば、山間・山麓地帯の青苧商人が早く、紅花商人はそれよりもやや後れ、活動的になつて来るのは近世初期の中頃からと見られ、ついで、それら大商人に従属する生産者および小仲買

人の發生を促がし、さらに摘花作業や干花加工に必要な日雇勞務者の發生など、割合に早期から除々に生産地の職能構造を變えて行く傾向が現われていたものと思われる。

3 近世中期に成立した在方の紅花商人群

谷地（河北町）は古來、最上川西部地帯における物資の集散地として、在郷市場の中心を形成して來た所で、近世に入ってから、最上川畔に抱えている畑地は、良質の紅花生産地となった。享保頃から京都の紅花問屋として屈指の發展をした伊勢屋理右衛門の始祖・福田四郎左衛門は伊勢の出であるが、寛文頃早くも谷地の紅花に着目して來住し、紅花商人としての基盤を固めた。また、谷地や慈恩寺の寺社建立に多くの私財を投じた出羽屋藤藏は、享保年中に紅花商人として來谷し、産を為した人であり、元文頃からの紅花問屋仲間制廃止運動に挺身した柵屋甚右衛門や青柳屋喜惣治なども、享保から谷地に在住して紅花商を営んでいた京都出の商人である。

これら外来商人の影響を強くうけた谷地在來の商人の中にも、元禄頃から紅花を取扱うものが続出し、享保・元文期には三五人の花買仲間が活動し、山形の町方商人に対抗していた。中でも土屋勘右衛門・堂ミヤ（田宮）五右衛門・同忠右衛門・伊藤左兵衛・細矢太郎左衛門などは、前記の柵屋や青柳屋の運動に協力的な紅花商人であって、在郷市場商人としての機能を發揮していた。

寒河江もまた谷地と同じような性格の在郷町で、近郊の畑地は勝れた紅花の生産地であったから、早くから地域的な花市場なども開設され、有力紅花商人も多かった。別に述べた中村七兵衛家は、茶商人として元禄年間に伊勢から來住したが、享保頃には紅花・青苧商人に転じている。鈴木忠助・中村六郎兵衛・太田藤四郎なども、具体的に知られる取り引き史料は残っていないが、同時代の有力な紅花商人である。

次に、元禄期の代表的紅花商人であった逸見家およびその協力者たちによる経営の一面を見よう。逸見家は中世末期に甲斐国から西里村（河北町）に來住した帰農豪士で、寛文檢地の頃は田畑屋敷合して四町三反歩余を所有する地主となったが、やがて名主として村を支配するようになる。同家の紅花商人としての経営の一端をうかがうことの出来る史料が一通ある。⁽⁶⁾

紅花買上ケ目録

一、式千五百四拾貳貫目 但シ水花

代七百三貫三百八拾文

両かえ九百十文かへ
此金百九拾三兩拾三匁一分

一、千花八駄七分 但シ菘駄ニ貳百斤入

此掛リ物

一、金拾八兩貳分七匁貳分 兩かへ九百廿文ツ、 御役金 繩筵

飯米 小遣

人足賃

花粉菘柴 （マコ）

袋かミ次賃

方ミ礼共

三口合テ

金貳百拾壹兩三分五匁三分

菘駄ニ付金貳拾四兩壹分五匁九分六リンツツ

内訳

一、老駄

竹屋長左衛門殿

代金貳拾四兩壹分五匁九分六リソ

一、貳駄百四拾斤

逸見庄左衛門殿

代金六拾五兩貳分十四匁六分

一、五駄

西田 七兵衛分

代金百貳拾壹兩貳分十四匁八分

合八駄百四拾斤

代金貳百拾壹兩三分五匁三分六厘

外ニ金壹兩壹分六匁運賃金ニ相添御渡分也

右之通御座候、若勘定相違御座候ハ、重而可被仰付候、荷物之義ハ京都若山屋勘右衛門方へ一所為登申候、殊ニ入用掛物長面庄五郎殿ニ御座候、為後日紅花買上ケ目録仍而如件

元禄十一年

西田 七兵衛

寅ノ七月五日

逸見庄左衛門殿

同 次郎兵衛

秋場 庄五郎

この「紅花買上ケ目録」は、どういふ性質のものか解釈に苦しむ点があるが、目録の形からすれば、逸見庄左衛門は既に京都の紅花問屋・若山屋勘右衛門と取引きしている荷問屋で、その生花集荷については谷地の業者竹屋長左衛

門と西田七兵衛に依頼したものと見られる。この場合、集荷資金は恐らく逸見家から出ているのであろう。集荷された生花二五四二貫目は、総て加工専門業者たる秋場庄五郎の処で干花化され、若山屋に対する出荷手続も秋場が行なったのである。こういう一切の差配には西田が当たったものであろう。経営の形からすれば、生花集荷業と加工・出荷業務が分離し、資本家の逸見家がこれを統轄支配していたもので、当時の在郷の荷問屋は、大体こういう形態をとっていた。

進歩的な経営能力があっても、十分な資本蓄積のないものは、その融資を他に求めなければならない。元禄・宝永頃の紅花商人柴田弥右衛門にその例を見ることが出来る。柴田家は越後国柴田出身の帰農豪族で、近世初期に谷地に定住し、松橋上組の名主となった柴田因幡の裔である。開業当時は経営資金に不足していたらしく、尾花沢の鈴木八郎右衛門（清風）にその融通を仰いでおり、元禄から宝永にかけての鈴木家の「金銀貸入帳」に見る所では凡そ次表の通りである。

柴田弥右衛門家は令の屋号をもって、その後長く紅花集荷問屋として発展し、京都の若山屋喜右衛門との取引が深かったが、七代弥右衛門が天明元年（一七八一）に死亡すると、紅花集荷業をしばらく廃業したので、弟の弥之助がその権利を継いで独立開業して令号を名乗った。しかし天明二年の近江屋九郎兵衛からの紅花仕切は弥之助宛になつてゐるが、商標にはまだ令号を使用している。これは過去長年に亘る信用取引を意味するもので、令印の紅花が京都方面で評価が高かったことが知られるであろう。しかし、文化頃にはこの商標の使用を止め、全く令号をもって取引するようになった。

谷地でこの鈴木家の資本を利用した紅花商人は柴田家に限らない。本表に明らかのように、西田半兵衛・土屋利兵衛・古川七右衛門・丹野三七郎などいるが、これらが相互請人になっていることが注目される。柴田・古川以外の融

第三章 紅花商人の成立と発展

資金は何れも少額であるが、紅花の急速な生産増に対応して、小規模の紅花商人が乱立しており、何れも自己資金だけでは追いつけなかったのである。こういう傾向は敢て在郷だけではなく、大場の山形にも不身上者の紅花屋が続出した。「名物紅乃袖」は享保頃の情況について「不身上のやから、無下人或は無土蔵も、其上、家賃鋪金等に入置申候仁も、紅花の頃へ、金銀天より降思ひをなし、身の様宜敷不相応のもてなし、老駄・式駄荷物引請、当分能様ニ仕出し候、ケ様のこと故軒数多罷成候」と言っているように、その経営振りは何れも不如意であったものと思われる。

もう一つの経営方法に共同出資の仕方がある。後期の例で、適切ではないが、文政五年（一八二二）の堀米四郎兵衛と吉田藤兵衛の關係にそれを見ることが出来る。堀米家は在地の土藁的存在で、文化年中から松橋村（河

鈴木八右衛門と谷地紅花商人の貸借関係

| 年 度 | 借入金 | 借 用 人 | 請 人 |
|-----------|---------------------|-------------|----------------------|
| 丑年(元禄10カ) | 50 <small>兩</small> | 西田半兵衛 西田七兵衛 | |
| | 50 | // // | |
| | 840 | 柴田弥右衛門 柴田弥吉 | |
| | 200 | // // | |
| | 20 | // // | |
| 辰年(元禄13カ) | 300 | 柴田弥右衛門 | |
| | 25 | // | |
| | 25 | // | |
| | 38 <small>余</small> | // | |
| 午年(元禄15カ) | 100 | // | |
| | 5 | 土屋利兵衛 | 古川七右衛門 丹野三七郎 |
| | 50 | 柴田弥右衛門 | |
| | 200 | 古川七右衛門 | 理右衛門 伝右衛門 太郎兵衛 宗信 |
| 酉年(宝永2カ) | 37 <small>余</small> | // | 斎藤伝右衛門村上理右衛門 |
| 子年(宝永5カ) | 40 | 丹野三七郎 | 古川七右衛門 |
| | 300 | 柴田弥右衛門 | |
| | 30 | 丹野三七郎 | 鈴木清右衛門 |

(鈴木家「金銀貸入帳」による)

北町)の名主となり、嘉永頃には五七五石の高持ちであり、吉田家は荒町村(全前)の紅花商人として、中期頃から幅を利かしていた家柄である。この二人がどうして協業態勢に結びついたか速断は出来ないが、思うに、堀米四郎兵衛もまた紅花市場に参加しようとする意図があったのであろう。吉田藤兵衛は、紅花商人としては豊かな経験を持っていたから、共同出資の形で自己の経営の中に誘い入れたのかも知れない。かくして文政五年に集荷したものが干花で三駄五袋、その外、送料・出荷役永・荷造料などの雑費を加えて一六兩三步一〇文となった。これを二等分して五八兩一步二朱五文宛の支出と精算されたのである。しかし経営規模の大きさは、この仕切一枚からだけでは判断出来ない。

仕 切

一、紅花三拾八袋

中 沢

代金貳拾壹兩也

一、同五拾三袋

十兵衛殿

代金三拾兩ト永貳拾壹匁七分五厘

一、同拾四袋

次郎七殿

代金八兩三分式朱ト永六匁七分五厘

一、同貳拾七袋

本飯田

代金拾五兩貳分式朱ト永七匁七分

一、同六拾三袋

弥之助殿

代金三拾七兩貳分式朱ト永五匁四分三厘

メ三駄五袋

(外に諸掛省略)
合金百拾六兩三分ト拾文

右二ツ割

金五拾八兩壹歩式朱ト五文

藤兵衛殿分

金五拾八兩壹歩式朱ト五文

四郎兵衛分

(以下省略)

文政五年午十月七日

堀米 四郎 兵衛

吉田 藤兵衛 殿

以上二、三の実例をもって、中期頃における紅花商人の発生と経営の形態を見たが、彼等が様々な手段を講じて商人化した目的は、言うまでもなく、地元農村で生産された商品物資を掌握して、その利潤を得ようとしたことにある。しかし、その中の有力商人、或はそれに直結する生産農民たちは、単なる利潤追求から発展して、旧来の特権的株仲間に対する反抗、独占的市場の開放、生産側による新規流通機構の編成運動などに立ち上がるのである。それは、第五章に述べる谷地の柵屋や青柳屋を中心とする抵抗運動の流れを汲むものであるが、宝曆頃の谷地の久兵衛・儀兵衛・長之助・石川長右衛門、榎岡の喜兵衛・伊右衛門、漆山の半左衛門、明和頃の高橋村の五兵衛、五平治、寛政頃の白岩の治兵衛など、何れも新興商人或いは有力生産農民で、彼等の独占的市場排除の運動は、前後実に、数十年に亘る執念的なもので、山形の既成商人などを除外した、全く在郷に発生した所に、新しい現象として注目すべきものがある。

4 上層農民の干花加工業参加

紅花流通の問題や、紅花市場の構造の問題を論じた多くの先学者たちの発表によれば、町方の花屋と言われる紅花問屋の独占的な干花加工業が、在郷商人或は生産地の上層農民の間に滲透して来るのは、大体、宝曆から明和以降であると見ている。たしかにこの時期は最上紅花の生産と流通史上の一大転期である。即ち、明和二年（一八六五）という年は、山形藩領が一時幕領となり、従来の特権商人がややその勢力をそがれる年であり、また、享保二十年（一七三五）以来成立して来た京都の紅花問屋仲間制度が、村山地方の在郷商人および生産農民の三〇年にわたる抵抗によつて廃止され、自由取引制を挽回した年でもあった。それ以降、農村市場の活気が急上昇を示し、続出した紅花商人と上層農民の干花加工業への参加は、町方特権商人の領域をおびやかす、京都の紅花問屋との直接取引が増大して来たのは事実である。

しかし、先に農山村の青亭商人の早期成立について例証したが、紅花の場合にも局部的には寛文・延宝頃から次第に生花の集荷、干花の加工業者の発生を見ていたのである。それは外来商人の定着したものか、土藪・支配層の商人化したものかの相異はあるが、流通の機能においては、町方商人と差異はなかったものと思われる。極く限られた少数の史料をもつて結論づけることは危険であるが、時代的に若干下る元禄十一年（一六九八）の逸見庄左衛門文書によれば、前記のように干花の集荷は見られず、生花だけで一五四二貫目を集荷し、加工はその専業者と見られる秋葉庄五郎に任せている。それは資本家と技術家の一種の協業化であるが、その主態は飽くまでも逸見家側にあったことは言うまでもない。こういう形の経営は初期には案外に多かつたらしく、享保頃の寒河江の中村家にもその例を見ることが出来る。

在郷の資本家的商人が、生花買入という形で産地を掌握することは、生花の相場権を握ることが出来た。特に、支配層や地主層のものが生花集荷業者になった場合は、その支配的権力を有利に行使したことは言うまでもない。そうして集荷した生花を、自分の経営で干花の加工を行なうとすれば、その利潤はさらに増大するので、生花集荷業者は進んで干花加工業を兼営し、荷問屋の性格を強めて来た。前記逸見家の場合は、生花代が一九三兩一三匁一分、加工費が一八兩二步七匁二步、二口合して二一一兩三步と銀五匁三分で、一駄単価が二四兩一步と銀五匁八分六厘に当たった。この年の谷地々方における干花相場は不明であるが、翌年の京着相場は三八兩〇四〇匁で、その後の数年間は三五兩前後を保っている。仮りにこれを標準として計算すれば、製品八駄七分で三〇四兩二步、それから二一一兩三步を差引けば、実に九二兩三分の収益となる。生花集荷商人たちが、産地における生産過程と流通機能とを握る魅力を感じるようになった原因はここにある。

村山郡内における商品生産の向上を目指す努力は、元禄頃から次第に強まり、やがてその安定的成長期を迎えると、上層農民には剰余的利潤も漸く高まって来た。彼等の中に、従来の生花販売の不利な条件を自覚し、自ら干花加工を行ない、最も有利な条件で製品を荷主や問屋に販売しようと試みる者の出て来たことは当然の進歩であると言えよう。寒河江中村家の享保二十年（一七三五）の「紅花買付帳」を見ると、谷地から二駄、山形から一駄の干花を購入しているが、これは既に干花加工に参加している農民層の成立していることを示すものであろう。

商品生産の発展は、農民に直接貨幣経済に接触する機会を与え、その結果、消費生活の向上を見たが、このことが、やがて物価上昇の一因となる。谷地々方における米価の変動をもって例証すれば、元禄の後半は一〇兩につき四〇俵前後であったものが、享保の前半には二〇俵前後に騰貴する。これは必ずしも消費生活のみに対応する現象ではないが、一般的なもの騰貴という経済的变化は、享保頃から農民の分解作用を著しく進める。別言すれば、村山地方

における紅花を主軸とする商品生産の發達が、こういう結果を招いたとしても過言ではあるまい。零細化し困窮化した農民たちは、僅かな生花売上げ代金をもって「年中買掛り諸払」に当てなければならなかったし、山形や在郷町の花市場に持ち出した者は「穀物あるひは塩、そのほか、所に乏き品々と交易¹⁰⁾」するのが精一杯で、剰余金などは到底及びもつかなかった。

このような經濟社会の変動下にあつて、幸いにして上層農民になり得た者には、手作り紅花の加工のみならず、零細農民或いは隷屬農民の生産する生花を買得して、加工販売をする傾向が益々發達して來た。これを數的に実証し得る史料は乏しいが、農村の記録たる「大町念仏講帳」に記載している年々相場表を見ると、宝曆の前半頃までは、生産地の生花相場および京都相場に止まつており、その後になると、干花の相場相場がしばしば現われて來るようになる。このことは、明らかに農村に加工業の普及して來たこと、従つて荷主との取引きに、干花をもつて行なう農民層が多くなつて來たことを示すものである。

5 干花加工農民の經營構造

さて、宝曆から画期的に普及して來た上層農民の干花加工参加の場合、その經營規模或はその經營構造はどのようなものであつたらうか。結論的に言えば、これらの人々は、もともとの紅花商人ではなくして、紅花の季節に臨時的に開業する地主階層であつたから、生花の自家生産量も多く、最初はその手干しを主体として行なわれたのであるが、やがて經營の拡大化を図るにつれて、村内および小範圍の近村における支配關係農民の生花を集荷して加工したのである。規模からすれば従来の専門業者にはおよびず、その製品の販売は上方の紅花業者と直接相對取引きよりも、むしろ地方の上位荷主に売り渡す場合が多かつた。次に二、三の例を見よう。

谷柏村(山形市)の半田家は、近世の中期頃から同村内でも上層農民の階層に属し、村役としても支配的立場の家柄であった。同家の紅花生産に関する経営の状況については、既に渡辺信夫氏によって詳細に分析され、報告が行われている。⁽¹¹⁾ それによると、同家の干花加工は延享四年(一七四七)に初見となっているが、それはまだ本格的な経営とは言い難く、当時の一般農家で「水花下直ニ而うりかね、畑より沢山出、仕廻遅く罷成うりかね、手干に仕候⁽¹²⁾」という程度を出なかつたものようである。同家の安永八年(一七七九)の記録に

林鐘(六月)三日

紅花 壹ノ九百廿文め 但九十文かへ

壹貫七百拾文

右之花藤助へ売候処、町へ払下直段故、持返し干花ニいたし、手前ノ小屋ニてねせ申候

と見える。即ち、この年の生花をサンベの藤助に売り払ったが、山形における花相場が下値のため、藤助は半田家の小屋を借用して干花に加工したというのである。このことは、安永頃に至っても、半田家はまだ加工業者としての充分な機能を發揮していなかったことを示している。

前記渡辺氏の調査統計によると、半田家の干花加工が本格化して来るのは天明期(一七八一〜八八)頃からで、この傾向は恐らく他地方の上層農民にも言えることであろう。寛政十年(一七九八)の京都・紅花商人の史料に⁽¹³⁾「干花ニ相成百姓手方之分、始者買宿へ持参いたし、相調申候、町在中買之分者、吾人ニ而式三駄も出来いたし(候)事故、其所々々江罷越相調申候」とある。即ち、従来は殆ど町方商人や大規模な在郷商人によって占められていた干花加工が、一部農民にも経営するものが現われ、干花を対象とする集荷人が出て来たために、京都からの直買商人は在

郷にも進出するようになったことを物語っている。

半田家の干花加工は、寛政頃を境として飛躍的に増大し、自家生産の生花の外、他の生産者からも生花を購入して加工に充てるようになる。次表は文政・天保期の紅花経営の概要であるが、半田家に対する生花の売渡し人数は天保元年（一八三〇）の一三人、翌二年の一五人を最高として、その他の年度は一〜六人程度に過ぎなかった。

寛政十年（一七九八）の京都商人史料に「百姓紅花作り方之者とも、凡七分通者其日限りニ生花ニテ相払来り申候、凡三分通者暮し方官數百姓手干ニいたし相払申候」とあるが、半田家のような在地上層農民以外の中小農民にまで、干花加工が拡大浸透する所まででは行かなかった。

その理由は、単に加工技術の未熟さや、加工設備の不足からだけではない。西里村（河北町）の逸見武家に残る天保十一年（一八四〇）度の

半田家の紅花経営

| 年 度 | 自家生産生花 ノ 匁 | (代金) | | 代 金 | | 代 金 | |
|-------|---------------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| | | 買 文 | ノ 匁 | 買 文 | ノ 匁 | 兩分朱 | 買 文 |
| 文政 3年 | 14.560 | 8.015 | 4.870 | 2.417 | | | |
| 4 | 9.660 | 8.154 | 2.908 | 2.098 | | 1.3.0 | |
| 5 | 16.080 | | 4.810 | 3.664 | | 2.2.2 | 0.200 |
| 6 | 29.431 | 18.004 | 7.185 | 4.637 | | | |
| 7 | 14.770 | 5.893 | 4.950 | 1.825 | | | |
| 8 | 19.980 | | | | | | |
| 9 | 12.580 | | 2.320 | | 1.570 | 1.3.2 | 0.625 |
| 10 | 10.660 | 5.719 | 3.645 | 1.878 | | | |
| 11 | 11.485 | 7.440 | 3.820 | 2.409 | | | |
| 12 | 21.300 | 17.223 | 4.577 | 3.935 | 2.300 | 3.1.0 | |
| 天保 1 | 10.920 | 6.406 | 46.645 | 26.990 | 4.100 | 7.3.0 | |
| 2 | 19.890 | 11.323 | 60.490 | 37.607 | | | |
| 3 | 2.485 | 1.173 | 12.305 | 6.622 | | | |
| 4 | 16.240 | 7.404 | 5.725 | 2.478 | 2.100 | 1.3.1 | |
| 5 | 6.565 | 4.777 | 22.825 | 16.101 | 3.100 | 3.1.3 | |
| 6 | 12.320 | 6.527 | 17.125 | 8.915 | 2.460 | 2.3.0 | |
| 7 | 9.550 | 5.656 | 7.910 | 3.637 | 1.300 | 2.1.0 | |
| 8 | 14.265 | 11.478 | 24.710 | 17.749 | 3.300 | 3.3.1 | |
| 9 | 15.000 | 13.868 | 0.100 | 0.070 | | 1.2.2 | |
| 10 | 11.100 | 6.014 | 5.510 | 2.785 | | 1.3.2 | |
| 11 | 9.470 | 11.429 | 1.200 | 1.260 | | 1.1.2 | |

(渡辺信夫氏調査による)

第三章 紅花商人の成立と發展

鈴木庄蔵家干花加工概況（弘化五年）

| 村 | 売人 | 買高 | 備考 |
|-------|------|---------------------------|-----------------|
| 北口 | 小助 | 3.220 | 約5畝歩分 |
| | 久蔵 | 6.790 | |
| | 円吉 | 4.830 | |
| | 治郎助 | 4.360 | |
| | 権四郎 | 15.190 | |
| | 金七 | 450 | |
| | 与吉 | 810 | |
| | 留吉 | 970 | |
| | 勘兵衛 | 5,600 | |
| | 勘助 | 14.210 | |
| 工藤小路 | | 23.520 | 91×270 2反6畝分 |
| | | 24.250 | |
| | | 13.350 | |
| | | 7.250 | |
| | | 22.900 | |
| | | 5.900 | |
| | | 8.500 | |
| 横町 | 八蔵 | 8.600 | 約6畝歩分 |
| | 文次 | 8.000 | |
| | 友治 | 8.400 | |
| 大久保 | (不明) | 19.760 | 約7畝分 |
| | (〃) | 3.400 | |
| 横北 | 政治 | 7.800 | 約7畝分 |
| | 藤吉 | 14.300 | |
| 笹川 | 勇蔵 | 5.900 | |
| 計 | | 238.260 | 内他人分 147×290 |
| 代金 | | 兩分文 27.3.297 | |
| 干花にして | | 48袋265匁 | 目切引 伊藤仁八売り代 |
| 古口計 | | 4袋 | |
| 代金 | | 52.161 31兩3分2匁 143文 | |

(著者蔵「鈴木家諸式覚帳」による)

「人足日料帳」を見ると、この年の花摘みは六月廿四日（新曆七月廿二日）から始まり、この月一杯かかっているが、丁度この期間は田方の二番除草期に入っており、しかも三番除草の始めにかけてが干花加工期に当たっているのである。従って、労働力の不足な農家においては、田畑作業に対する労力配分は到底不可能な時期であった。これに若干でも養蚕を加味した経営農家の場合は言うまでもない。こういう季節的事情から考えれば、農村における干花加工は、労力提供者としての従属的性格の協力者を抱えているか、或は賃取労働者を雇い入れるだけの経済力を持ったものに限られたことは当然であった。干紅加工農家は専門の加工業者や荷主とその性格を異にし、手作り分を中心として僅かの買入れ花を加工するに過ぎないから、サンベの生花集荷などに依存することは割合に少なかったものと見てよい。従って生花を買得する範囲も至って狭く、殆ど村内のものに限ぎられていた。次表は弘化五年（一八四八年）に谷地

・北口の豪農鈴木庄藏家の生花買得とその加工状況である。

これによれば、鈴木家の手作り分は九一貫目余で、作付反別概算は二反六畝分にあたり、残余の一四七貫目余は、近村たる大久保・笹川の二名を除けば総て町内の農家分である。しかも推定作付反別を見れば、北口の藤吉の七畝歩を最高として、その他は何れも零細である。この際、鈴木家と売り人との関係は不明であるが、恐らくは小作人か名子、いわゆる「出入り人」と称される階層の農民たちであったろうと思われる。鈴木家は紅花荷問屋を経営していなかったから、この干花は古花分と合して五二袋余を、三二兩三分二朱余で全部楯岡の荷問屋伊藤仁八に売り払ったが、諸払差引一兩二朱余の利潤となった。

これだけの干花に要した労力は不明であるが、「人高取調帳」による家族構成は、男女共に一名で、そのうち八才以上のものが六人、それに年奉公人が男二人、女三人の計五人、さらに、一年の大半を日雇として来ている男一人、稼働力は総計で一二人となっている。恐らくは最盛期にはさらに若干の日雇者を使用したことであろう。

干花加工経営において、半田家や鈴木家のそれに比して特異な存在は、新吉田村（河北町）の鹿野家である。その詳細な分析は、渡辺信夫氏の幾多の研究に譲るが、天保末期から明治初年にかけての概況は別表の通りで、その中から、生花の外に干花の購入をも行っていたこと等が、特徴的に指摘することが出来よう。

天保十年度の購入量を見ると、生花では手作り分凡そ一四貫目余に対し、購入量は凡そ一二二貫目に達し、さらに干花として一四貫六〇〇匁近くを購入し、小規模荷問屋の性格を示している。鹿野家はもともと近世初期の新田開墾地主で、歴代世襲名主を勤めて来た家柄であり、この年の生花売買関係者二〇名を見ると、その多くは鹿野家と本家・分家の関係か、或は地主・小作の関係にあり、その点からすれば、村方地主制を中心とした市場構造と言えよう。

鹿野家に対する干花販売者は、天保十二年（一八四一）には五名いるが、天保十年の生花販売者とは全く別人であ

第三章 紅花商人の成立と発展

から、これらの人々は当時既に手干加工を行っていたものと見える。そのうち三五郎は水呑で、他は高持百姓であった。組頭を勤めていた平助の干花販売金額は凡そ一八両に上っているが、この年の干花の相場は一駄七五両ほどであったから、この販売額を作付反別に直せば、二反歩前後の農家であったことになる。さらに明治四年（一八七二）の鹿野家に対する干花販売状況を見ると一二人におよび、その階層から分類すると高持百姓（持高六石前後）五名、水呑百姓（小作）五名、不明二名となっている。

もう一軒、造山（河北町）の日塔家の場合を見よう。同家は村内の中流農家であるが、同家出身で大阪に紅花問屋を営んでいる羽州屋久右衛門の関係もあり、季節的に干花集荷業を営んでいる。安政五年（一八五八）の同家の「紅花買入帳」を見ると、手干のもの約七貫七〇〇匁を加えて、約三〇貫四〇〇匁を集荷したが、それは全部干花であった。集荷範囲は居村周辺の一〇ヶ村に亘っているが、何れも重要な生産地には属さない地域であった。売り渡し人もまた零細な生産者で、一貫目以上四貫目までのものが、三五人中僅かに五人に過ぎず、その他の三〇人は何れも一貫目以下で、一〇〇匁にも達しないものが一三人も見える。

取引関係を見ると殆ど個人売りで、持参すると代金は其場渡し現金買入である。サンべらしいものとして、村内に久治郎、田代村に源重郎・与三

鹿野家の紅花経営

| 年次 | 生花 | | | 干花 | | | 販売代金 |
|-------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------------|
| | 自家生産 | 生量 | 購入量 | 購入代金 | 生産量 | 購入量 | |
| 天保10年 | 14.160 | 121.630 | 15.2.0 | 112.315 | 14.546 | 51.485 | 23.2.3ト0.350 |
| 〃 12年 | | | | | | | 100.2.0 |
| 〃 15年 | 32.000 | 407.075 | 38.3.2 | | | | 65.0.0ト0.798 |
| 安政 2年 | | | 8.0.2 | | | | 95.0.0 |
| 元治 2年 | | | | | | | 二〇分朱 |
| 明治 4年 | | | 29.3.2 | (94匁) | | 217.2.2 | 311.2.2 |

(渡辺信夫氏調査による)

郎などが見えるが、これらに対しては前金を渡しておらず、当日決算を行ない、謝礼として酒一升や若干の茶代を渡しているに過ぎない所を見ると、これらは専属或は特に委託したサンベとは思われない。

日塔家の経営の如きは、幕末頃になるに従って続出して来る小規模業者の型体で、過少生産者の便宜を取り計らった臨時の地主的経営であつたろうと思われる。

干花加工業がこのように農村内部の下層農民にまで普及して来たことは、実に注目すべき傾向である。近世中期以来の在郷市場の生産機能は、生花生産業者と干花加工経営者と殆ど分業的に成立していたのであるが、幕末期に近くにつれて、この分業形態に大きな変化をもたらし、生花生産者は自力によって加工し販売するようになる。慶応三年（一八六七）に柴橋代官所に提出した管内村々の「産物取調書上帳」の残存史料⁽¹⁶⁾を見ると、柴橋村（寒河江市）にしても沢畑村（河北町）にしても、またやや下つて明治五年（一八七三）に県に提出した中郷村（寒河江市）の「田畑産物大凡取調帳」などを見ても、干花加工は総て生花生産者自身の手によって行なわれている。

こういう傾向が現われて来た原因は、幕末期からの養蚕業の進出にある。このことについては第七章において詳説するが、外国貿易による生糸生産の有利性は、上層農家をして急速に養蚕業に転向させたために、干花加工を続行することは、季節的にも労働力の配分の上からも不可能となった。従つて、生花生産者は止むを得ず自力をもって加工し、製品は専門荷問屋に売り渡さざるを得なくなったのである。

(1) (2) 武田喜八郎氏蔵本

(3) 大和文化研究第七二号、長谷川誠「西大寺弥勒菩薩坐像」

(4) 山形新聞（四五・六・二二）三春伊佐夫「山形商人奈良でも活躍」

(5) 山形県史「雞肋編下」、山形経済志料（三）「袖中雜録」

- (6) 逸見武家蔵史料
- (7) 鈴木八郎右衛門家史料
- (8) 堀米常夫氏蔵文書
- (9) 「大町念仏講帳」
- (10) 寿鶴斎著「東国旅行談」天明七年
- (11) 渡辺信夫「江戸時代後期における農村市場の形成とその構造」文化第二三ノ二
- (12) 七ッ松・地福寺蔵「名物紅乃袖」
- (13) 〃(14) 三井文庫蔵史料
- (15) 著者採訪史料

第六節 異色の在方紅花商人

1 山間に成立した稲村家

村山・置賜の両郡に跨る白鷹山塊の山中に成立している全くの僻村、大蔵村(山辺町)の豪商稲村家は、近世の中期から後期にかけて最も異色のある存在であった。伝える所によれば、その祖稲村備後安房なるものが、故あって近世初頭に庄内鳥海山麓から移住して来て、この山村に隠棲定住したものと云う。商業経営をはじめたのは元禄期の三代兼倍からで、この山間山麓に点在する村々の特産たる青苧・漆・蠟などに着目してその集荷に従事し、兼ねて上方物資の移入を開始したが、林山物生産の立地条件に恵まれて次第に成長した。そして、享保頃には早くも商業資本と

商圏とを確立し、平野部の畑地帯における大豆や煙草の集荷にも着手するに至ったのである。

同家の商業簿冊として保存される「万福帳」のうち、最も古い方に属するのは享保年間のものであるが、完全記帳でないために、青芋など含まれていない。別表は記帳の一部概要を見たもので、経営の一端をうかがうことが出来る。蠟の如き山間物資は自力をもって集荷しているが、大豆・荏油・長命草（煙草）の如きは特に集荷人を使役している。これは早くから集荷機構の組織化を図っていたことを示すものである。しかしその集荷人の機能が単なる集荷人なのか、或は出荷事務をも委任された経営の代行人かは明らかでない。

元文・寛保期頃からの稲村家の商業は一段と發展する。別表に見える諸商品の外にも、米穀・絹糸など、商品性の高いあらゆるものを集荷販売すると同時に、上方産の生活物資、北海道の五十集物類は言うまでもなく、馬喰にまで手を伸ばすという、実に勢力的な取次問屋となった。商圏も次第に拡大し、盛りの頃は最上川沿岸の五百川・大谷の両盆地、村山平野の南半から置賜盆地に及び、広汎な地域の商品交易を手固く支配したのである。

稲村家が最上紅花の集荷に着手した年代は不明であるが、残存史料では寛保期を上限とする。しかし同家の経営能力から見れば、青芋などと共に早期に開始されたものである。稲村家の所在する大蔵村という山間の小盆地は、紅花の生産地ではないのみならず、集荷・発送という作業も地理的悪条件に支配されていたので、その経営はおのずから平野部の同業者とは異ならざるを得なかった。すなわち、出来るだけ手元に直接集荷する不便を避け、主要生産地の有力業者を経営の傘下に入れ、それに資金を渡して集荷に当たらせると同時に、加工・荷造・発送までの一切の業務を委託して、最後に仕切り勘定を行なうという方法をとるようになる。

その処点設定に二つある。一つは町方商人との提携であり、一つは在方加工業者の包摂で、この方法は地理的に不利な条件を補う賢明な策であった。前者は経営の拡大化に大きな便宜が得られたし、後者は生産地の直接集荷と加工

第三章 紅花商人の成立と発展

に堅実な役割を果たした。山形の村居清七家や阿部久右衛門一族などとの関係は前者に属し、大寺村(山辺町)の高橋九四郎家などは後者の代表的なものと言えよう。先ず前者の關係機構のうかがえる二つの史料を示そう。

覚

一金貳百兩ハ 但シ小判也

右者紅花御調金健ニ請取申候、御指図被遊候通相調、御荷物為相登可申候、此内如何様之儀共出来仕候共、少茂相違仕間鋪候、為後日之仍而如件

寛保二年

成六月十二日

阿部久右衛門

同 久左衛門

同 藤兵衛

同 太四郎

稲村 七郎 治様
七郎 左衛門様

御使

伝 内殿

紅花買仕切

稲村家享保5年の商業概要

| 種 | 品目 | 数 | 量 | 集荷地 | 集荷人 |
|------|-------|------|---------------------|------------------|-----------|
| 集荷物資 | 大豆 | | 521俵 | 長崎 | 新三郎 |
| | 山蠟 | | 35駄 | | |
| | 外大坂登蠟 | 15 | 目入68箇 | 柳沢 土橋 岡 小塩 三河 | 伊七 半兵衛 |
| | 荏油 | | 21石654 | | |
| 大豆 | | 750俵 | 山寺 東山 十文字 風間 | | |
| 長命算 | | 90駄 | | | |
| 移入物資 | 白木綿 | | 50反 | | |
| | 塩古鯨手 | 2箇 | { 上物48枚入 中物40 // | | |
| | 鮪昆希 | | 75斤 | | |
| | 切茶糖 | | 11 | | |

(稲村家万福帳による)

吉
△印紅花三駄
但 式園付正味三拾式貫入
卷園ニ付五百匁袋三拾式入

代金五拾三兩貳分ト貳百五拾文

酒田着壹駄ニ付金七拾兩三分ト四百五文

飛
△久印同 七駄
右同斷

代金三百四拾四兩壹分ト百拾文

右同所着壹太ニ付四拾九兩ト七百五文

メ金三百九拾七兩三分ト三百六拾文

右之通代金請取此表無出入相濟申候 以上

寛保二年

戌九月

山形市十日町
阿部久 四郎

同
久左衛門

稲村七郎治様

同 七郎左衛門様

共に寛保二年（一七四二）のものであるが、この中に阿部姓を名乗るものが五名も見える。そのうち、久左衛門は山形の十日町で「紅花仕入宿」を行なっていたことが知られ、他の四名も同族で、同業経営者か或は同族間の仲買人であったらうと見られる。何れも稲村家の傘下に所属し、「御指図被遊候通相調御荷物為相登」のために、二〇〇兩の前金を請け取っているが、その他にも別に集荷資金が渡されたらしく、寛保二年度の秋の買仕切面では凡そ四〇〇兩に達し、その集荷量が一〇駄、何れも稲村の屋号△印を商標として、酒田湊經由で上方に発送しており、全く稲村

第三章 紅花商人の成立と発展

家の代行荷主を勤めていたものである。

村居家が稲村家の商業と結合したのは、年代的に不明であるが、寛延三年（一七五〇）に京都の松任屋から稲村家に宛てた紅花仕切書³⁾によると、最上紅花一駄六袋、代金四一兩二分と銀三匁七分五厘の荷物は、その商標が稲村の金印になっているが、発送の屋号が村居家の金印であることは、資金は稲村から出ているが、業務的にはやや独立性を帯びている。それは従属的關係よりも、むしろ業務提携という色彩が強く、後年になると、稲村家を中核とした組合制度を発足させたり、或は稲村家の商業資本を支配する実権をも握ったことは下表でも明らかである。両者の關係密度は他者の場合より非常に高く、しかも幕末頃まで継続的で、紅花のみならず、青苧や蠟などは稲村家の資本をもって米沢藩の蔵物にまで進出している。なお、村居の独自の活動については前項に述べた通りである。

また、稲村家には阿部家や村居家のような買次商人的性格のものと、その性格を全く異にする従属業者があったことは注目される。高楯村（山辺町）の喜七の如きはその有力な一人である。喜七は同じ稲村姓を名乗り、稲村家が高楯・山辺方面に所有する土地の管理人、すなわち「田屋」で、同時に稲村家の集荷人、或は干花加工人を兼ねていたのである。そして、自ら「羽州最上高楯村紅花屋」と主家の屋号を称して稲村家の集荷業務を代行していた専属的仲買人と言える。喜七はさらに文吉・卯三郎・治兵衛・甚内の四人をサンベとして使役し、近在の

稲村家対村居家の代金差引関係

| 品 度 | 品 目 | 代 金 | 精算渡金 | 差 引 |
|-------|---------------|----------|---------|---------|
| 寛政 4年 | 青苧・漆・紅花・蠟・繰綿 | 1397兩3分余 | 1254兩 | 143兩2分余 |
| 8 | 最上花・奥仙花・楯岡苧・蠟 | 1532余 | 1484.2余 | 47.2余 |
| 10 | 紅花・楯岡苧・漆・繰綿 | 2827.3余 | 2479余 | 348.2余 |
| 11 | | 3445.1余 | 3034.2余 | 410.2余 |
| 享和 3 | 米沢蔵蠟・米沢苧 | 600.2余 | 508.1余 | 98.2.2余 |

(稲村家「差金帳」による)

稲村家紅花集荷人仕人決算

| 項目 | 金額 | 説明 | 明 |
|-----|--|---|---|
| 生花 | 1374兩120匁 | 171兩3歩49匁872文 (3兩31匁22文) 174兩3歩31匁22文 | |
| 掛り物 | 480文 14匁364文 2歩2朱 — 2朱540文 2匁120文 1匁400文 350 937 1匁文 260 1匁320 2分 — 2歩 — 2匁170文 1匁560 200 360 5匁554 2匁800 585 500 330 1匁900 1兩3歩2匁100文 200文 300 100 850 380 1匁400文 200 416 192 80 70 1兩1歩600文 80 400 60 640 480 4匁文 1匁60文 2歩 — 5兩1歩52匁338文 | 文吉買算違イ 筵敷2052枚賃踏手返し 文吉方へ買口銭 卯三郎方へ同断 治三郎甚内方へ同断 女共日雇代14人分 彦兵衛方へ酒代払 孫兵衛方へ同断 門太郎方へそば切代 洪紙式枚調代 間之助日雇11日分 弥四郎日雇17日分 与助同断19日分 仁八よ日雇15日半 おきよ日雇 彦兵衛娘日雇 七兵衛へ酒代 そば切の節 干り撰り銭 柴代 ふこ代 ぼてふり1ツ てんびん 3本 はんぎり 2ツ 花筵700枚 彦兵衛へ干場礼 作右衛門へ小屋干場礼 基三郎六兵衛へ礼 ちらうそく代 繩代 若衆へ酒代 袋詰ノ節酒代 荷筵16枚 同こも32枚 衛符16枚(荷札) 袋継糸代 袋数243枚代 荷造すり繩160尋 荷繩600尋 荷造酒代 荷造日用 舟町迄4駄駄賃 大石田迄付賃 御役銀4駄分 日雇取飯米代 | |
| 小以 | 1匁 | | |
| 二口合 | 180兩83匁36文 (13兩1歩150文) | | |
| 金ニ | 193兩1歩150文 | | |

(稲村家史料による)

生産地から生花を集め、干花加工を行なって主家名義で京都の間屋に荷送りする荷主的な任務をも果たしていた。別表は寛政十二年(一八〇〇)度の「紅花仕入目録」を例に、喜七の経営内容を示したもので、これによると、サソベ集荷の生花量は一、三〇三匁四一〇匁、それに喜七手作り七〇匁七一〇匁を加えて一、三三四匁二二〇匁となり、その価額は金にメめて一七四兩三歩と三一匁二二文である。これだけの生花を干花に仕上げた四駄になったが、加工・荷造・発送などに要した労力を概算すると、男六〇数人、女三〇数人、合計して凡そ一〇〇人という延べ人数になる。このことは、紅花生産期における日雇労働者の発生と、貧窮小農民層の経済の面から注目される。

この年の集荷は五月廿二日（太陽曆七月十三日）から六月六日（七月廿七日）までの十五日間に亘り、中でも最盛期の廿七日の如きは一日の生花集荷量が実に三二〇貫目に達した。この処理には多くの労力を要したのみならず、干場や保存場所も臨時に必要としたことは言うまでもない。喜七家ではこのために彦兵衛・作右衛門の庭先や小屋を借用しているが、甚三郎や六兵衛に対する礼金なども、恐らくはそれに当たるものと思われる。十五日間に使用した莖数だけでも二、〇五二枚に登っている程であるから、半月間に四駄の干花加工を行なうために、これだけの臨時日雇者と加工設備を必要としたことは、農村における生産と労働の形態に分化が生じて来たことを示している。

紅花荷主としての稲村家は、以上のような組織に総てを託した訳ではなく、不便な山間に在りながら、自体でも加工生産を行なっていたようである。寛保三年（一七四三）の同家の出荷仕切に、△印直干紅花四駄、△印一駄片馬余、△印三袋、△金二四七兩三分余を、京都の若山屋喜三衛門に発送したものである。このうちの△印四駄は直干とになっている所から見ると、これは生花を集荷して自宅加工したもので、△印と△印は干花を集荷したものであろう。この輸送には一族の稲村六右衛門が宰領として出京し、代金の決済に当たっている。

しかしながら、紅花買次商人としての稲村家の場合は、前記のように立地条件に制約されて、自家単独経営よりも協力組織網を強化することが先決であった。まして、宝曆・明和期を境として、農村における干花加工が普及し、在地商人の進出が著しくなってくると、そういう形態で対抗する以外はなかった。元禄・享保期は稲村商業の基礎確立期とすれば、第二期の寛保から寛政頃にかけては、その充実発展期と見られるが、文化以降になると頼りにした協業体に分裂の兆が現われ出した。

紅花の場合のみならず、他の換金作物についても言われることは、著しく生産性が向上して来たことで、それに伴って農民の消費生活が高まり、町方にも在方にも生産農民に直接的に密着する商人層の発生を促すに至った。こうな

ると、在地条件に恵まれない稲村の存在価値が稀薄になって来たことは言うまでもない。稲村家所属の紅花集荷業者も同様で、かつては同家の資本に依つていたものも、次第に独立仲買商人に成長するようになったので、これまで粗放的大規模経営によって捉えて来た商圈も、細分化せざるを得なかつたのである。

稲村家を衰亡に追いやつた原因の一つに、取引先の事業不振のために、品代金不払いによる損失がある。例えば、寛政十年に酒田の荷問屋尾関又兵衛との間に生じた為登塩凡そ四八〇俵滞り問題、酒田地払い大小豆代金凡そ二三〇兩不払問題、その他諸品売代金凡そ一、五〇〇兩仕払い不履行問題などに関し、文化元年（一八〇四）に訴訟を起したが埒が明かず、遂に万延二年（一八六一）に至つて漸く「私方（稲村）仕入諸荷物上下共無口銭無蔵敷ニ而急度相働無籠抹御取計可被下⁶⁾」という事で内済になり、代金回収は遂に出来なかつた。また前貸金の取立不能による損失の例として、五百川郷内貸金問題がある。即ち、青苧関係かと思われるが、文化元年から天保五年に至る前貸金のうち、廿三人分凡そ三七一兩の回収が滞り、天保七年（一八三六）にその返済要求訴訟を提起したが、酒井石見守の左沢役所では、同九年に至つて「百姓困窮」の故を以て内済を命じている。⁷⁾

天保八年、稲村家の後見人としてその復興を希う村居新七郎が、幼主に対して商人の指針を書き与えた。これを「微量骨算」、別名を「微量可笑記⁸⁾」と言う。内容は商人として身を立てる上の一般心得、地方特産物の買い方、上方物資の仕入方など、万般に亘つて詳細を極めたものであるが、特に紅花については上品物の産地、品質の見分け方など、貴重な経験に立って精叙している。しかし、幕末期の変動の激しい経済情勢や、町方の新興商人の勢力的な活動に対応出来ず、次第に営業を縮小せざるを得なかつた。それは紅花商人としてだけではなない。山間特産たる青苧などにおいても、五百川・大谷盆地に成長して来た今井・白田・鈴木などの勢力に圧されて、経営はいよいよ困難に陥つたのである。

かくして衰退期を迎えた稲村家は、岡村(中山町)の柏倉九左衛門、達摩村(全)の原田与惣右衛門、山辺村の後藤忠次郎、新宿村(朝日町)の今井治郎三郎などから大金の融資を受けたが、商人としての勢力挽回は不可能であった。下表は稲村家の所有石高の変遷を示したものである。安永以前のものは他村に所有する分を含んでいないが、文政頃には凡そ四三〇石所有の地主になっていた。それが明治の初年には七〇石足らずに減じている。この変遷は、そのまま稲村家の商業経営の盛衰を示すものであろう。

2 尾花沢盆地の紅花商人たち

尾花沢盆地は村山地方の北限地帯で、四月中旬まで積雪があり、しかも土性は酸性度の強いノバクをもって被われているから、元来は紅花の生産には不適であった。その代わりに、現金収入を図る地域産業として、自生する山桑を利用する原始的な養蚕業が古くから普及していたが、この作業は五月二〇日頃の上簇、同二〇頃からの収穫、続いて製糸作業に入るので、こういう作業暦から見ても、紅花の生産とは両立しない地域であった。この盆地の村々には近世中期以降の「村差出明細帳」が残っているが、畑作物産として紅花を記録している所は一村もないことが、明らかにそれを証明している。にもかかわらず、元禄時代の尾花沢に「紅花大尽」の異名を輝かした鈴木清風という紅花商人が出現したのである。

清風は本名を八右衛門と言い、その祖は牛房野(尾花沢)の土家で、八右衛門の三代前の八蔵が尾花沢に移住した

稲村家所有石高の変遷

| 年 度 | 持高 | 説 明 |
|------|----------------------|---------|
| 寛文11 | 石斗 5.8 | 上納分 |
| 享保 3 | 36.0 | |
| 延享 5 | 76.8 | |
| 明和 7 | 97.4 | |
| 安永 3 | 76.8 | |
| 文政 3 | 76.6 | 村居分 |
| | 100.0 | 出作分 |
| | 170.0 | 織田領内 |
| | 80.0 | 相模領内 |
| 計 | 426.6 | |
| 明治 8 | 169 <small>俵</small> | (66石前後) |

(名寄帳・宗門帳による)

と言われる。同家は移住後、延沢銀山などを相手とする商人となつたらしく、八右衛門時代迄には既に或る程度の商業資本を蓄積していた。八右衛門はそれを資金として、京阪や江戸を相手に商業を営み、島田屋という豪商となつた。彼の全盛は元禄時代であるが、その間、松尾芭蕉をはじめとする当時の有名俳人と交遊して、遂に清風と号する俳人となつた。

商人としての清風の活躍は一向にわからない。元禄二年（一六八九）に芭蕉が奥の細道をたどつて尾花沢に清風を訪ねたが、同行の曾良が「蚕飼する人は古代のすがた哉」と作っているように、当時は早くも養蚕業の発達していた地帯であつたから、或いは生糸などの集荷取引きを行なつていたのかとも想像される。また有名な金融業者であつたから、その方の利潤も上げていたものであらう。

一般に彼を紅花の大商人であつたと認めているようであるが、それは必ずしも当たっていない。彼を紅花大尽につくり上げた説話はこの項の本筋でないから一切省略するが、元禄一五年（一七〇二）に江戸で奇智をもつて三万両の巨利を占め、一躍紅花大尽と謳われたという。若し仮りにこれが真実とすれば大変なことになる。すなわち、元禄一五年頃の紅花値段は京着で一駄三五両前後であつたから、三万両全部を売り上げ代金にした所で、それは八六〇駄に相当するが、当時の村山地方の全生産にしてもこれには達しない。しかも当時の江戸では本紅の製造や染色は殆ど行なわれていないので、大量の干花の取引きがある筈はなかつた。従つてこれは後世の仮作的説話に過ぎない。

しかし彼は、たしかに最上紅花商人の一人であつたが、その集荷・販売などに関する経営内容を示す史料は残っていないのである。ただ側面的に立証し得る史料として、同家の元禄頃のものとと思われる「金銀貸付帳」がある。その中、谷地の紅花商人たる柴田弥右衛門との貸借関係を見ると、

戊夏中紅花指引ニ入請取

子夏紅花買申候庭金之内ニ而指引済

卯七月紅花買口錢之内請取済

子六月紅花買代不足金上リニ成ル

などと記帳され、債務者柴田家の返済の多くは紅花をもって行なわれたか、或は柴田家を通じて買い入れたと見られる紅花代金や、その際柴田家に別に支払うべき口錢などをもって、貸金との差引き精算を済ませていることがうかがわれる。

金融業者としての鈴木家の活躍は、元禄から宝永にかけて最も顕著で、その範圍も現在の北村山地区全域に及んだ。さらに特例として谷地・左沢・山形などから新庄・庄内に広がり、年間貸付金は千数百兩ずつに達している。これらのうち、谷地關係分は明らかに紅花買付資金の融資であるが、横山昭男氏の調査による地方別金銀貸付表から、紅花生産地分を見ると、榎岡・東根・長瀨方面に四七件で七六七兩余、本飯田・土生田・五十沢方面に三九件で三八兩余となっている。

これらは谷地・左沢・山形方面の四七件、二、七五五兩余に比較すれば少額であるが、北村地区は商業資本の流動が緩慢であったことを示すものであろう。即ち、谷地などに比較すれば大商人の發生が後れていたため、貸付けは殆ど中小農家が対象となっていたものと思われる。そういう農家の借金返済の多くは、商品作物の換金時期か、或は抵当物資の現物による返済であった。その場合の抵当に紅花が当てられている例が単独借用証書類にも見られる。宝永六年（一七〇九）に五分一金納に差し詰った本飯田村の永岡五右衛門が、鈴木家から五兩を借用したが、その借用証書に、「元利共来ル寅ノ六月、紅花場ニ急度返済可仕（云々）」と書いている。こういう証文の場合は返済期になる

と、現金返済よりもむしろ現物をもって債務を果たすのが農民の一般的感情であったから、永岡も恐らくは紅花をもつて返済したものと思われる。

これら若干の史料によって想像するに、紅花商人としての鈴木家の集荷の仕方は、その目的をもつて直接投資した分の外に、生産地の業者や中小生産者に融資した金の代償物件として、或は差引きとして処理された紅花をもつて、上方に売りつけるという、特殊形態の紅花商人であったらしい。

大石田の二藤部兵左衛門家は、同河岸屈指の舟持荷問屋として成長して来たが、近世中期以降は酒造業・金融業の外に、店方商いなど多方面に手広な経営を行なっていた。明和期頃からは本格的な土地集積も見られるようになり、寛政十二年（一八〇〇）調査による所有地は、附近一五カ村に亘って一六町二反四畝歩となる。しかし、實際の手作り耕地は極めて少なかったから、農村耕作者とは言い難く、その経営は舟持荷問屋に主体が置かれていた商人である。

二藤部家の所有地は殆ど尾花沢盆地内に散在しているが、この盆地は前記のように紅花の生産地ではない。そういう特殊な地帯に特殊業務に携わるものが、紅花商人としての一面を持ったという所に異色がある。紅花の不生産地帯であるから、紅花を目的として小作人を掌握する筈はなく、紅花商いの有利性に着目するとすれば、生産地の集荷業者を配下に収めて、集荷に当たらなければならなかったことは、稲村家の場合と似ている。山形の鈴木藤七や谷地の木嶋伝七などは、二藤部家に従属する有力な集荷人であったし、楯岡や蔵増などにもおつたらしい。何れも大石田から遠方に散在する商人であつて、一切が委託されていたもので、後に「買目録」¹²で精算を行なっている。

鈴木藤七の集荷活動は不明であるが、二藤部家に提出した買目録類によれば、明和元年（一七六四）に二藤部家の屋号印をもって三駄、同三年には四駄片馬、同五年には二口で九駄片馬を集荷している例がある。それらの中に、生花と干花買いを区分して報告している所を見ると、生花を集荷して手干しをも行なっており、商標は何れも印であ

第三章 紅花商人の成立と発展

るが、銘柄に「藤手」或は「鈴飛」など、鈴木藤七に関係する名称を附している所に、委託經營のことが現われている。

木嶋伝七は谷地を中心とする大生産地から生花を買って手干しにした外、加工農家から相当量の干花をも集荷している。安永五年（一七七六）の「申ノ年紅花仕切覚帳」を見ると、二藤部家に対する精算は別表の通りで、両者の量が相半ばしている所からすれば、谷地々方の生花生産者の一部に、既に干花加工業が盛行していたことが知られる。集荷は全く二藤部家の委託によるものであるから、同家の思惑によって買い集め、その都度資金が前渡しされた。例えばこの年の生花買い方は六月二日（太陽曆七月十七日）から始まり、十七日に終わっているが、その間の資金として先ず五月廿八日に二藤部から直々銭二二貫文を受け取った外、六月三日に二〇両、同十日に三〇両、十五日に一〇両、十七日に銭六一貫文を、夫人（使人）を通じて渡されている。このことは、伝七が同家に従属する使役集荷人であることを立証する。

紅花商人としての二藤部家の全貌を明らかにすることは、史料的に不可能であるが、安永期頃には年間二〇駄前後を取り扱う荷主であった。時によると楯岡在の生花を集めて手干しを行なう干花生産者ともなった。安永二年（一七

木嶋伝七紅花買方仕切（安永5）

| 生花干上り | 干上り高 | 代 | 金 |
|-------|----------------|--------------|-----|
| 6月 2日 | 1.050 | 1.820 | 文 |
| 3~4 | 4.400 | 6.630 | |
| 5 | 5.100 | 7.1分 | 425 |
| 6 | 3.100 | 3.3.550 | |
| 7~8 | 6.000 | 7.1貫 | 325 |
| 9 | 8.000 | 10.1分 | 865 |
| 10 | 6.000 | 6.2.960 | |
| 11 | 6.700 | 10.3.313 | |
| 12 | 3.500 | 5.2.840 | |
| 13 | 1.700 | 2.1.450 | |
| 14~15 | 2.850 | 5.1.740 | |
| 16~17 | 1.800 | 2.3.325 | |
| 計 | 50.300 (ママ) | 68.1.8.243 | 文 |
| 外ニ干花買 | 9.030 | 13.2. 440 | |
| 合計 | 59.330 | 81.3.8.683 | |
| 干花買別口 | 26.100 | 35.3.600 | |
| | 10.300 | 14.2.1.190 | |
| 合計 | 36.400 | 50.2.390 | |
| 二口計 | 95.770 | 132.1.9.073 | |
| 雑費 | | 2.42.122 | |
| 総計 | | 132.3.51.195 | 文 |

（鈴木伝七「紅花仕切帳」による）

七三) 十月に、酒田の船積問屋・加賀屋太郎右衛門から二藤部家に出した「紅字運賃目録」を見ると、加賀屋が船積みした印紅花荷量が合計で一八駄一箇(内二駄一箇は前年度分残荷)、その手板添金合計で四両一分三匁五分七厘となつてゐる。この荷量のうち、三駄一箇は手干であつた。

もう一つこの地方で注目すべきは、最上川河湊の大石田に「紅花仲間買」の組織が出来たことであらう。その成立期は不明であるが、同河湊の有力荷問屋たる高桑幸助・渡辺喜助および森谷弥五兵衛の共同出資によつて、奥州南部地方の紅花集荷に当たつたのである。慶応二年五月の「議定帳」によると、三人の間の締結事項は

- 一、買代金を利足積り売払之上分割差引可仕候事

一、万一海上其外之義も前同断之事

一、金過不足出金仕候共売払之上銘々差引取究節ハ即金相済可申事

の三ヶ条であるが、附言として、利潤の配当および損失の負担については、京都差向問屋の「有利方成行」によることであるから、仕切書到着の上具体的に決定するというのである。なお、三人の出金負担率は高桑・森谷が各五分、渡辺が六分であつたから、損益の配分・負担もそれに依つたことは言うまでもない。

二藤部家紅花荷酒田加賀屋為積登分(安永2)

| 船主 | 数量 | 添金 |
|------|-----------|---------------|
| 能州七尾 | 三津口 太左衛門 | 1駄1箇 1歩6厘2分5厘 |
| 丹州 | 川崎屋 藤八 | 1 1 |
| 後州 | 浜崎屋 嘉兵衛 | 1 1貫400文 |
| 能州 | 岩崎 甚 | 2 2.800 |
| 加州 | 能木屋 長左衛門 | 1 1.400 |
| 佐州 | 北野屋 九郎兵衛 | 1 1.400 |
| 州 | 高津 惣兵衛 | 1駄1箇 1.600 |
| 州 | 松屋 喜蔵 | 1 1.400 |
| 州 | 深崎屋 四兵衛 | 1 1.400 |
| 州 | 有田 久四郎 | 1 1.400 |
| 州 | 加賀屋 長三郎 | 1 1.400 |
| 州 | 茶碗屋 太郎右衛門 | 2 2.800 |
| 州 | 有田 小三郎 | 1駄1馬1丸 2.300 |
| 州 | 兼子 与四兵衛 | 1駄1丸 1.500 |
| 州 | 八目屋 七右衛門 | 1駄1箇 1.700 |
| 計 | 18駄1箇2丸 | 4両1分3匁57 |

(二藤部家史料による)

集荷機構は明らかでないが、仙北や南部地方は、既に山形の両長谷川家によって開拓され、その地の有力集荷商人に資金が投入されていたので、恐らくその例に倣ったものであろう。しかし、各地とも幕末の減収期にかかっていたので、特に遠隔地を新たに開拓することは困難であつたらしく、結果は余り思わしくなかった。慶応二年の決算を見ると、買代金総メ金一〇八四兩三分二朱余であつたが、仕切金額との差引で、金七一兩と銀九七匁六厘の欠損となり、この分は前記比率によって負担している。

3 柏倉家の特殊な取引機構

近世後期における柏倉文蔵家と江戸在住の和久井屋伊兵衛店との紅花取引機構は確かに異色のものである。それを述べる前に、買次業的在方商人としての面を概観して置こう。⁽¹⁶⁾

柏倉家には村方史料を始めとする同家関係の経済史料が豊富に保存されて来たが（現在明大刑事事博物館収蔵）、それを見ると、商業史料としては文化二年（一八〇五）九月の「荏草仕入控」を上限とし、紅花関係史料としては、文化一〇年六月に京都の西屋新蔵から出された仕切書をもって初見とする。そして、文政期に入ると急増し、西屋の外に村山屋七兵衛・伊勢屋理右衛門・同源助・市村屋弥三郎・西村屋清九郎・藤屋忠兵衛など京都の有力紅花問屋仲間との取引が目立って来る。

文政元年（一八一八）に上京して直接取引の差配に当たっていた同家の支配人・井上茂右衛門からの仕切報告によると、その年の取引状況は西屋新蔵に二駄三袋、藤屋忠兵衛に一駄八袋、吉文字屋彦市に一駄一包で、井上の仕切勘定では、この荷代のうち京都の御本山に四五兩を、仏壇購入費に七兩五分の特別支出の外、井上滞在中の所用費を差引き、約一九三兩の残額で、そのうち一四〇兩は村居清七の為替で、残金は西屋からの直下しで領収している。この

年の残存史料に見える限りでは、総出荷量は四駄余であるから、取引高としては多いものではない。

しかるに、翌二年には急増して二〇駄四七袋、その代金七一九兩二分二朱、諸経費を含めて七四三兩二分二朱余に伸びた。その集荷地域は地元の高崎を中心とし、中野・金沢・落合・寺津・山辺・文新田・向新田・藤内新田など、割合に小範圍の生産地に限られていた。文政一三年の「長崎村書上帳」に記載されている分限者調によれば、当時の柏倉家は約三四二石分の土地を所有する豪農で、その耕地の約半分は居村長崎に、半分は殆ど近村に所有していた。これから見ると、集荷範圍は概ね支配關係地域内、或はその附近に集中されており、堅実な生産地掌握の方法であったと言えよう。

その時の「紅花仕入帳」をさらに検討すると、有力な集荷人を多数抱えており、特に長崎の与吉・庄助・小平治・市蔵・文五郎、向新田の善治郎・中野の文七・三郎治・亀之助などは、二〇貫目以上の大口集荷をしている。これらの集荷人の多くは、柏倉家の屋号たる全印を附した袋詰で納入していることが注目される。この年の全集荷額は、袋数にして一三二七袋となったが、そのうち一七％に当たる二二二袋は柏倉家の仕入花であったから、柏倉家は買次商人であると共に、一方では干花加工業をも経営しており、在郷商人としては代表的な形態であったと言えよう。なお「荷物為登覧」によれば、それらの紅花は別表のように相対売買されている。

柏家の堅実な商法は、京都の間屋との間に前金制による買次方式をとっていたことにも現われている。西村屋清九郎との間に行なわれた天保二年七月の仕切勘定によれば、相対契約を結ぶに際し、前金として三百兩を預っている。

柏倉文蔵家所有石高並他村出作地（文政3年）

| | | | |
|-----------|-----|-----|-----|
| 高 342石821 | 居村高 | 柳 沢 | 沢 寺 |
| 内 167石098 | 達摩寺 | 向新田 | 大 寒 |
| 175.723 | 金 沢 | 北 目 | 河 中 |
| | 高 桶 | 深 掘 | ノ 目 |
| | 嶋 塚 | 高 屋 | 出 高 |
| | 灰 | 13ヶ | 村 出 |

（明大刑博蔵「長崎村書上帳」による）

この金で集荷した紅花は三三三二袋で、精算の結果二五兩三分程の剰余金が生じたので、「差引残過金相返候」と返金した。この場合、西村屋に対する柏倉家の立場は完全な買次業者で、在地の豪商であっても慎重な経営振りを示しているものと言えよう。

もう一つの仕切書を見よう。天保二年七月二二日(八月九日 陽曆)に柏倉文蔵から京都錦小路の紅花問屋市村屋弥三郎に宛てたものである。総出荷量二八駄五四袋、その代金に荷造・送駄賃・目早口銭・御役永・御口永などを合算して金一四六二兩余、

それに対し、「金子遣ニ請取、右之通此表無出入相済申候」と書き送っている。これで問題となるのは、代金決済期日が意外に早いことである。一般に荷受形式をとる場合は普通秋十月から極月頃までに仕切られるが、それが七月中に完了したということは、どういう意味をもつものであろうか。一つには前者同様に前金制をとったものか、二つには仕込み形式の取引きで、即金払いになったものが考えられる。その何れにせよ安全性の高い経営方式であった。

さて、柏倉家と和久井家の関係であるが、理解に苦しむ点が多いので、述べることは単に問題の提起となろう。伝える所に由れば、和久井家の祖は常陸結城の城主結城正勝の子で、寛永頃故あって山形に流浪したが、藩主鳥居氏の保護をうけて帰商、山形の十日町に住んで次第に産をなし、天保頃には江戸にも店を張って、米・大小豆・大小麦・綿・砂糖などの売買に当たった。柏倉家とは親しい縁故関係にあったから、江戸店では同家を通じて米・雑穀・水油など地方物産の流通を行なっている。さらにまた、天保頃の柏倉家宛の書翰の一節に、「私方隠居十兵衛事、紅花仕入ニ而此節他行罷在申候」などと書き送っているので、早くから関東紅花の集荷に当たっていたことが知られる。

和久井家の紅花取引きは、当然柏倉家との関係を深める。和久井家の集荷したものは言うまでもなく京都に発送し

紅花荷發送表

| 荷受人 | 發送數量 |
|----------|-------|
| 伊勢屋利右エ門 | 199 袋 |
| 西屋新蔵 | 464 |
| 市村屋弥三郎 | 188 |
| 川口弥蔵(大津) | 466 |
| 計 | 1317 |

(注) 総集荷高より10袋不足

ているので、業界の動向や需要の状況、或は相場などについては、村山商人より遙かに敏感であつて、絶えず柏倉家に報告している。例えば天保四年の書翰では、「当地近在（関東）新紅花之儀も、過十八、九日より摘取に相成、廿八、九日迄ニつミ仕舞ニ御座候、尤も十五日ノ折ニ潤雨有之候、近在花惣雨ニ御座候、則十八、九日頃つミ入之紅花、少し斗奉御覽ニ入申候、右品ニ而七百五拾匁位ニ取引ニ御座候、此順氣ニ御座候得ハ、水戸も雨花出来可申斗奉存候」などと、関東方面の生産と相場の概況を知らせ、また「當時下直ハ紅花之儀ニ御座候、早場上新花初り時分より拾兩方下落仕候、右ニ付、御地之紅花も下直之處ニ而、尙、武両方口銭ニも可相成候、先月末之處之相庭ニ而ハ、當時引合ニも相成不申候」と、相場暴落により、買い付け方に警戒を要する旨を報ずるなど、柏倉家の経営に慎重な注意を向けている。

前記天保二年の紅花仕切書を見る限りでは、柏倉家と市村屋との直接取引であつたが、天保四、五年頃になると、柏倉・市村・和久井三人の相互關係が顯著に現われて来るように思われる。元來、紅花商人としての柏倉家は、買次商人、仲介業者として成立していたものであるが、この頃から、柏倉家とその主要取引先である市村屋との間に和久井が介在し、変則的な第二次仲介業の様相を呈して来る。天保四年のものから見られる次の書翰は、和久井の動きの一端を知る上から注目されるものである。

御世話ニ預リ、京都行紅花も三駄程敦賀着之趣申来候、定而後々も追々無事着可仕候、御安心可被下候、尤京都表今以商内相初り不申候得とも、相応之利分ニ相成可申哉と奉察候、当地近在紅花之儀追々下落仕候而、當時七八兩方下落御座候、極上物四拾貳三兩位之御事御座候、左候得者最上花之方割合下直之様ニ被存候間、若御地ニ而古花新花とも御預り置被遊候品成とも、近在ニ有之候品少々ニ而も、又ハ拾駄迄買入度奉存候間、私出立之節

迄之直段ニ而出来候へ、御買附可被下候、何れ多少とも利分ニも可相成候と奉存候、山形地廻り三拾三四両迄之商内有之候得とも、御地仕入之分市三郎殿が買入候三拾壹両かへ之品、三拾五両式分位迄直附御座候得とも売不申候、何れ六七両迄ニ者相成可申候、何等之引合故宜敷御考合被遊可被下候而、御仕入可被下候へ、難有仕合奉存候、当地者御地も買人も無御座候ゆへ如斯御頼申上候、金子之儀、御買附次第差下し可申上候、此段宜敷奉希上候(云々)

(天保四カ)
九目廿五日

和久井

伊兵衛

重蔵

柏倉 文蔵様

文六様

小兒嘉兵衛様

参人中

この書翰の最初に見える京都市紅花敦賀安着の報は、市村屋から和久井に宛てられたもので、その紅花荷は柏倉家から出荷されている。しかも文面から見ると、この紅花は和久井名義になっていたものである。とすれば、柏倉家は集荷人、和久井は荷主、市村屋は荷受人という関係になる。明治大学の刑事博物館には、三者の関係のうかがえる書翰類が多数収蔵されているが、市村屋は和久井に対してその都度「右之通無変入舟(敦賀)仕候儀申参候、定而近当着(京都)可仕と存候、其節へ追々御吉左右可申上候」などと報告しており、和久井はまたこの報告書をそのまま柏倉家に送り届けるという緊密さであった。

このように、和久井の存在は全国的な生産と相場の変動状況を判断して、柏倉家の出荷調整に気を配っただけでなしに、前記書翰からもうかがわれるように、関東物の生産状況によっては、柏倉家集荷の若干分を、江戸に送らせることもあった。この場合の和久井は江戸における直接の荷主の形態をとる訳である。次に示した天保四年十月の柏倉家の「紅花仕切勘定書」は、京都の市村屋に発送した分と、江戸の和久井に送った分の内容を明細に示し、和久井宛に仕切ったものである。代金の精算法は必ずしも明らかでないが、上方発送分については、和久井と市村屋との間に第一次決済が行なわれ、その結果に基いて、和久井と柏倉家との間に勘定されたものである。もっとも、江戸登せのものは和久井直払いであった。

二 印紅花仕切勘定書

一金壹兩貳朱ト

千貳百七拾六袋分

丁銀六匁三分

御 役 永

此錢六百七拾貳文

一 京都行三拾六丸

此袋六百五拾三袋

一 江戸行三拾貳丸

此袋六百貳拾三袋

メ 六拾八丸

此袋數千貳百七拾六袋

此荷造り賃五メ四百文

第三章 紅花商人の成立と發展

但沓袋ニ付四文懸リ

一金八兩沓歩式朱 拾沓駄沓丸へ添金

一金三兩三步三朱 買口錢

一金三步ト 江戸行四駄分

錢四百九拾八文 上ノ山出分諸懸リ

一錢拾六貫九百貳拾貳文 京都行拾沓駄沓丸

長崎ノ大石田迄、駄賃諸懸リ

(其外諸經費省略)

合金拾八兩一朱ト

錢三拾貳ノ八百九拾九文

此金貳拾三兩三步ト錢九拾九文

右之通ニ御座候、若算用違等之儀ハ重而御差引可被下候、為念如此ニ御座候 以上

天保四巳年十月

羽州長崎

柏倉文蔵

嘉兵衛

江戸神田鍋町

和久井伊兵衛殿

この荷送り勘定書は、前掲の和久井書翰に対応するもので、「金子之儀、御買附次第差下し可申上候」とあるように、買付けと同時に和久井から即金払いになっていたもので、この仕切面では諸経費だけの精算になっているのである。何れにせよ、和久井のような存在の紅花取引形態は、他に余り例のないもので、柏倉家の経営方式の特色として注目されると同時に、和久井の手腕も高く評価すべきであろう。

4 支配人から成長した本木家

和泉屋と称する谷地の榎藤左衛門家は、近世後期には約一四〇石の耕地を所有し、酒造業を経営する傍ら、塩・干魚などを取り扱う海産物商として成立していた。天保期には、幸生銅山の銅鉞（粗銅）を大阪に送る仕事なども請負い、在方商人としては出色のものであった。紅花を経営の中に加えた年代は不明であるが、現存する若干の資料から見ると、享和三年（一八〇三）の近江屋九郎兵衛の仕切が五駄、文化十四年（一八一七）の若山屋喜右衛門の仕切が約七駄で、その後次第に減少し、文政期に入ってから若山屋との関係は二駄にも達しなくなる。この頃から榎家の商業は、全体としても衰退の傾向を見せて来る。文化十二年に生まれ、後に五鳳と称する画家・俳人となった藤左衛門は、壮年の頃を回想して「曾て大いに家道を興さんとするの志有り、事反つて蹉跌し、平素感慨に堪えず」と言っているように、幕末頃の榎家は経済的に全く脱落していた。

榎家の財政の破綻は、無理な経営の拡大と、それに伴う適切な運営方針の失敗が主因をなすが、一般経済事情の激動によって、新旧勢力の交替期にあったために、従来の上方商人との流通関係が甚だしく不円滑になり、注文物資の不当差し押さえ、或は代金回収の不能などの問題が頻発したことに依るものと思われる。これを紅花取引きに関する一、二の例に見ただけでも、京都の老舗近江屋九郎兵衛の経営不振により、享和二年（一八〇二）の約三駄、同翌年

の五駄が勘定不能に陥り、いわゆる「出世証文」⁽¹⁸⁾の形で内済になったが、こういう相手方の經濟事情の変化による損失被害の重加が強く影響したものであらう。

この槇家の支配人で、後年独立して商人となり、發展したものに、沢畑(河北町)の宇野家と要害(同)の本木家がある。こういう例は前記の稲村家にも見られたが、在郷の商人出自の一つの系譜を示すもので、商品売買が農民層に直接密着するにつれて、次第に多く現われて来る。その場合の商品物資はもちろん一般生活諸用品・雑貨の類であるが、資本の蓄積と共に紅花の取引きを經營の中に組み入れ、自分の拡張して来た商圏を中心として、そこに生産される紅花の集荷を順調に伸ばすことが出来た。

槇家に手代として仕へた宇野与蔵は、沢畑村の商人宇野仁左衛門分家初代のもので、文化年間には既に紅花商人として独立經營に入っている。しかし、資本の点ではまだ充分でなく、文化十一年(一八一四)の「紅花買仕切書」を見ると、寒河江の中村七兵衛から七八両、安達又三郎から二二両、その他、吉次郎から三五両、又右衛門から四両ほどの融資を受けて、近在農村の紅花の集荷に当たったが、その代金が一六八両余、それから四人に対する返金を差引いて二九両余の手取金が残った。同家の史料には紅花関係のもの残存は至って少ないが、文政五年(一八二二)の「莊内紅花買帳」⁽¹⁹⁾は、勢力的な活動を知る上から貴重である。由来、庄内は紅花の生産が僅少であるにも拘らず、小出新田村(余目町)の治右衛門を紅花買宿として集荷に当たり、凡そ二九貫目、三五兩二分二朱分を買得し、余目から酒田に下すという、中々の意慾を示している。

独立後の宇野家は、大阪の小橋屋四郎右衛門店や、今宮屋伊兵衛店から大量の古着類を仕入れ、地元農村に販売して産をなした。嘉永七年(一八五四)⁽²⁰⁾の注文帳によれば、小橋屋から夏物四二束・秋冬物一〇八束、今宮屋から夏物一四束・秋冬物四二束を仕入れており、これは殆ど地元・近在に散在する古着行商人に卸されたのである。文政七年(一

八二四)の店卸帳を見ると、掛け貸しをした小売商人だけでも実に一七名に及んでいる。こういう卸問屋を経営する一方、引き続き榎家に入入りして、その支配権を握っていたことは、文政三年に京都の若山屋喜右衛門から出された紅花仕切書でうかがわれる。即ち、当時の仕切書の宛名は殆ど榎藤左衛門殿および御支配宇野与藏殿と連名になっているのである。前記のように、この頃は榎家の衰退期に入っていたので、宇野家のようなその内実を熟知している者に経営の実権を任せざるを得なかつたのであろう。

宇野家の後に榎家に入って商売修業をしたのが本木林兵衛家である。榎家に仕えたのは恐らく初代要藏で、天保の末年頃から弘化頃にかけての二代円藏が独立して要藏を襲名し、在方商人に成長した。元来、本木家は無高の水呑百姓であったが、円藏の弟の仁平次というものが経営手腕があつて、水呑百姓から豪商への道を開拓したのである。仁平次は後に兄の二代要藏(林兵衛)の養子となつて林兵衛を称し、慶応四年(明治元年)には所持高約二四石となり、明治四年の戸籍調査²¹⁾では、「四十九才林兵衛水呑百姓紅花・木綿・古手商渡世農業」となるが、全く幕末期における新興商人の代表的存在である。そして、明治八年には立附米凡そ一、三〇〇俵という大地主に発展している。

本木家の紅花買付け地域は非常に広く、地元河北地方全域の外、寒河江地区では高屋・鳴・慈恩寺・田代方面、河東地方では古来産地として有名な蟹沢・野田・松沢・長瀬・藤助新田に及ぶ。某丑年(慶応元年か)六月の史料に、²²⁾山辺の武田庄吉という仲買商人が「水花仕入金ニ健ニ請取申候所実正ニ御座候、追而目録ニ御勘定相立可申候」と、金三拾兩の前借りに対する一札を入れて見ると、その集荷範囲は山形近在にまで及んでいたことが知られる。

弘化四年(一八四七)度の高屋花仕入れの状況を例示したのが別表で、その合計額を見ると千花の内の高額の人々は恐らく高屋の仲買人であつたらうと見られる。新兵衛の如きは七貫七〇〇匁、代金一一兩であつたが、翌嘉永元年

には二四貫目余、三九兩と飛躍する。これだけの干花を生産するには、六、八反歩の作付地を必要とする計算になるから、普通農家の畑作物の作付構造や、紅花栽培の嫌地性などから考えれば、新兵衛は自家生産者であると同時に、本木家と関係する有力な集荷仲買人と見なければなるまい。

売高一〇兩以上に上る者には、本表に現われる数名の外に、蟹沢村の権三郎、鳴村の治兵衛なども見えるが、これらの高額者は何れも新兵衛と同じ性格のもので、干花買いの外に加工業をも兼営していたものである。野田買いの場合、「八貫百匁拾貳兩貳朱宿」という記帳があるが、これは恐らく「サンベ宿」で直接買いをしたものである。

紅花商人としての本木家は、幕末に至るにつれていよいよ發展し、別表に示したように、弘化四年（一八四七）の集荷発送高が八八丸（二三駄）であったものが、安政二年（一八五五）には一四二丸（三五駄片馬）に伸びた。取引先たる京都の紅花商人も七人から一〇人に広がり、特に伊勢屋源助・同理右衛門・岐皇屋八郎兵衛との取引関係が著しく増大している。多くの仕切書を見ると、「上京仁平二殿」「在京仁平次殿」などと宛名になっているが、取引き期になると仁平次は京都に赴いて、荷受問屋との直接交渉に専念した。

本木家の特殊な取引先に播州姫路の奈良屋権兵衛がいる。奈良屋は同地の表屋庄兵衛（庄右衛門）と共に、有名な古着問屋で、槇家の主要商品たる古着類の大量取引先であった。本木林兵衛が産を為しかけた嘉永六年一月に、居村下槇部落の鎮守白山神社に、一對の御影石造りの燈籠を寄進した際、この二人は助力者として刻銘されている。嘉

本木家高屋花仕入高(弘化4年)

| 売人 | 仕入高 | 右代金 | | |
|------|-------|---------|------|---|
| | | 貫匁 | 兩分朱 | 文 |
| 新兵衛 | 7.700 | 11.0.0. | 000 | |
| 新重三郎 | 8.650 | 12.3.0. | 400 | |
| 新重二郎 | 5.700 | 7.1.0. | 400 | |
| 新重太郎 | 8.850 | 12.3.0. | 400 | |
| 平右衛門 | 2.100 | 3.0.0. | 400 | |
| 庄兵衛 | 6.840 | 8.0.0. | 360 | |
| 与左衛門 | 4.600 | 5.3.2. | 400 | |
| 三右衛門 | 380 | 1.0. | 400 | |
| 市蔵 | 1.000 | 3.2. | 1400 | |
| 重兵衛 | 4.470 | 5.3.2. | 740 | |
| 久兵衛 | 5.900 | 7.3.2. | 330 | |
| 四郎兵衛 | 250 | 1.0. | 200 | |
| 久八助 | 430 | 1.2. | 1000 | |
| 久八兵衛 | 1.860 | 1.1.2. | 1150 | |
| とおとめ | 365 | | | |
| お元 | 700 | | | |
| | 3.110 | 3.3.0 | | |

(著者蔵「本木家仕入帳」による)

永七年正月に本木林兵衛がこの奈良屋に一三丸(二四二袋)の紅花を発送しているが、取引きとしては特殊な例であろう。當時林兵衛は在京中であつたから、この荷は京都から発送された。「紅花

送状」によると、仲継荷宿は京都の萬屋長兵衛、大阪の木屋市郎治で、「賃之義へ大坂迄当地(京都)払、大坂へ先者荷泊りへ御請取可被成下候」となっている。奈良屋はこの買収した紅花をどのように販売したものか、史料的には明らかでないが本木家としては大きな販路の拡張であつた。

紅花荷主としての本木家は、幕末・慶応頃が最盛期であつたので(右表)次にその実態を表示しておこう。ちなみに、荷受問屋羽州屋久右衛門は、本木家の隣村たる造山の出身であつたから、大阪の紅花業界の開拓には便宜であつた。前記のように、一介の水呑百姓から身を起し、村山地方でも屈指の紅花商人に成り得た本木家は、在郷荷主の典

本木林兵衛家出荷状況

| 出 荷 先 | 出 荷 量 | |
|---------------|----------|-------------|
| | 弘化4年 | 安政2年 |
| 伊勢屋 源 助(京都) | 13 丸 | 24 丸 |
| 美濃屋忠右衛門(//) | 30 | 4 |
| 伊勢屋利右衛門(//) | 12 | 56 |
| 岐阜屋八郎兵衛(//) | 12 | 24 |
| 西村屋 清九郎(//) | 12 | 8 |
| 綿 屋 勇 藏(//) | 7 | 9 |
| 近江屋太右衛門(大阪) | 2(乱花) | — |
| 吉文字屋 彦市(京都) | — | 9 |
| 西村屋清左衛門(//) | — | 4 |
| 最上屋 喜 八(//) | — | 4 |
| 計 | 88 (22駄) | 142 (35駄片馬) |

(著書蔵「本木家仕入帳」による)

本木家慶応元年度出荷高

| 荷 受 問 屋 | 出 回 | 荷 数 | 袋 数 | 諸引仕切代金 | |
|---------|-----|-----|------------------|----------|--------|
| | | | | 両分朱 | 匁 |
| 伊勢屋理右衛門 | 15 | | 1644 | 3391.2.2 | 銀17.17 |
| 伊勢屋 源 助 | 1 | | 80 | 130.1.0 | 2.89 |
| 近江屋 佐 助 | 2 | | 144 | 272.0.3 | 5.00 |
| 羽州屋久右衛門 | 3 | | 224 | 448.3.1 | 6.15 |
| 西村屋 清九郎 | 3 | | 255 | 517.1.0 | 6.81 |
| 吉文字屋 彦市 | 4 | | 359 | 655.1.2 | 13.09 |
| 最上屋 喜 八 | 1 | | 75 | 158.2.2 | 1.74 |
| 計 | 29 | | 2781 (42駄43袋) | 5574.0.2 | 52.85 |

(著書蔵「本木家萬貫帳」による)

型的なものであったと言えよう。

- (1) 山形大学博物館蔵「稲村家文書」
- (2) 著者蔵史料
- (3~7) 山形大学博物館蔵同前
- (8) 著者採録写本
- (9) 鈴木家所蔵「金銀貸付帳」
- (10) 横山昭男著「尾花沢市史の研究」
- (11) 鈴木家蔵史料
- (12~14) 山形大学蔵「二戸家文書」
- (15) 同前 「渡辺家文書」
- (16) 本項史料は総て明治大学刑事事博物館蔵「柏倉家文書」
- (17) 谷地長谷寺「小自在庵碑文」
- (18) 著者蔵史料
- (19~20) 宇野与四郎家蔵史料
- (21) 槇清哉家蔵史料
- (22) 以下の史料は総て著者蔵「本木家文書」

第七節 上方商人との取引形態と代金決算法

1 産地直買いと宿

明和二年（一七六五）の紅花問屋株仲間の廃止後は、享保以前の自由市場となり、相對直売買になったことは言うまでもない。その結果について、三井文庫蔵・寛政十年の文書は「問屋共儀其後ハ紅花屋と唱、年々羽州江罷越、相對之上買取、紅染屋共江売捌渡世仕、其外村方々も直々荷物為差登、紅屋方江売渡し、又ハ紅屋共儀も羽州江罷越相對買仕候故、商ひ向甚手広ニ相成、大勢之者共家業安息仕候由」と述べている。確かにその通りの筈である。

しかるに、当初は旧問屋側の牽制的な策謀などもあって、羽州最上地方に下って来て、直接相對売買を行なうものが極めて少数であった。「大町念仏講帳」の記載する所によれば、「当年（明和三年）京都より紅屋並に問屋壹兩人山かた直買に下り申候」というのが実態で、「取引き事情はむしろ低調の傾向にあった。しかし、予想外のこういう事態になったのは、敢て上方問屋側の悪埒な工作とばかりは言えないことで、数十年に亘って特権問屋の統制的な流通機構下にあったものが、急に解禁になったからといって、生産地との取引き態勢が整わない中に、直ちに生産地に向いて来ることの困難性・危険性に対する京都商人側の警戒の結果とも見られる。

従って、それに対する或る年月の準備期間が過ぎると、有力商人の進出が現われて来る。例としては年代的に若干下るが、関東方面に紅花の生産が増大する寛政期前後になると、京都の紅花屋として有名な若山屋喜右衛門の如きは、

生産市場の紅花商人を、若山屋の買次商人或は紅花買宿に指定し、手代の忠助なるものを派遣して専ら取引きに当たらせている。やがてこの忠助の活躍は村山地方にまで伸びるのである。若山屋の進出が比較的関東方面にあったのに対し、同じ京都の吉文字屋彦市が、仙台・村山地方を中心として、強力な集荷組織を結成していたことは注目される。この態勢が出来たのは文化二年（一八〇五）頃からであると見られるが、余りはつきりしていない。仙台・大河原の紅花商人高橋屋忠助文書（竹川家蔵）⁽¹⁾に次のようなものがある。年月と宛名を欠いているが、大河原・村田地方の買次商人仲間に事務的連絡を行なった書類と見られる。言うまでもなく、若山屋と同じように、吉文字屋の商圏もまた関東・奥州・出羽に及んでいたことがこの文書で窺われる。これらは若干の例に過ぎないが、自由取引が進むにつれて、京都の大手商人たちの生産地進出と、集荷組織の強化が次第に目立って来たことは見逃がせない。

京都鷹丸四條上ル

吉文字屋 彦市

手代 弥七

手代 茂七

御状被下候（以下欠か）御家方へ可□□下候

同東洞院四條上ル

吉文字屋介左衛門^(助)

手代 儀七

手代 文七

同東洞院□婦

吉彦
別家桑村彦左衛門

例年紅花仕入ニ下シ申候

例年紅花買宿

武州桶川宿

八百屋 半兵衛

武州熊谷石原

萬屋 儀兵衛

上州館林

日野屋九右衛門

最上山形三日町

福島や 次助

最上楯岡

吉田 勘右衛門

江戸差逗留致シ方

日本橋五丁目

柳屋 五郎三郎

飛脚取引

鳴屋 佐右衛門

新花之節御状被下候ハ、此方へ御頼被下度候

吉彦取引掛り役

平 吉

右之通ニ御座候福嶋取引も嶋屋佐右衛門方ニ御座候 以上

未七月吉日

この吉文字屋は、紅花買宿組織を通して、生産農民を実に巧妙に掌握する。例えば、天保の大凶饑に際して、南仙地方の窮民に対する救済事業などは、その方法の一つである。天保時代は四、五年の冷害大凶作を中心として、元年から八年にかけて天候の不順が停滞した。これは村山地方のみならず、仙台地方も同じような異状天候で、共に紅花の生産が減少した。天保八年（一八三七）三月の吉文字屋介左衛門の手紙によれば、「近來諸国出高些少、元付高値ニ御座候故、当所紅花方不引合」、中には破産する業者も続出し、ために「去年幾年残花多く、早春もいまだ取引些少、同様持合申候」と業界の不況を報じ、さらに「当所見込は、實地兩仙ニ而三、四拾駄位、最上（村山地方）半作位ならで出来申間敷見込ニ候間、多分出候ハ、当地相場相崩れ、大下落年と奉存候」と、陰に生産を抑制し、相場急変による上方問屋側の損害を警戒している。

勿論、天保の凶作は紅花に限ったことではない。農作物全体の生産が著しく低下し、多くの餓死人をすら出したことは周知の事実である。この惨状救済に乗り出した吉文字屋は、天保八年に京都の紅花屋仲間に働きかけ、笹谷・野上・川崎・碁石・小野の五宿農民の救恤金として三拾三両を得、また吉文字屋個人として村田・大河原・金ヶ瀬・岩沼の四宿に各拾兩宛を送って、困窮者一人当たり毎日白米一合宛を施与した。この時の書状に「前書金高七拾三兩也、今日当所御逗留大沼屋庄七様（村田村）江無相違相渡申上候」とか、或は「紅花出所村々江も施行致度候得共一中略一逆も行届兼候」と述べている。以上のことは、確かに吉文字屋の発意による難民救済の善行であったが、考え

ようによつては、仙南地方の生産農民を支配下に収め、その紅花の独占化を狙う一種の計画的投資とも見られる。こういう上手な資本投下が村山地方にも行なわれたか否かは、目下発見されている史料の限りでは実証出来ないが、恐らくはこれに類する何等かの方法が講じられた場合があつたものと思われ

る。
さて、前記高橋屋文書によれば、山形の福島屋や楯岡の吉田屋などは、吉文字屋の紅花買宿として特約を結び、吉文字屋彦市身内の手代たる弥七・茂七等が、直接村山郡内に向いて集荷する際の拠点とした訳である。紅花の自由取引制下においては、必要量の確保と優良品の選択のためには、出来得る限り産地からの直接集荷が得策であつたから、そういう商人たちは、何れも地方の有力商人たちを宿に特約し、集荷に奔走したらしいことは、次の表からも窺われる。即ち、上方荷主の屋号と紅花荷の商標が一致しているもの、或は出荷先が荷主本人宛になつ

山形買次商人と上方荷主・出荷先の関係 (天保6)

| 上方荷主問屋(住所・屋号) | 荷数 | 印量 | 買次(宿) | 出荷先 |
|----------------|----|----|---------|-------------|
| 林助左工門(京都) | | 9丸 | 吉田 勘右工門 | 美濃屋 忠兵衛(京都) |
| 〃 | | 6 | 〃 | 吉文字 屋彦市(〃) |
| 〃 | | 8 | 〃 | 吉文字屋助左工門(〃) |
| 小谷正三郎(江州日野) 羽 | 羽 | 4 | 〃 | 伊勢屋 源助(〃) |
| 小林新右工門(水戸) 小 | 小 | 9 | 西屋 伊兵衛 | 本 人 |
| 井筒屋藤兵衛(〃) 其 | 其 | 7 | 〃 | 〃 |
| 吉文字屋彦市(京都) | | 8 | 福島屋 治助 | 〃 |
| 〃 | | 8 | 山口屋 甚兵衛 | 〃 |
| 最上屋 喜八(〃) 企 | 企 | 11 | 大坂屋 彦兵衛 | 〃 |
| 岐阜屋八郎右工門(京都) 叶 | 叶 | 4 | 福島屋 治助 | 〃 |
| 外村与左工門(江州) 介 | 介 | 28 | 西屋 清兵衛 | 〃 |
| 伊勢屋利右工門(京都) △ | △ | 5 | 西屋 伊兵衛 | 〃 |
| 越後屋源右工門(〃) | | 8 | 後藤 小平治 | 〃 |
| 布屋市郎兵衛(江州) 全 | 全 | 17 | 米沢屋 勘兵衛 | 〃 |
| 宮川 彦兵衛(〃) | | 12 | 〃 | 〃 |
| 油屋 作兵衛(大津) | | 6 | 鈴木 彦兵衛 | 〃 |

(山大博物館蔵「山本林右工門船紅花積入控」による)

ているもの場合は、買次商人を仕入宿として、相場師・仲介人・世話人など、いわゆる目早を相手として手代たち自ら集荷したものと見られる。

2 相対取引法と為任取引法

京都の紅花問屋が直接産地に向いて集荷に当たる方法よりも、実際的には、むしろ相対取引法をとる方がはるかに多かった。彼等は新春を迎えると産地の荷主に対して、年頭の挨拶を兼ねて上方の予想相場を知らせ、「当方相応之取引仕候間御休意可被下候、尚又別紙諸相場入御覽候間、當年も不相變御用向被仰付被下候様（云々）」⁽³⁾という意味の挨拶状を送るのが慣例であった。やがて時節が近づくと、改めて注文書を送るか、或は生産地に手代を派遣して交渉を行なうかして、在地荷主から取引契約を取りつけるのである。相対取引法というのは、このような当事者間の直接的な売買契約法で、当時の流通機構としては最も合理的で、一般的な取引法であった。

相対取引法はさらに二つの形式に分類することが出来る。後項でも具体的に述べるが、一つは特別の拘束がなく、紅花問屋と自由契約を結ぶもので、他の一つは前渡金制によって集荷の確実を期するものである。後者の契約は地方商人として堅実で安全性が高いが、収益の点から見れば必ずしも有利とは言いがたい。これに反し、前者の荷主は地方契約は結ぶが、全くの独自資本の運用による経営で、町方の豪商に多く見られた。但し取引きの事情によっては両者を兼ねることもあるが、買次業務に格差のあるものではなかった。

紅花は元來變動の激しい相場物である。生産地が限定されている上に、豊凶の差が著しかったことが原因する。文政十三年（天保元年）⁽²⁾は凶作年で、「干上り五拾六七兩ニ御座候、当時（十月）京都相場八拾五兩位ニ御座候」という高騰振りを示したが、翌天保二年には「干花之儀ハ近江より買入當郡着、直段七月より追々引下ケ、當時（十月）上方

相場損毛之由ニ御座候⁽⁴⁾」という不況を招いた。こういう相場の変動に際しては、同じ相対取引でも自由契約商人の受ける影響は深刻であつたようである。好況の天明五年(一七八五)の如きは荷主のみならずサンベ衆の如き小集荷人までが、「沓駄ニ付拾兩余ツ、地拂ニ而まふけ、悦申候」ということになるが、逆に暴落年に遭遇すれば荷主や問屋に倒産者が続出し、「潰れ」と称して、生産者に支払い不履行の損害を与えたものも少なくない。それに反し、買付金前払制による買次荷主の経営は、被害は常に軽微で済んだことは言うまでもない。

京都の業界も、明和二年(一七六五)の紅花問屋仲間名目廃止令、天保一二年(一八四一)の一般問屋仲間禁止令、嘉永四年(一八五二)の間屋再興令など、幕府による一連の流通組織の変更政策によって、新旧商人の勢力交替が激しく見られたが、その後の安定期に入つた安政頃(一八五四)には、「紅花商人名前書」に次のような人々が列記されている。これらのうち、古来紅花撰方仲間・糸問屋兼紅花荷物付商・紅花荷宿に載せられている商人たちは、村山郡内とは特に関係が深いが、在地商人史料によると、伊勢屋・吉文字屋・若松屋・近江屋・美濃屋・岐阜屋などの相対取引が多い。しかしその量から見ると、むしろ紅花荷宿という仲介的機能の濃い最上屋喜八や、近江屋佐助などとの取引量が比較的多いようである。相対取引と言っても相互の信用関係が中心をなすので、個人毎に相手差のあつたことは言うまでもない。

信用を旨とする相対取引でも、遠隔地間取引という運命的な悪条件下では、代金の決裁が不便であるばかりでなく、時には不慮の手違いや不正事件の発生も予想されるので、大手筋の荷主たちは荷宰領として支配人を京都に駐在させ、一切の事務折衝に当たらせるのが普通であつた。この場合、問屋側から出す精算仕切書の宛名は、荷主と支配人が併記された。

取引形態としてはこの相対取引法が一般的であるが、この他に為任取引法がある。出荷した紅花の販売に関しては

第三章 紅花商人の成立と發展

特に契約を結ばず、一切を問屋側に委任する、いわゆる信用委託販売法である。沢渡村（東根市）の紅花荷主菅原与左衛門が某酉年の七月に京都の岐阜屋八郎兵衛に出荷した場合の添状を見ると、「然者今般別紙送り手板表極雨印為差登申候間、乍御免御倒売捌被下候様御頼申上候、値段之儀ハ七拾兩位之御見込ニ而御拂被下候様御頼申上候、乍併、相場物ニ候儀ニ御座候間、少々ハ御取計を以御捌被下候様御願申上候」と述べている。これは為任荷の性格を最も端的に表現しているものと言えよう。

荷主の菅原は、取引値段について希望意見を出しているが、契約的なことは取りつけていない所に、甚だ不利・危険な要素を含んでいるように見える。しからば、どういふ場合にこのような為任荷の方式をとつたのであろうか。一つには相対取引にまでは至らない少量の臨時的な荷物である。沢渡村は東根山内に偏在し、紅花の主要産地でなく、菅原家はその中に成立した小荷主であったから、時にはこういう方法もとらざるを得なかつたのであろう。

もう一つは、手持ち残花の売り急ぎということが考えられよ

安政期における京都・近江・江戸紅花商人仲間

| 住所 | 業種 | 商人氏名 |
|----|---------------|---|
| 京都 | 古来紅花撰方仲間 | 伊勢屋源助 伊勢屋理右衛門 吉文字屋彦市 若松屋喜十郎 近江屋次右衛門 西村清九郎 |
| | 近年開業撰方仲間加入 | 西村屋清左衛門 加勢屋久兵衛 大坂屋小八 大村屋清九郎 津藤屋権六 近江屋喜七 |
| | 糸問屋で紅花荷物付商い | 美濃屋忠右衛門 綿屋勇蔵 岐阜屋八郎兵衛 |
| | 古来紅花荷宿 | 最上屋喜八 近江屋佐助 |
| | 近年紅花荷宿仲間加入 | 布屋彦太郎 丁子屋吟三郎 近江屋伊助 近江屋喜助 |
| 伏見 | 京都仲間中加入せざる紅花商 | 麻屋安次郎 |
| 江戸 | | 蛭子屋金蔵 柳屋五郎三郎 玉屋善太郎 村田屋久蔵 丁子屋吟次郎 |

(注) 江戸商人5名は江戸通町小間物問屋のうち丸合組で紅花荷物を重に取扱うもの。名前書では江戸玉屋は勢州住宅、村田屋は京都住宅、丁子屋は江州住宅につき、それぞれ店預人として弥兵衛、彦七、徳兵衛を上げている。（「問屋再興調」四による）

う。干花は年度を越すと品質が低下するので、おそくも翌年三月までには処理する必要がある。山形の大荷主たる今佐藤家などの例を見ても、若干の小口荷が為任荷として発送しているのである。山形大学所蔵の最上屋文書の中に、佐藤家の為任荷仕切の例が見られるが、文政十二年十一月晦日付の仕切の如きは、僅か一駄片馬、その代金約八〇兩というものであった。大荷主の場合は取引関係が確実であるから、例え為任荷であっても、相互間に決済仕切上に問題の生ずる虞れはなく、相対取引と殆ど相異はなかった。

3 相対・委託取引法の実際

仕入宿中心の産地直接取引は、銘柄や品質を確めて買得出来るし、品不足の際も有利に集荷が可能であったが、手代出張のための諸費が高み、それが直ちに京都における販売価格に影響することが多かったので、実際の買付手段から見れば、一般的には、いわゆる買次商人を利用して集荷を相対委託する方が経済的であった。この場合、相対をもつて一切の集荷権限を委託するものと、買付資本の前渡しを行なって、荷主名義による集荷を委託するものがある。前表(三〇二頁)の中には後者の形態のものも含んで見ると見るのが妥当かも知れない。

前渡金は京都商人からすれば紅花買付金であるが、買次商人から見れば前借金の形となるので、正規の借用証文を入れることは言うまでもない。この証文は当然債権者側に保存されるものであるから、融通された金額など在地の史料では中々明らかに出来ないが、造山(河北町)の日塔久左衛門家に、京都若山屋喜右衛門関係の借用証文が若干残っている。そのうち、「紅花仕入金之當ニ預リ申」とか、「右金子為引当紅花荷物追而為差登可申」という文言で、明らかに前借金であることの判明するのは、別表に示した通りで、何れも京都若山屋喜右衛門と山形・紅花商人との関係のものである。安永三年の市村分二口計一五〇兩は、当時の相場から見れば凡そ三駄分、寛政六年の八七兩は式

駄分、文政四年の五〇兩は考駄分に過ぎず、若山屋の前渡金としては余りに少額である。しかし、これらは極く少数の残存史料であるから、市村屋および井筒屋と若山屋の資金関係を知るには充分とは言えない。

在方荷主の例では、長崎の柏倉文藏家の天保二年（一八三一）七月に西村屋清九郎との間に行なわれた「仕切勘定帳」を見ると、前預り金三百兩に対し、紅花三三二袋代に諸費を加え、総計二七二兩余となり、差引残金二五兩三歩、鏝五九文の過金となったので、「差引残過金相返候」と勘定を立てている。また西里の本木林兵衛は万延元年（一八六〇）一二月朔日に、吉文字屋彦市から金五〇兩を請け取り、「来酉新花仕入前金請取書入預り置候」と、書入預証文を出していることなど、その例は多い。

この前渡金の慣行は、必ずしも買次商人全体に行なわれたものではない。大資本を擁している商人に委託する場合には、殆どその信用を重んじ、契約金・手付金の授受で済まされたことは当然である。また、本木林兵衛や前表中の市村屋の例のように、二月や十二月に取り組まれた前渡金は、紅花を書き入れとする前借金であると見られる。恐らくは、古着類など春物仕入金に充当すべき資金の一部であったろう。市村屋の証文面には本木家の場合と同一趣旨で、「右金子為引當紅花荷物追而為差登可申候間、荷物着之砌、売代金を以御引取可被成候」と記載している。従って、これらは間接的な前渡金と理解すべき性質のものである。

天保十二年（一八四一）以後になると、幕府の経済政策の変更に伴って、「問屋停止被仰付、勝手次第仕入方出来候ニ付、次第ニ上方商人共も相増（中略）、多分之前金相渡置、奥羽筋・近在（関東筋）」の紅花を、買次商人を通じて仕入れる上方紅花問屋が増加して来た。この傾向が、やがて江戸における「打越荷」（第六章 第一節）紛争に発展する原因

若山屋喜右衛門より紅花代金前貸例

| 年 月 | 前 借 人 | 金額 | 理 由 |
|--------|---------|------|-------|
| 安永3. 5 | 市村屋 卯兵衛 | 100兩 | 紅花荷物代 |
| 〃 | 全 人 | 50 | 全 上 |
| 寛政6. 2 | 全 人 | 87 | 全 上 |
| 文政4. 7 | 井筒屋勘右工門 | 50 | 全 上 |

（日塔久左工門家史料による）

となつて行くのである。しかし、前渡金という名目の上方商業資本の投入は、町方荷主よりもむしろ在方商人に多く向けられたので、直接生産地を抱えている在郷町に、案外に勢力的な仲介業者としての買次荷主が成長した。

相対による委託取引では、紅花代金の外に集花・荷造・運送などに関する一切の諸経費が、総て相対委託者たる上方商人の負担になることは、前項でも触れた通りであるが、ここではもう少し具体的に見ておこう。安政二年（一八五五）に本木林兵衛から京都の伊勢屋利右衛門に宛てた「御注文仕切目録」の概要は次の通りであるが、さらに多くの史料を表示してその内容を見よう。

伊勢屋利右衛門様分

（商標・銘柄省略）

メ三〇二袋

メ金式百五拾四両式朱ト

銀壹匁三分八厘

外掛リ物

一金壹両壹朱

一金式分壹朱

一金四両壹分

一金式兩ト廿九匁五分式厘

一金四兩壹分

御役

荷造

口銭

目早口銭

添金

一金壹兩壹朱
一金貳兩也
大石田迄らん
在方宿礼

ノ拾六兩三分三朱
合金貳百七拾壹兩壹朱

銀壹匁三分八厘

五月卅日(太陽曆七月十三日)

内金百兩也

受取

差引

殘金百七拾壹兩壹朱

銀壹匁三分八厘

次表で明らかのように、相對委託取引のうちでも、諸費の請求内容は概ね二分される。すなわち傘を商標とする本
木家自体の製品とその直接集荷品、および㊦・㊧・㊨・㊩のような他の業者からの委託品の二種で、傘印については
荷造諸費と運賃だけを記し、他の業者分については口銭・目早口銭・役永が明示されている。傘印は相對契約を結ぶ
際に利潤としての口銭や一定率の役永は、紅花代の中に既に計算されているのであるが、その他のものは純然たる取
次商品であるから、本木が取得すべき口銭と、その仲介に立った目早に渡すべき世話料と上納すべき役永とを明示し
ているのであろう。

また、時代によって諸費の内容に若干の相異が見られる。嘉永期を一つの転機として、それ以前には宿礼と畑前駄
賃という項目がある。その内容は必ずしも明確でないが、本木が傘印をもって集荷する際に、生産地に設けたいわゆる
「サンベ宿」に対する謝礼で、畑前駄賃は生産者からの小集荷人たるサンベに支払った駄賃と見られる。弘化頃の

委託買次荷諸経費調

| 年度 | 商袋標数 | 宿札 | 口 | 口 | 口 | 御前賦賃 | 袋代 | 荷造賃 | 役 | 永 | 大石田迄賦賃 | 手板添金 |
|------|-------|------|-----------|-----------|---|------|----------|---------|---|----------|--------|--------|
| 弘化3年 | 傘 82袋 | 2分0米 | | | | 0分2米 | 1分2米 | 2米+1貫文 | | 2米+200文 | | 3分0米 |
| " | " 144 | 3.0 | | | | 1分0 | 2.2 | 1分 | | 1分0米 | | 1両0.0 |
| " | " 91 | 1.0 | | | | 0.2 | | 2米 | | 2米 | | 1.0.0 |
| " | " 58 | | | | | | 1.0 | 2米 | | 2米 | | 3.0 |
| " | " 41 | 0.2 | | | | | | 1米 | | 1米+200文 | | 2.0 |
| " | " 73 | | | | | | | 2米 | | 1両0分0文 | | 3.0 |
| 嘉永6年 | △ 120 | | 3分3米+1文4 | 3分3米+1文4 | | | 3分3米+1文4 | 3米+200文 | | 3文81 | | 1.1.3 |
| " | □ 367 | | 288文09 | 288文09 | | | 171文26 | 62文5 | | 22.50 | | 387文50 |
| " | 傘 80 | | | | | | 1分2米 | 1分0 | | | | 1両1分0米 |
| " | " 73 | | | | | | | 2米 | | | | 3.0 |
| 安政2年 | △ 62 | | 125文 | 125文 | | | 28文10 | 28文10 | | 8文33 | | 100文 |
| " | " 71 | | 2分+48文 | 2分+48文 | | | 1両+55文67 | 56.27 | | 16.58 | | 89.95 |
| " | " 138 | | 1両+7文91 | 1両+7文91 | | | 67.35 | 25.00 | | 6.25 | | 3両0.0 |
| " | △ 302 | 2両00 | 4両1分0米 | 2両+29文52 | | | | 2分1米 | | 1両0分1米 | | 1.2.0 |
| " | ◎ 143 | | 1両+7文 | 1両+7文 | | | 3分+3文 | 1.0 | | 5文00 | | 4.1.0 |
| 万延元年 | ◎ 200 | | 1両2.1 | 1両2.1 | | | | 2.1 | | 2米 | | 2.1.0 |
| " | △ 163 | | 1両3分+1文36 | 1両3分+1文36 | | | 1両1分+8文 | 1分+1文80 | | 5文63 | | 2.0.0 |
| " | | | | | | | | | | 1分2米+2文8 | | 1.3.2 |

(筆者蔵「本木家諸用控帳」による)

本木家の経営はまだ小規模で、集荷機構が未完成であったことを示すものであろう。それが嘉永以降になると、むしろ仲介・取次的業者に發展し、口銭でもって利潤を上げるようになるのである。

手板については別項で触れたが、その添金は運賃で、性質上大体の場合は概算であるから、後に京都からの仕切書によって精算される。「手板不足、田保・中村・池勤拂」などに見えるのはその例で、相對取引の際の慣行である。相對取引によって發送した紅花荷に対する精算仕切に際しては、「歩引」という規定が適用される。それは「為御登御荷物御支配付之分、代金百兩ニ付壹兩貳步ツ、之割を以歩引致」というのが定法であるが、その制定の年代や理由は判然としていない。推測するに最初は荷物輸送途上における損傷、或は目減り等に対する損害補填という意味のものであつたらう。というのは、「為御任之向者正味取引」が本筋であつた為任荷については、古くはこの制度が適用されなかつたのである。

この歩引制度は時代の下るに従つて慣行化し、むしろ手数料的な意味を含めて、問屋側の利潤に化したように思われる。こういう変質につれて、「歩引」とは別に「さし」ということが行なわれるようになったことは注目される。最上屋喜八に対する貫津（天童市）の赤塚庄次郎の手板に「貳拾袋入三丸、内さし貳袋有」、同じく山形の小林彦右衛門の手板に「廿四入三丸、内さし貳ツ有」と見えるのがその例である。これは目減りを予想する荷主たちが、余分に若干の袋数を差加えるもので、若し着荷計量の結果、目減りが無ければ、問屋側では有効荷量の中に加えて代金決済を行なう性質のものであつた。

正味取引を旨とする為任荷の場合は、その性質上、「さし」も「歩引」も不要であつたが、歩引きの本来の意味が変質して来ると、問屋側は合議して為任荷にも歩引制を適用、しかも歩引率を「一半引」に引上げた。すなわち、天保七年（一八三六）の四月に京都紅花屋中の名で、諸国紅花荷主中に対し、従来の正味取引を改め「當新花を為御任之向も御支配同様ニ歩引仕」る旨を、口上書をもって一方的に通告するに至つたのである。この措置に対し、為任荷主がどのような反応を示したかは明らかでない。

4 京都・荷問屋の卸売り

さて、京都の荷受け、或は仕切込み問屋たる荷主に集荷された紅花は、「すあい」と称する相場師を仲介として、紅粉屋や紅染屋に分売される。近世後期における最上紅花の買付人として屈指の荷宿であった最上屋喜八の例を見よう。同店の弘化四年（一八四七）から嘉永二年（一八四九）にかけての「紅花代金帳」によると、売渡し代金決済のついた取引紅屋が四五名、その中には京都市中の紅所として有名な中村屋善兵衛・綿屋徳兵衛・小紅屋和泉掾・松屋伝右衛門・玉屋弥兵衛なども見える。その外に、附込み売りになっている分が多数記帳されている。

これらの取引人のうち、中村屋善兵衛の場合を例に売渡しの実態を見ると、凡そ次表の通りである。この中村屋は、天明四年（一七八四）に定まった御広敷御用紅染屋三四軒に加わる有力な紅染屋であった。最上屋がその中村屋に売付けた数量は、嘉永元年には一六五〇袋（約二六駄）、翌二年には一二四〇袋（約二〇駄）に及んでいる。これらの年の最上屋が取扱った紅花の総量は不明であるが、僅か中村屋一軒に対する年間販売量が二〇駄以上に達していることから見れば大凡の想像が出来るであろう。

次に本表を見て気をつけることは、中村屋に売渡した殆どが⑤長谷川吉郎次と⑥長谷川吉内からの出荷品に限られていたことである。しかもその銘柄から判断すれば、大部分は仙南産のものであったと思われる。当時の仙台紅花は、最上産のものに比して品質が遙かに勝れていたから、巨大な商業資本家であった両家は、近世末期頃から仙台地方に進出して、優良品の買付けに当たっていたことは前記の通りである。中村屋が御用紅染屋という特権商人であったから、最上屋は特に両家の仙台花を売り付けたのである。これは勿論、中村屋の特配要求に対しての融通であろう。

販売を委託された荷受商人の場合は、時代によっては多少の差はあるが、一分二厘ないし一分五厘の委託口銭料を

第三章 紅花商人の成立と発展

相対引きしていたことは前記の通りであるが、さらに販売に際しては、荷受商人と言えども、内密の利潤を得ていたことは言うまでもない。

販売は主として京都内の紅屋を相手としたことは前記の通りであるが、時には問屋同志間で融通することも行なわれた。紅花の産地が特定化しており、しかも遠隔地にあつたために、或る問屋の保有紅花が不足する場合が生じて、速急に充足することは不可能であつたから、特に相互融通の慣行が必要となつたが、その場合は原価融通を本態とするから、若干の手数を世話料という形で、在方荷主に仕切られる。

文久二年（一八六二）に伊勢屋利右衛門から本木林兵衛に出した仕切（しきり）を見ると、伊勢屋が一一八両三分二朱余で引

受けた三丸（六〇袋）に対し、一半引の一両三分と二匁三厘を差引いたが、この荷はそのまま伊勢屋源助に融通し、その世話料としてさらに三朱を差引いている。また嘉永七年（一八五四）の西村屋清九郎仕切によると、綿屋勇蔵に

最上屋喜八より中村屋に売渡した紅花量

| 年 度 | 屋号・商標 | 数量 | 売 代 金 | |
|-------|----------|--------|--------------|--------------|
| 嘉永元年春 | 源氏山 | 75 | 46.3.2 — | |
| | 〃 〃 | 81 | 65.3.0 — | |
| | 〃 仙通 | 60 | 47.3.0.3.75 | |
| | 〃 仙東, 仙英 | 155 | 93.0.2.7.03 | |
| | 〃 仙山 | 84 | 59.0.0.3.75 | |
| | 〃 仙徳 | 130 | 77.0.2.3.75 | |
| | 〃 秋紅花 | 215 | 73.3.2.1.87 | |
| | 〃 仙通 今仙飛 | 222 | 149.0.2.1.87 | |
| | 〃 仙旭 | 77 | 61.0.2.2.81 | |
| | 〃 芳雨, 上梁 | 168 | 68.1.0 — | |
| | 〃 匡福 | 72 | 37.0.2 — | |
| | 〃 金緋 | 131 | 71.2.2.0.93 | |
| | 〃 秋 | 仙改, 仙旭 | 180 | 185.2.2 — |
| 嘉永2年春 | 〃 仙改 仙旭 | 180 | 145.2.2 — | |
| | 〃 仙本福 | 120 | 125.2.2 — | |
| | 〃 仙谷風 | 65 | 65.0.0.0.93 | |
| | 源氏山 | 133 | 114.1.0.2.81 | |
| | 源氏小松 | 88 | 90.0.0.3.75 | |
| | 源氏高 | 54 | 60.3.0 — | |
| | 源氏蜀紅 | 88 | 74.1.2 — | |
| | 〃 仙丹 | 114 | 124.2.2.3.75 | |
| | 〃 仙花口 | 92 | 80.0.0.0.20 | |
| | 〃 仙狼 | 64 | 54.0.0 — | |
| | 源氏奥一 | 78 | 73.0.2 — | |
| | 〃 盆後 | 〃 水国司 | 89 | 105.2.2.3.75 |
| | 〃 水勢力 | 75 | 82.0.0.1.07 | |

(山大博物館蔵「最上屋紅花代金帳」による)

渡した世話料として、一駄八袋分の本木が受け取るべき金額七七兩二分二朱から一分を差し引いているが、これは前者に比べると非常に高率である。これらの例から見ると、この種の世話料は一定率の規定はなく、むしろその時の需給事情によって相対決定されたものである。

融通を受けた伊勢屋源助や綿屋勇蔵は、何れも有力な紅花商人仲間であり、別に前記「最上屋紅花代金帳」を見ると、同じ仲間の近江屋伊助・綿屋勇蔵・伊勢屋利右衛門・近江屋佐助などにも分譲しており、この種の相互扶助的融通は案外多かったものと思われる。

5 代金の決裁法

紅花荷の発送は、平年においては旧七・八月中にその大半を終えるが、上方との需給関係によっては、秋から翌年の春までかかる場合もある。しかし、「紅花之儀者秋風相立候迄積置候而ハ、格別掛目も相減、捌方不宜、難渋至極仕候」ものであるし、また、翌年まで売れ残ったものは、いわゆる「古花」として値段も下落するので、生産地の荷主たちは、出来る限り年内に処理することが大切であった。従って、代金の決裁は十月から極月頃までに完了したが、遅くも翌三月節前までに一切の取引関係を済ますのが普通で、春送りの若干のものも旧盆前には精算が出来た。生産地の紅花荷主たちは、その大部分が上方物資や北海道(五十集物類)の仕込問屋として、手広な店舗営業を行なっていると同時に、また卸売業を営んでいるのが普通の形態であったから、販売物資の仕入れのためには、資金の回収・運用に細心の留意を払ったことは言うまでもない。商人たちにとって、この回収と運用の関係を抜け目なく処理して行くことが、利潤獲得の鍵であった。時代は多少上るが、延享元年度(一七四四)の稲村家の資金の廻転と、それによる再生産の状況を例示すると凡そ次のようである。¹²⁾

一、晒蠟百五拾九貫百五匁 針生買

代百兩貳百七拾七文

外ニ九百六拾文 箱代

壹貫貳百文 御役

メ貳分三百拾七文

又貳貫文 駄賃 山形迄

右蠟山形ニ而売り貫目

百五拾八貫九百廿匁

代金百六兩貳分六百八拾壹文

外ニ九百六拾文 箱代

内壹貫三百八拾四文 口永

残り百六兩貳分貳百五拾七文

右金ニ而紅花買候

四駄半

代金百貳拾六兩壹分貳百九拾五文

右引殘

拾九兩三分廿八文 久四郎殿より出し

右紅花江戸売りニ成

代百廿九兩

仍而本引残り 式兩壹貫七拾貳文

右代ニ而繰綿廿壹本買候

代百貳拾貳兩三分七百五拾四文

内百五兩貳分式百五拾四文 渡し申候代

拾三兩貳分七百九拾貳文 子ノ十一月渡

代金の決済には凡そ三通りの方法がとられた。売買には、先にも述べたように、最初から需要地の相場任せという委託の形をとる場合もあったが、大部分は相場に見合う相対売買であったから、荷送りと同時に、一駄標準の相場値段と代金支払期日が契約される。支払方法の第一は現金輸送である。例えば、天明元年（一七八一）霜月に、京都の若山屋喜右衛門から谷地の柴田弥右衛門に出された仕切書^{（註）}を見ると、「売附紅花代金不残差下し此表無出入相済申候」と、凡そ五一兩程の代金を福島まで下している。これは恐らく嶋屋便に託したものであろうが、天明年間の嶋屋の通送業務は、福島までしか伸びていなかった。これは恐らく嶋屋便に託したものであろうが、天明年間の嶋屋の通その後文化の初め頃になって、嶋屋が山形に支店を設け、嘉永頃からは京屋が進出したので、山形における金銀の通送や為替業務も順調になった。

しかし、産地で雑貨の仕込問屋の性格をもっている商人の場合は、紅花代金が直ちに上方物資の仕入金に運用する関係から、大体は京都や江戸の現地で直接支払いが行なわれることが多い。そのためには、前記のように主人が上京するか、或は支配人を滞在させておくかして精算に当たらせる。それが不可能の際には、特殊契約を結んでいる現地

の間屋に委嘱して代行させる。例えば、宝沢村の会田六郎右衛門家の史料⁽¹⁾などを見ると、宝曆から明和にかけての仕切書では、京都の松任屋徳兵衛から会田宛に出されているけれども、実際は「以相對を売買仕代金不残西川源助殿相渡し、此表無出入相済申候」と、現金は京都の西川源助に渡しているし、また別の仕切書を見ると、山形屋八郎右衛門との紅花取引に際しても、現金仕払いは西川久左衛門及び同源助との間に行なわれている。この西川久左衛門は江州八幡の豪商で、源助は西川の京都出店の経営責任者であった。西川は宝曆以前に早くも山形十日町に同族の一人たる西川孫七なるものを派して出店を設け、江州産の蚊張などを販売させ、その見返り物資として紅花や青苧の集荷に当たらせていた關係から、会田家とも流通上の深い連繫があったために、会田が仕払うべき品代として、山形屋を通じて西川の本店に直渡しを依頼したものと見られる。

仕切

巳ノ十月廿日

但シ五拾両かへ

一金五拾両三歩ト

矣木印最上紅花沓駄沓袋

銀沓奴九分五リ

但シ五拾貳両かへ

一金百四兩

矣仙丹印 仙台紅花貳駄

メ金百五拾四兩三歩ト

銀沓奴九分五リ

右之通以相對を売買仕代金不残西川源助殿相渡し此表相済申候也若拔袋算用違等御座候ハ、再指引可仕候 以上

宝曆十二年五月十八日

松任屋徳兵衛

會田六郎兵衛殿

西川 源助殿

第三には荷為替の利用である。この方法は、現金輸送に伴う不便・危険を避け得るばかりでなく、経費の節減、現金の早期決済が出来るから、非常に便利であった。近世後期になると、地方の富商・豪農に金融業者として為替業務を取り扱うものが発達して来たので、その利用度がいよいよ高まった。それは、前項で述べた山形の佐藤利兵衛家の場合でも充分に窺われることである。村山地方の紅花荷主が利用した為替は、言うまでもなく、京都の紅花屋から代金を取り立てる、即ち代金取立為替の一種で、紅花荷発送と同時に荷為替を組み、荷物を引当―担保として金融業者から前金決済を受けて手形を出すことになる。そして、京都の紅花問屋には別に「為替金請取証文」を送って、期日限り手形金額を支払うよう通知するのである。この場合、手形を受けた金融業者は、多くは上方物資の仕込問屋を経営していたので、自ら上京して手形を提示し、直接的に代金を取り立てたか、或は取引業者に手形を送って取り立てを依頼し、別はその業者との間の貸借決済に当てていたようである。次に、当時の紅花荷為替の一例を掲げよう。

紅花為荷替金請取証文之事

一步判金拾八兩三步也

此引当④印生入紅花 但 拾九袋入壹丸
拾八袋入壹丸
貳丸

右者私仕入紅花為替ニ相渡、於当地榎藤左衛門殿、右金髓ニ請取申所実正也、依之右為替金於京都ニ榎藤左衛門殿十月晦日限り此手形を以請取候向可被成候条、右紅花荷物引受、書面之金子無相違、早速御渡可被下候、為後日紅花荷物引当金請取手形仍而如件

文政元年寅八月

羽州最上大町村

武田才兵衛

京都烏丸通錦上ル所

若山屋喜右衛門殿

紅花荷為替金請取置証文之事

一金百五拾壹兩ハ

但歩判金也

此引当紅花荷物

(商標別省略) 拾七箇)

右之通京都若山屋喜右衛門殿江紅花荷為替取組、本紙証文相渡、右荷物着次第、右金十月晦日限本紙引替ニ相渡可申候、若右荷物海上積船難風ニ逢、荷物濡攪又者打荷致不足出来候共、聊無相違殘荷物引取、積船惣仲間割合懸り物、若松屋喜右衛門殿、為相渡可申候、若京都ニ而売損出来不足金御座候ハ、此手形を以於爰元無相違急度相渡可申候、万一破船ニ而荷物皆無流失いたし候ハ、兩損ニ而、互ニ出入無御座候、為後日置証文仍而如件

文政元年寅八月

大町村荷為替主

6 代金回収不能と出世証文

京都の紅花商人十四軒が、紅花売買独占権を得て、紅花問屋を設立した享保二十年以来、「紅花売買勝手悪しく罷り成り」、生産地の商人たちが迷惑を蒙ったのみならず、「拾四軒問屋之内、潰と申立て、紅花代金相渡不申候故、困窮之商人共紅花商売難成、迷惑至極」というような事態がしばしば発生した。特に元文年間には若山屋勘右衛門・紙屋勘兵衛・若山屋喜右衛門・伊勢屋理右衛門という大筋の紅花問屋が潰れ（倒産）を申立て、最上商人に与えた損害だけでも実に七千両に達したのである。これが動機となって、最上紅花商人たちの問屋仲間廃止運動が勃発し、遂に明和二年の紅花問屋名目禁止令が出るに至ったことは、第五章に詳述した通りである。

生産地荷主と京都問屋との間の取引きは主に相対で行なわれるが、問屋と紅粉屋・紅染屋との間の取引きは、生産地荷主に対して白地売買（あからまきの恵）にはなっていないから、売買の独占権をもつ問屋に乗せられる機会が多かったのは当然であろう。前記四軒の問屋が倒産の状態に陥った経済的な理由は不明であるが、その後もこの四軒は堂々と問屋仲間としての権力を振っていたことからみると、潰れと称することに多くの疑問が残る。遠隔地取引きという不利な条件の中に、問屋の専権が行使されれば、とかくこういう不明朗な問題が発生し易く、従って、生産地側の受ける謂れない被害も絶えなかった。

潰れによるこの代金不払いの外に、宝暦頃の一般的傾向として現われて来たことに、代金支払いの遅延問題がある。

それまでの郡内特産物荷主商人たちは「九、十月ニハ紅花荷物不残売払罷下り、其金子ヲ以雜穀・たばこ之類買入」れるという商法をとっていたから、商品作物を生産し、或は、若干の余剩雜穀を保有する耕作農民たちにとっては、「諸色金子の通用能、小物成金納等ニ手間無之」、経済的安定を得ていた所、宝曆頃からは「問屋方仕癖之不宜ニ、おのづから不捌ニ相成、翌春夏迄も持越シ、一国之金子不足故、売物下直ニ而、金子之手配リ差間」、農民の中には飢渴に及ぶ者や、商人の中には経営の不振に苦しむ者も生ずるに至った。この頃から農民層の分解が顕著になるが、その原因の一つがここにも見られる。

問屋側の不実な行為は、明和以後の自由売買制になつても止まず、両者間の紛糾は絶えることがなかつた。その不正を監視し防止するために、生産者や荷主たちが京都に「紅花売買会所」や「紅花世話所」設置運動を展開するのもこの頃からであるが、京都における市場流通に関して、支配的な権力を占めている紅花屋仲間の團結には対抗出来なかつた。しかし、自由売買制の結果は、旧問屋間にも競争意識が発生すると共に、新興紅花商人が拾頭して、相互間の対抗が激烈になつて来て、中には旧勢力の敗亡を見るようになった。その一例を近江屋九郎兵衛に見ることが出来る。

この頃になると、潰れと称する倒産名目による代金踏み倒しの強引さより、やや合法的な支払い無期延期という方法がとられる場合が多くなつたように見える。即ち「出世証文」による支払い中止である。近江屋九郎兵衛は天明頃には大奥御用紅花撰方仲間十二人の中に加わつていた大手筋の紅花商人であつたが、寛政の頃から商売不振に陥り、享和二年（一八〇二）の秋に、谷地の和泉屋（榎）藤左衛門が送つた紅花式駄片馬余の代金九拾兩三步の支払いが出來ず、十ヶ年賦返済を願つている。続いて翌三年の秋に和泉屋藤左衛門と寒河江の安達屋又三郎の両荷印をもつて、紅花込荷五駄を発送したが、その代金一九六兩二分ト銀八匁六分四厘のうち、百兩だけは文化二年（一八〇五）の暮

までに支払うことを約し、残高九六兩二分余をいわゆる出世証文(16)にして無期限返済ということにした。その理由は全く「身上不如意」ということで、返済については「私出世迄御延引」という約定であった。

紅花代金借用出世證文之事

一金九拾六兩貳分

銀八匁六分四厘

但シ元金百九拾六兩貳分

銀八匁六分四厘

内金五拾兩 此度正金御渡申候

又金五拾兩 当丑五月十二月兩度ニ
御渡し可申答別紙証文表

メ差引残り也

右著去々秋大津蔵入之紅花荷物藤左衛門殿御上京被成、御最眞御差函を以私宅江送り込ニ相成候處、去ル亥之極月限売代金売先々請取、且同翌早春目錄表不殘御国元江早速差下し可申金子ニ御座候處、私近年身上不如意ニ付無筋ニ勝手成方江遣込ミ、延引ニ相成、御国元々度ニ預御催促候得共、其後調達も出来兼當惑致居候處、去冬中為御催促御支配御兩人御上京被下御面談、御申訳可仕様も無之、尚又皆済可仕手段も無之、甚不埒之段恐入候得共、已ニ渡世も相休ミ居候程故、身上躰も日々行詰り、一向金子出方も無之、殊更去ル戌年御差荷紅花代金も、格別御憐愍を以十ヶ年賦ニ御取立御願申上置候上ニ而、重々不届成ル致方故、一通之挨拶ニ而ハ御聞済も無之答と、可申上言葉ニも行當り不申、當時如何様ニも致方無之、乍思ひ日数延々相成候處、無謂取込候金子故、町役

方江御願被成、既ニ御公訴ニも可相成段、則御旅宿扇屋正七殿ノ御内意有之、驚入奉存候、若ヤ江戸御出訴ニも相成候而ハ、私家名ハ勿論、町内迄も及難渋候義不軽事、甚以恐入歎ケ敷被存候、依之ひたすら御歎キ申上、書面之通本金之内金百兩都合當中ニ差入、別紙證文表ニ而御請取被下、殘金九拾六兩貳分八匁六分四厘ハ、我等出世候まで御延引御用捨被下、仕合證文ニ而御聞濟被成下候様、大黒屋久左衛門殿御取扱并扇屋正七殿御添言を以御詫御願申上候处、御承知難被成趣之所、厚キ御恩召を以て前書之通殘金ハ我等家名出世迄御待被下候様御聞濟被成下、重々難有存候、誠ニ右金子之義ハ格別之御慈愛を以私出世迄御延引被成下候上ハ、此已來何卒御陰を以渡世相働キ、私家名相統仕不致等閑ニ、紅花問屋ニ而身上行立次第、可成文ケ追々ニも返納可仕候、為後日年延金借用證文仍而如件

文化二年丑二月

京東洞院六角下ル町

紅花代借用人

近江屋九郎兵衛

羽州最上谷地

和泉屋藤左衛門殿

同 寒河江

安達屋 又三郎殿

御支配衆中

この出世証文は別に「仕合証文」ともいう。文政三年（一八二〇）正月に村山屋七兵衛から長崎の柏倉文蔵に宛てた仕合証文は、紅花代金約一一〇兩の借用に対するもので、文中に「自然私貯金等仕不埒之儀御座候ハ、此一札を

以如何様ニモ御取立可被成候」ということを附記している。しかし、これら証文が抹消されずに債権者側に残存している事實は、結局、近江屋や村山屋が債務を果さなかったことを意味する。返済不履行が営業不振の結果であるとすれば、近江屋や村山屋との紅花取引商人は、殆どこういう被害を蒙った筈で、生産地における損害は莫大な額に及んだことであろう。

町方・在方を問わず、豊富な財力と進歩的な企業性を持つ大商人は別として、群小の商人たちの中には、相場の暴落などによって大きな損失を受け、再起不能に陥る場合があったが、取引先の経営不振や策謀などによる代金不払い問題に遭遇して蒙る被害はさらに大きかったであろう。紅花代金はその他の換金作物の収入に比して金額も大きく、秋から春にかけての物資仕込み金に当てられるものであったから、代金の不払いや遅延は決定的な痛手となることは当然である。地方の荷主や商人層に絶えず勢力の交替が見られるのは、単に自身の放漫的な経営ばかりに因るものではなくして、このような相手側の不正不実が原因となることが多かった。

代金支払いに関する紛争は、遠隔地商人にとっては一つの宿命的なもので、敢て紅花の取引に限ったことではない。村山地方における青苧の大商人であった大谷村(朝日町)の白田弥次右衛門の場合を引用すると、文政十一年前後だけでも、青苧の取引きについて近江商人との間に、「荷物途中ニ而差留候出入」、「青苧売懸ヶ出入」、「白苧青苧売代金滞出入」⁽²⁾などが起きているが、何れも近江商人たちの不正強引な謀略による代金不払訴訟であって、荷主やその支配人の監視の行き届かない所に発生しているのである。

(1) (2) 高橋武彦著「高忠古文書叢書—奥羽大河原紅花の巻—」

第三章 紅花商人の成立と発展

- (4) 「大町念佛講帳」
- (5) 大日本近世史料「諸問屋再興調四」
- (6) 丸山茂採録史料
- (7) 著者蔵史料
- (8) 京都府立総合資料館蔵史料
- (9) 山大博物館蔵「最上屋文書」
- (10) 著者蔵史料
- (11) 大日本近世史料前出
- (12) 山大博物館蔵「稲村家文書」
- (13) 著者蔵史料
- (14) 横久右工門家蔵史料
- (15) 著者蔵史料
- (16) 著者蔵史料
- (17) 著者蔵史料
- (18) 著者蔵史料
- (19) 明大刑事博物館蔵「柏倉家文書」
- (20) 著者蔵史料